

令和2年 第1回

# 宿毛市議会定例会会議録

令和2年3月3日開会  
令和2年3月19日閉会

令和元年第二回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

令和2年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (令和2年3月 3日 火曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時02分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
(諸般の報告)	
(行政方針の表明)	
○日程第3 議案第1号から議案第42号まで	13
(提案理由の説明)	
市 長	13
散 会 (午前11時12分)	
請願文書表	17
陳情文書表	18
----- . . . -----	
第 2 日 (令和2年3月 4日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (令和2年3月 5日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (令和2年3月 6日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (令和2年3月 7日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (令和2年3月 8日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (令和2年3月 9日 月曜日)	
議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19

欠席議員	19
事務局職員出席者	19
出席要求による出席者	19
開 議 (午前10時02分)	
○日程第1 一般質問	21
1 川田栄子議員	21
市 長	21
川田栄子議員	22
市 長	22
川田栄子議員	22
市 長	23
川田栄子議員	23
市 長	23
川田栄子議員	24
市 長	24
川田栄子議員	24
市 長	24
川田栄子議員	24
市 長	24
川田栄子議員	24
市 長	24
川田栄子議員	25
市 長	25
川田栄子議員	25
市 長	25
川田栄子議員	25
市 長	26
川田栄子議員	26
市 長	26
川田栄子議員	26
市 長	27
川田栄子議員	27
市 長	28
川田栄子議員	28
市 長	28
川田栄子議員	29
市 長	29

川田栄子議員	29
市 長	29
川田栄子議員	30
市 長	30
川田栄子議員	30
市 長	30
川田栄子議員	30
市 長	31
川田栄子議員	31
市 長	32
川田栄子議員	32
市 長	32
川田栄子議員	33
市 長	33
川田栄子議員	33
市 長	33
川田栄子議員	34
市 長	34
川田栄子議員	35
市 長	35
川田栄子議員	35
市 長	35
川田栄子議員	35
2 今城 隆議員	36
教 育 長	36
今城 隆議員	37
教 育 長	37
今城 隆議員	37
教 育 長	38
今城 隆議員	38
教 育 長	38
今城 隆議員	39
教 育 長	40
今城 隆議員	41
教 育 長	42
今城 隆議員	42
教 育 長	42

今城 隆議員	4 2
教 育 長	4 3
今城 隆議員	4 3
教 育 長	4 3
今城 隆議員	4 3
教 育 長	4 4
今城 隆議員	4 5
教 育 長	4 5
今城 隆議員	4 5
市 長	4 6
今城 隆議員	4 6
市 長	4 6
今城 隆議員	4 6
市 長	4 6
今城 隆議員	4 7
市 長	4 7
都市建設課長	4 7
今城 隆議員	4 7
市 長	4 7
今城 隆議員	4 7
市 長	4 8
今城 隆議員	4 8
市 長	4 8
今城 隆議員	4 8
市 長	4 8
今城 隆議員	4 8
市 長	4 8
今城 隆議員	4 8
市 長	4 8
今城 隆議員	4 9
市 長	4 9
今城 隆議員	4 9
市 長	4 9
今城 隆議員	4 9
市 長	4 9
今城 隆議員	5 0
市 長	5 0

都市建設課長	5 0
今城 隆議員	5 0
市 長	5 0
今城 隆議員	5 0
市 長	5 0
今城 隆議員	5 1
市 長	5 1
都市建設課長	5 1
今城 隆議員	5 1
市 長	5 1
都市建設課長	5 1
今城 隆議員	5 1
市 長	5 2
今城 隆議員	5 2
市 長	5 3
今城 隆議員	5 3
市 長	5 3
今城 隆議員	5 3
市 長	5 3
今城 隆議員	5 4
市 長	5 4
今城 隆議員	5 4
3 松浦英夫議員	5 4
市 長	5 5
松浦英夫議員	5 5
市 長	5 6
松浦英夫議員	5 6
市 長	5 6
松浦英夫議員	5 6
市 長	5 6
松浦英夫議員	5 7
市 長	5 7
松浦英夫議員	5 7
市 長	5 7
松浦英夫議員	5 7
市 長	5 8
松浦英夫議員	5 8

	市 長	5 9
	松浦英夫議員	5 9
	市 長	6 0
	松浦英夫議員	6 0
	市 長	6 1
	松浦英夫議員	6 1
	市 長	6 1
	松浦英夫議員	6 2
	市 長	6 2
	松浦英夫議員	6 2
	市 長	6 2
	松浦英夫議員	6 3
	市 長	6 3
	松浦英夫議員	6 3
4	山戸 寛議員	6 4
	市 長	6 4
	山戸 寛議員	6 4
	市 長	6 5
	山戸 寛議員	6 5
	市 長	6 5
	山戸 寛議員	6 5
	市 長	6 6
	山戸 寛議員	6 6
	市 長	6 7
	山戸 寛議員	6 7
	市 長	6 8
	山戸 寛議員	6 8
	市 長	6 8
	山戸 寛議員	6 8
	市 長	6 9
	山戸 寛議員	6 9
	市 長	6 9
	山戸 寛議員	6 9
	市 長	6 9
	山戸 寛議員	6 9
	市 長	7 0
	山戸 寛議員	7 1

市 長	7 1
山戸 寛議員	7 1
市 長	7 2
山戸 寛議員	7 2
市 長	7 2
山戸 寛議員	7 2
○日程第2 議案第1号から議案第42号まで	7 3
質疑	7 3
1 松浦英夫議員	7 3
土木課長	7 3
松浦英夫議員	7 4
土木課長	7 4
松浦英夫議員	7 4
福祉事務所長	7 4
松浦英夫議員	7 5
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	7 5
松浦英夫議員	7 6
2 川田栄子議員	7 6
企画課長	7 6
川田栄子議員	7 7
総務課長	7 7
川田栄子議員	7 8
商工観光課長	7 8
川田栄子議員	8 0
3 山戸 寛議員	8 0
農業委員会事務局長	8 0
山戸 寛議員	8 0
散 会 (午後4時29分)	
議案付託表	8 2

第 8 日 (令和2年3月10日 火曜日) 休会

第 9 日 (令和2年3月11日 水曜日) 休会

第10日 (令和2年3月12日 木曜日) 休会

第11日 (令和2年3月13日 金曜日) 休会

----- . . ----- . . -----  
第12日（令和2年3月14日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第13日（令和2年3月15日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第14日（令和2年3月16日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第15日（令和2年3月17日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第16日（令和2年3月18日 水曜日） 休会

----- . . ----- . . -----  
第17日（令和2年3月19日 木曜日）

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	85
事務局職員出席者	85
出席要求による出席者	86
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第42号まで	87
（議案第1号）	
討論・表決	87
（議案第2号から議案第42号まで）	
委員長報告	
予算決算常任委員長	87
総務文教常任委員長	91
産業厚生常任委員長	92
質疑	93
（議案第2号から議案第42号まで）	
討論・表決	93
○日程第2 請願第3号及び陳情第7号外1件	93
（請願第3号及び陳情第7号）	
委員長報告	
総務文教常任委員長	93
産業厚生常任委員長	94
質疑	94
（請願第3号）	

討論	9 4
今城 隆議員 (反対)	9 4
寺田公一議員 (賛成)	9 6
川田栄子議員 (反対)	9 6
表決	9 8
(陳情第 7 号)	
討論	9 8
今城 隆議員 (反対)	9 9
岡崎利久議員 (賛成)	1 0 0
表決	1 0 0
(陳情第 8 号)	
継続審査	1 0 0
○日程第 3 委員会調査について	1 0 0
継続調査	1 0 0
○日程第 4 意見書案第 1 号	1 0 0
(提案理由の説明)	
山戸 寛議員	1 0 0
質疑	1 0 2
委員会付託省略	1 0 2
討論・表決	1 0 2
(閉会挨拶)	
市 長	1 0 2
閉 会 (午前 1 1 時 2 2 分)	
委員会審査報告書	1 0 5
陳情審査報告書	1 0 9
請願審査報告書	1 1 0
閉会中の継続審査申出書	1 1 1
閉会中の継続調査申出書	1 1 2
意見書案第 1 号	1 1 5

— — — — — • • — — — — —

付 録

一般質問通告表	付一 1
議決結果一覧表	付一 3
議 案	付一 3
請 願	付一 6
陳 情	付一 7

令和2年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和2年3月3日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 諸般の報告
- 行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第42号まで

- 議案第 1号 専決処分した事件の承認について
- 議案第 2号 令和元年度宿毛市一般会計補正予算について
- 議案第 3号 令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 4号 令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
- 議案第 5号 令和元年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
- 議案第 6号 令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
- 議案第 7号 令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 8号 令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
- 議案第 9号 令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第10号 令和元年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
- 議案第11号 令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第12号 令和2年度宿毛市一般会計予算について
- 議案第13号 令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第14号 令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
- 議案第15号 令和2年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
- 議案第16号 令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
- 議案第17号 令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
- 議案第18号 令和2年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
- 議案第19号 令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
- 議案第20号 令和2年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
- 議案第21号 令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
- 議案第22号 令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第23号 令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第24号 令和2年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第25号 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 議案第26号 宿毛市人材のまち基金条例の制定について

- 議案第 27 号 横瀬川ダムクライミング施設の設置及び管理に関する条例の制定  
について
- 議案第 28 号 宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 議案第 29 号 宿毛市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 議案第 30 号 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 議案第 31 号 宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 議案第 32 号 宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例について
- 議案第 33 号 宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 議案第 34 号 宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 35 号 市道路線の認定について
- 議案第 36 号 市道路線の変更について
- 議案第 37 号 市道路線の廃止について
- 議案第 38 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広  
域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 議案第 39 号 宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の  
事務の委託について
- 議案第 40 号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及  
び高知県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 41 号 高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴  
う財産処分について
- 議案第 42 号 高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合  
が脱退することに伴う財産処分について

----- . . . -----

## 2 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1 号から議案第 42 号まで

----- . . . -----

## 3 出席議員（13名）

- |     |     |       |     |     |       |
|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| 1 番 | 今 城 | 隆 君   | 2 番 | 堀   | 景 君   |
| 3 番 | 三 木 | 健 正 君 | 4 番 | 川 田 | 栄 子 君 |

5番	川村	三千代	君	7番	高倉	真弓	君
8番	山上	庄一	君	9番	山戸	寛	君
10番	岡崎	利久	君	11番	野々下	昌文	君
12番	松浦	英夫	君	13番	寺田	公一	君
14番	濱田	陸紀	君				

----- . . ----- . . -----

#### 4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

#### 5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈	淳司	君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良	和美	君
議事係長	宮本	誉子	君

----- . . ----- . . -----

#### 6 出席要求による出席者

市長	中平	富宏	君
副市長	岩本	昌彦	君
企画課長	黒田	厚	君
総務課長	河原	敏郎	君
危機管理課長	岩本	敬二	君
市民課長	沢田	美保	君
税務課長	山岡	敏樹	君
会計管理者兼 会計課長	佐藤	恵介	君
健康推進課長	和田	克哉	君
長寿政策課長	桑原	一	君
環境課長	岡本	武	君
人権推進課長	谷本	裕子	君
産業振興課長	谷本	和哉	君
商工観光課長	上村	秀生	君
土木課長	川島	義之	君
都市建設課長	小島	裕史	君
福祉事務所長	河原	志加子	君
水道課長	平井	建一	君
教育長	出口	君男	君
教育次長兼 学校教育課長	中山	佳久	君

生涯学習課長	
兼 宿毛文教	楠 目 健 一 君
センター所長	
学 校 給 食	山 戸 達 朗 君
センター所長	
農 業 委 員 会	岩 田 明 仁 君
事 務 局 長	
選 挙 管 理 委 員 会	児 島 厚 臣 君
事 務 局 長	

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開会

**○議長（野々下昌文君）** これより令和2年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

新型コロナウイルス感染症予防のため、今議会において、マスクの着用を認めるとともに、適宜休憩をとり、議場の換気を行いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において寺田公一君及び濱田陸紀君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

**○議会運営委員長（寺田公一君）** おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請を受け、去る2月28日に議会運営委員会を開催いたしまして、今議会に提案される議案、一般質問等を勘案の上、決定をいたしておりましたが、高知市のみならず、隣接する愛南町において、新型コロナウイルス感染症の患者が確認されたことを受け、昨日、宿毛市として対策本部を立ち上げ、全庁体制で対応に当たっていることを踏まえ、急遽、議会運営委員会を開催いたしました。

結果、市民の健康を守る対策を第一に考え、一般質問への聞き取り調査等、議会对応に割かれる職員の負担軽減も考慮する中で、10名の一般質問予定者に対して、今議会において、必要性、緊急性のある質問に限って行うことを要請したところ、6名の議員から取り下げ協力が得られましたことを受けて、一般質問の日程を

短縮して、3月19日までの17日間の会期と決定いたしましたので、報告をいたします。

**○議長（野々下昌文君）** お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月19日までの17日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

**○議長（野々下昌文君）** 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日までに、請願1件及び陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めまので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

**○市長（中平富宏君）** 皆様、おはようございます。

本日は、令和2年第1回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

行政方針の表明に先立ち、世界中を震撼させております新型コロナウイルス感染症の本市の対応について、御報告をさせていただきます。

昨年12月に、中華人民共和国の湖北省武漢市を中心に発生しました新型コロナウイルス感染症は、この数カ月間で世界各地に広がりまして、多くの国で脅威を与えているところでございます。

日本におきましても、患者数の増加は連日報道されており、クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号の乗客や、中国からの帰国者のチャーター便の乗客を除き、3月2日現在では、22都道府県で221名の患者が報告されております。

マスクの品切れを初め、各種イベントの中止や、海外旅行者の減少など、国民生活や経済活動に多大な影響を与えているところでございます。

本市のこれまでの取り組みといたしましては、高知県で、2月4日に高知県新型コロナウイルス相談センターが設置されたことにより、市民からの問い合わせがあれば、同センターへの相談をしていただくよう、対応をしてきたところでございます。

その後、全国的な新型コロナウイルス感染症の広がりを受けまして、国から2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されたことにより、本市においても、関係課長をメンバーとする連絡共有会議を、適宜開催し、さまざまな検討を重ねてまいりました。

そのような中、国から多数の方が集まるような、全国的なスポーツ、文化イベントの中止、そして延期、規模縮小の要請や、そして全小中学校の臨時休業（休校）の要請などがあり、毎年行われている梓立祭を初め、本市に多くのお客さんにお越しいただく予定でありました無限大チャレンジライドなどの多くのイベントが中止となり、また市内の小学校、中学校の3月4日からの休校を決定をしたところでございます。

しかしながら、2月29日には、高知市で新型コロナウイルス感染症患者が確認され、3月

2日には、お隣の愛南町でも患者が確認されるという、本市においても、市民生活に多大な影響を与える危機的ともいえる、そういった新たな事態となりました。

昨日の3月2日には、宿毛市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置をしたところでございます。

対策本部の中では、新たな感染をなくし、市民の方々の生命を守ることを第一に考える中で、国から示されております小規模な患者の集団、いわゆるクラスターでございますが、こちらが次の集団を生み出すことを防止することが重要と考え、感染者がいつ発生してもおかしくない状況となったことによりまして、3月末までの市の実施するさまざまな事業について、原則中止、延期を決定することといたしました。

また、小中学校の休校にあわせまして、国が示しております、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に、集団で集まる可能性が少しでもあると思われる体育施設、坂本図書館、中央公民館、子育て支援センターなどの多くの人が集まる施設について、原則3月末まで、使用を中止することに決定をいたしました。

今回、決定しました事項につきましては、今後、市のホームページ等で公表をしてまいります。

今回の決定により、多くの市民の方々に多大な影響を与えてしまうこととなりますが、新型コロナウイルス感染症の流行の早期終息を目指すには、現状では、今回の取り組みしかないと、そのように強い気持ちで決断をさせていただいたものでございます。どうか御理解を願いたいと思います。

新型コロナウイルスの流行の早期終息には、行政の力だけでは限界があります。ぜひとも、市民の方々にあきましても、国等が発信する情報に基づき、冷静な対応をしていただき、手洗

い、せきエチケット等の、個々でできる対策をとっていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、本市の新型コロナウイルス感染症対策の現状報告とさせていただきますと思います。

皆様、ぜひ、いろいろな情報が出ておりますので、しっかりと正しい情報をとっていただきまして、冷静に、そして的確に行動をしていただきたい、そのように思っているところでございます。

当市としても、できるだけ速やかに、早く皆様方に情報が届くように、努力を続けてまいります。

以上でございます。

**○議長（野々下昌文君）** 以上で諸般の報告を終わります。

続いて、市長の行政方針の表明を行います。

市長。

**○市長（中平富宏君）** それでは、議案の説明に先立ちまして、令和2年度の市政運営における重要施策についての所信を表明し、市民並びに議員の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと思います。

昨年の12月25日をもちまして、市長1期目となる4年間で終了いたしました。この間、宿毛市の重点政策を「5本の柱」、すなわち、産業振興・観光振興・防災対策・人口減少対策・子育て支援対策に集約し、宿毛市のため、全力で取り組みを進めてまいりました。

この間の取り組み成果に対して、市民の皆様から一定の評価をいただきまして、市長として2期目の任期をスタートさせていただいております。

これまで掲げてまいりました5つの重点政策に、選挙戦を通じて市民の皆様へ新たに訴えてまいりました、高齢化社会対策、そして文化芸術とスポーツ振興の2つを加えまして、新たに

7つの理念として、集約をいたしました。

令和2年度は、市の最上位計画であります宿毛市振興計画、そして宿毛市の今後20年を見越した、都市計画マスタープランといった、市にとっては重要度の高い計画策定が終了いたします。これらの計画を実効性あるものとするため、私の描く2期目の挑戦のビジョンを、7つの理念に沿って御説明申し上げさせていただきます。

まずは、第1の理念、産業振興でございます。令和元年度、農業分野におきましては、農業後継者の育成確保を目的として、市と農協の共同で、農業公社を設立しました。現在、市内外から3名の農業研修生を受け入れ、イチゴ栽培の研修を行っているさなかであり、ことしの5月には、公社を卒業した新規農家が誕生する予定となっております。

林業分野に関しまして、令和元年度は新たに2名の自伐型林業の地域おこし協力隊員を任用することができ、現在までに5名の協力隊員が、宿毛市で林業に従事してくれております。

令和元年度にスタートしました、森林経営管理制度により、経営管理が行われていない森林については、市がその役割を担うこととなりましたので、令和2年度も引き続き自伐型林業の地域おこし協力隊員を募集し、今まで以上に林業の振興と林家の拡大に努めてまいります。

また、森林の持つ公益的機能を発揮するために、令和元年度から市町村に対して交付されております、森林環境譲与税でございますが、令和2年度はこれを活用して、木材利用の促進や普及啓発の意味を込めまして、宿毛産材を使用したスプーンなどを製作し、1歳の誕生日を迎えたお子様に配布する事業も計画しております。

水産分野につきましては、平成30年度末に完成しました株式会社高知道水の水産加工施設が本格操業を開始しており、宿毛湾産の養殖魚

の地元加工が進み、地産外商や海外輸出も拡大され、水産業の活性化及び地域の雇用の創出に大きく貢献してくれております。

また、令和2年度は老朽化が著しい沖の島の燃油タンクを南海トラフ地震の津波にも耐え得る新しいタイプへと更新することで、離島での安定した燃油供給体制を維持し、沖の島の漁業者の利便性向上を図ってまいります。

また、地域の活性化や産業振興に大きく寄与するふるさと納税事業では、昨年度の寄附額を大きく上回り、現在約3億4,800万円、対前年度比1.37倍となっております。

いただきました御寄附は、さまざまな事業で有効に活用させていただいております。また、全国の御支援いただきました皆様には、寄附金の活用事業や本市の魅力、取り組みを紹介させていただき、これからも宿毛を応援したい、と思っただけのよう、引き続き取り組んでまいります。

さらに、産業振興において重要な要素となる道路整備ですが、高規格道路、中村宿毛道路につきましては、平田インターチェンジから宿毛和田インターチェンジまでの区間において、令和元年度中の供用開始を目指しておりましたが、予期せぬ地下水対策工事が必要となったため、供用開始時期を本年夏ごろに見直して工事が進められております。

四国横断自動車道、宿毛・内海間につきましては、昨年3月に計画段階評価が完了し、これまで宿毛市が要望してきた市街地との連絡性を優先するバイパス案及び宿毛湾港周辺のインターチェンジ配置案が示されました。引き続き現在進行中の都市計画・環境アセスメントを進めるための調査を早期に完了していただけるよう要望しております。

今後も、愛南町や、国、県、関係機関との連携をさらに強化し、早期事業化に向けて取り組

んでまいります。

このような動きと並行いたしまして、令和2年度も高速道路のルート帯周辺の国土調査も計画的に実施してまいりますので、高速道路整備におきまして、今後も市民の皆様の御協力をお願いしたいと考えております。

続いて、第2の理念は、観光振興でございます。

令和元年度、観光と市民交流の拠点として再生した、宿毛まちのえき林邸につきましては、各種公告媒体を活用したPR活動や、宿毛郷土かるた大会、林邸ライトアップイベント竹あかりの宴などの各種イベントを開催し、おかげさまでオープンからの来場者が2万人を超えているところでございます。

令和2年度からは、林邸の運営が全面的に指定管理者制度に移行いたします。民間事業者のノウハウを最大限発揮していただくことで、市民の交流もますます活発となり、市街地のにぎわい創出にも寄与していただけるものと期待をしております。

同時に、宿毛市観光協会と連携する中で、宿毛街歩きガイドの育成も進んでおり、宿毛まちのえき林邸を核とした歴史観光とあわせて、周辺地域へのさらなる波及効果の増大と、既存市街地の活性化に取り組んでまいります。

また、先日、竣工予定でございました横瀬川ダムに、日本初となるダム壁面を活用したクライミング施設、横瀬川ダムクライミングウォールが完成いたしました。これは、東京2020オリンピックの競技にも採用されましたスポーツクライミングを、大自然の中で気軽に体験できるよう、新たな観光の目玉として整備したものであり、昨年秋に開催された横瀬川アクティブイベントでは、市内外の多くの方々にこの施設を楽しんでもいただきました。今後も、国土交通省と連携しながら、近年盛んであるインフラ

ツーリズムを促進し、3つのダムを観光資源といたしまして、積極的に活用してまいりたいと考えております。

令和元年度完成予定の、大島桜公園サイクリングロードでございますが、これは、自然の地形を生かしたオフロードコースであり、春には満開の桜を目で楽しみながら周遊できる、季節を味わえるサイクリングロードとなっております。

平成30年度に、レンタサイクルとして導入いたしました電動アシストつきマウンテンバイクを使うことで、気軽にオフロードサイクリングを楽しむことができますので、幅広い年齢層の方々に、その魅力を味わっていただきたいと考えております。

また、道の駅すくもサニーサイドパークにつきましては、令和2年度に基本構想を策定いたします。この基本構想をもとに、本市の主要な観光拠点施設であります宿毛駅や林邸などとの連携効果を高め、道の駅再生事業を推進してまいります。

平成31年2月1日から始まりました「リョーマの休日 自然・体験キャンペーン」は、令和2年2月1日より、セカンドシーズンへと突入しました。

令和2年度も、高知県や宿毛市観光協会など関係機関とも連携を密にし、本市の有する自然豊かな観光資源を最大限に生かし、さまざまな観光ニーズに即した各種アクティビティを提供することで、観光振興のますますの充実を図ってまいりたいと考えております。

第3の理念は、防災対策でございます。

災害はいつやってくるかわからない、これは一昨年7月豪雨を経験した宿毛市にとっても、そして近年、自然災害が多発している日本全国の自治体にとっても、まさに、待ったなしの現実味を帯びたフレーズであります。

そして、今後30年以内に70%から80%の確率で発生すると予測されている南海トラフ地震に対して、行政として、どのような対策を講じていくのか。多くの自治体が、行政マンとしての英知を結集して取り組んでいる最重要課題であります。

本市ではこれまでも、津波避難道の整備や住宅の耐震改修事業など、命を守る対策に始まり、防災備蓄倉庫の設置や、必要な資機材の整備など、命をつなぐ対策にも取り組んでまいりました。

これまでも強力に押し進めてまいりました、災害に強いまちづくりをさらに加速させていくため、令和2年度はソフト面における南海トラフ地震対策といたしまして、長期浸水対策計画の策定及び市街地の地盤リスクの把握を目的とする市街地地盤調査の実施、また風水害対策としましては国や県とも連携して洪水ハザードマップを作成してまいります。

ハード面におきましては、令和元年度完成予定の津波避難計画に、避難タワーの建設を盛り込む予定としておりますので、令和2年度は対象地域への説明会の開催を計画しております。

また、市役所庁舎などの公共施設の高台移転を進めるため、令和元年度より西の高台の造成工事にも取り組んでおります。

現在も、掘削や盛土などの土工事や地盤対策工事を進めており、令和2年12月の完成を目指しております。それと並行いたしまして、令和元年度は、新庁舎と統合保育園の設計にも取りかかっており、令和2年度は造成工事の完成を待って、順次、新庁舎と統合保育園の建設及び緊急用ヘリコプター離着陸場の整備工事に入っていく予定となっております。

また、現在の宿毛市の防災情報伝達システムは、NTTドコモの電話網を活用したシステムとなっておりますが、電波の入らない地域や携

帯電話をお持ちでない方には、災害情報が届かないというお声が寄せられておりました。

そこで、令和2年度は既存のシステムに固定電話等を活用して、災害情報の伝達が行えるよう改修工事を実施してまいります。

懸案となっております宿毛市街地の雨水排水対策としまして、令和元年度は水路解析シミュレーションの結果をもとに新たな雨水排水ルートを検討・協議を行いました。

令和2年度には、宿毛市雨水管理総合計画を策定し、冠水対策工事の実施に向けて取り組んでまいります。

第4の理念は、人口減少対策でございます。

平成27年度より移住定住推進室に移住相談員を配置し、移住希望者からの相談にきめ細かに対応することで、移住後のギャップの解消を図るとともに、段階に合わせた体験ツアーなどの実施や、本市の暮らしや就業の実体験、また、自然や人々とのふれあいの場の提供など、総合的に移住施策を推進してきたことによりまして、令和元年度につきましては、県外からの移住者は昨年度を上回り、現在101名となっております。

令和2年度におきましても、都市部で開催しております移住フェア等に参加し、県や近隣市町村との連携を図りながら新規相談者の確保や、移住潜在層へのアプローチを強化し、お試し滞在や移住体験ツアー、ふるさとワーキングホリデー等への誘導を行うなど、関係人口、交流人口の増加に向け、取り組みを行ってまいります。

また、子育て環境や仕事、住まいの確保など、移住希望者ごとの多様なニーズに対応するため、庁内の各関係機関との連携体制の一層の構築、あるいは移住促進住宅の整備や空き家の改修補助事業の活用、空き家バンクの充実など、今後も積極的に移住促進に取り組み、さらなる人口減少対策に努めてまいります。

本市の企業誘致につきましては、平成30年度に本市で初の事務系の企業誘致となる株式会社ベネフィット・ワンが事業所を開設し、当初20名の雇用を計画しておりましたが、現在28名の方々が雇用されており、当初の目標を大きく上回る結果となっております。

そして、新たな誘致先といたしましては、先月の高知新聞でも報道されましたように、大阪府に本社を置き、金型設計・製造・販売を行っている不二精機株式会社が、高知西南中核工業団地へ進出することが決定いたしました。今後、金型の設計部門・製造部門の一部を松山工場から本市へ移行する予定となっております。現在23名の雇用を目標に新規学卒者を含め、人材募集を行っているところでございます。

また、近年、地元企業におきましても人材確保が課題となっていることから、令和2年度も、引き続き地元企業・高校と連携を図るとともに、株式会社小松製作所との連携協定のもと、現在取り組みを進めているICT関連業務の誘致による雇用の拡大や、人材育成による地域活性化に向けた取り組みを推進していき、幅広い分野の職業選択の機会を拓けることで、若年層の市外流出・人材確保対策に取り組んでまいります。

第5の理念は、子育て支援対策でございます。

子育て支援にかかわる令和元年度の取り組みといたしましては、子育て世代を対象としたニーズ調査をもとに、より一層、質の高い幼児期の教育・保育の実施や、地域の特性やニーズに沿った子ども・子育て支援事業の提供を目的とした、第2期宿毛市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。

また、昨年10月から始まりました幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の実費徴収分につきましては、本市では市が負担することとし、子育て世代の負担軽減を図っております。

さらに、依然として深刻な社会問題となって

おります児童虐待に対しましては、令和2年度は虐待対応のみならず、地域の全ての子供やその家庭及び妊産婦等の相談に対応するために、そしてまた緊急時のリスク判断を正確かつ迅速に実施できる体制を整えるために、子ども家庭総合支援拠点を設置し、現在の児童虐待防止対策コーディネーターにかわって、より多くの事象に専門的に対応のできる、子ども家庭支援員を1名配置してまいります。

学校現場におきましては、令和元年度は全国的な課題でありましたブロック塀の倒壊改修や、熱中症に対する普通教室へのエアコン設置など、教育環境の整備を図ってまいりました。

現在、全国一律に学校ICT環境の整備が急務となっている中、本市におきましても、令和2年度はさらなる教育環境の充実を図るべく、児童生徒に対して、1人1台となる端末設置及び通信網の基盤を整備する、GIGAスクールの構築を進めてまいります。

また、小中一体型として整備を進めております宿毛小学校・中学校の校舎建設につきましては、令和2年度中に校舎を建設し、令和3年度には新しい校舎で教育活動が行えるよう、取り組みを進めてまいります。

選挙公約にも掲げておりました、幼児への英語教育の充実や部活動への支援につきましては、令和2年度も就学前の子供たちを対象に、英語で絵本を読んでもらう「えいご塾 日新館事業」を開催し、気軽に楽しく英語にふれる機会を、子供たちに提供してまいります。

また、部活動の支援につきましては、令和2年度の総合教育会議におきまして、市内の中学生に対してどのような部活動の支援ができるのか、教育委員の皆様と協議を進めてまいります。

第6の理念は、高齢化社会対策でございます。

本市の高齢化率は、令和元年12月31日現在で37.7%となっております。「誰もが健

康で生きがいをもち、安心して生活を営むことができる「健康長寿社会」の実現」、これは選挙戦を通じて私が一貫して訴えてきたことであり、高齢者の皆さんが身体面の健康増進に加えまして、多くの人と交流することで、心豊かな人生を送ることができる「サロン」のような拠点も整備してまいりたいと考えております。

その一つの取り組みといたしまして、令和2年度は持ち運びのできるフィットネスバイクを購入し、地域の自主活動拠点等に持参しまして、実際に使っていただくことを計画をしております。

自転車運動は、無理なく続けられる負荷の少ない有酸素運動ですので、身体機能が衰えていく高齢者の方々の運動不足解消にもなり、身体強化にもつながるものと期待をしているところでございます。

現在も取り組んでおります事業といたしましては、あったかふれあいセンター事業として、市内2カ所の拠点施設において高齢者の集いの場を提供しております。

また、月1回集まって調理や食事を楽しむ、地域元気クラブの活動は、現在28地区に及び、自主グループによって始まりました、いきいき百歳体操は、市内44カ所を数えるまでとなり、健康づくりだけでなく、地域の交流の場としても皆様に親しまれているところでございます。

そのほか、介護保険制度の要支援者を対象としまして、家の掃除や洗濯などの日常生活の支援を、シルバー人材センターが行う訪問型サービスの提供や、宿毛市が平成6年より実施しておりますお弁当の配達を行う、食の自立支援事業など、高齢者の方々が、住みなれたこの地域で、健康で生きがいをもって、安心して暮らしていけるよう取り組みを進めてまいります。

最後に、第7の理念は、文化芸術とスポーツ振興でございます。

文化関連事業につきまして、令和元年度は公民館活動を初め、好評をいただいております、高知大学出前公開講座や、宿毛の偉人にまつわる話を紹介する、宿毛の歴史講座などを開催いたしました。

令和2年度は、これらの事業の継続を初め、平成26年度まで実施しておりました高知城博物館の巡回展「大名墓をめぐる世界 そのすべて」を再開いたします。

また、新たに、学びの機会を提供することで、教養を深めてもらうとともに、豊かな心で生きがいのある生活を実感してもらうため、著名な講師を招いて「宿毛市市民講座」も開催してまいります。

スポーツ関連事業につきまして、令和元年度は、宿毛市自転車を活用したまちづくり計画に基づき、自転車が市民にとって身近な乗り物であるということを実感していただく取り組みを進めてまいりました。

昨年11月に開催しました、宿毛サイクルフェスティバルでは、就学前の子供から大人まで、幅広い年代の方に自転車で親しんでいただく中で、サイクルスポーツを楽しんでもらうことができました。

また、今月開催予定の「2020四国西南・無限大ライド」につきましては、今年度から宿毛市が事務局を担うこととなり、準備を進めてまいりましたが、残念ながら、新型コロナウイルスの影響で中止を余儀なくされました。

気持ちを新たに、令和2年度には、高知西南エリアを舞台に、海・山・川・人を通じて、地域の魅力を発信していく一大イベントにまいります。

また、令和2年度は、宿毛市総合運動公園内の遊歩道に、全日本マウンテンバイククロスカントリー大会での優勝経験もある、竹之内 悠氏の監修によりまして、マウンテンバイクコー

スも新たに整備する予定としております。

マウンテンバイクの魅力は、舗装されていない林道などのオフロードを、さまざまな障害物を越えながら、自然の中を疾走するエキサイティングなサイクルスポーツです。今後も新しいコースを整備していくことで、世界から人を呼び込めるようなマウンテンバイクコースを整え、本市の交流人口の拡大や、スポーツ合宿誘致に向けて取り組んでまいります。

さらに、間近に迫りました「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に先駆け、4月20日に本市で実施されます聖火リレーや、オランダとのホストタウン事業などを通じ、スポーツや教育、文化など、幅広い分野で、オリンピック・パラリンピックレガシーの創出を目指します。

また、引き続き、各種スポーツ大会や合宿の誘致活動に取り組むとともに、宿毛マラソンを初め、宿毛花へんろウオーク等も継続していきながら、生涯スポーツの振興に努めてまいります。

以上が、私の掲げる重点政策である7つの理念の内容でございまして、このほかにも行政としてやらなければならない事業、解決しなければならない課題は、まだまだ山積をしております。市民福祉の向上という目的を共有する、職員とワンチームとなり、1期4年間で培ってまいりましたノウハウや、人脈、経験や、そういったものを総動員し、宿毛市のため、さらに全身全霊で取り組んでまいります。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。令和2年度へ向けての、私の所信の表明とさせていただきます。

ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 以上で、市長の行政

方針の表明を終わります。

この際、10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

-----

午前10時55分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3「議案第1号から議案第42号まで」の42議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号は、「令和元年度宿毛市一般会計補正予算」について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるものでございます。

内容につきましては、ふるさと寄附金の増額により緊急に予算補正する必要が生じたため、1億7,075万1,000円を追加したものでございます。

議案第2号は、「令和元年度宿毛市一般会計補正予算について」でございます。

総額で1億5,507万3,000円を増額しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、市税7,080万円、国庫支出金1億5,846万1,000円、県支出金1億1,902万9,000円、市債1億3,610万円などです。

また、歳入で減額する主なものは、繰入金2億57万7,000円、諸収入、1億2,071万1,000円などです。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費では、退職手当8,888万1,000円、新型特急車両購入に伴う補助金、9,265万7,

000円。

土木費では、土地区画整理事業費2,531万4,000円。

教育費では、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業2億7,336万2,000円、公立学校情報機器整備事業7,006万2,000円。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費7,698万1,000円などを増額しております。また、歳出で減額する主なものは、農林水産業費では、農業振興費3,432万8,000円。

商工費では、プレミアム付商品券事業費1億5,796万7,000円。

土木費では、住家防災対策費3,699万9,000円、河川等環境整備事業費4,000万円。

教育費では、宿毛市における小中学校整備事業3,240万円。

災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費4,900万円などを減額しております。

議案第3号から議案第11号までの9議案は、令和元年度各特別会計の補正予算です。いずれも決算額を見込んで、必要最小限の経費を補正しております。

議案第12号は、「令和2年度宿毛市一般会計予算について」でございます。

総額で158億7,234万8,000円を計上しており、これは対前年度比8.5%の増、金額にして12億3,760万2,000円の大幅な増額予算となっております。

歳入の主なものを御説明いたします。

市税、21億9,321万7,000円、地方交付税、41億5,000万円、国庫支出金21億8,259万7,000円、県支出金11億2,398万4,000円、繰入金7億7,171万5,000円、市債38億3,822万円などを計上しております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。総務費では、沖の島職員住宅修繕工事720万2,000円、「食」を活用した地域活性化事業290万4,000円、宿毛市ICT関連業務誘致事業補助金300万円、水害ハザードマップ作成業務委託事業980万1,000円、長期浸水対策計画策定業務委託事業536万8,000円、防災情報伝達システム改修工事3,729万円、ふるさと寄附金事業、4億6,706万3,000円、庁舎建設事業6億4,631万円。

民生費では、扶助費総額18億1,009万3,000円、統合保育園新築工事設計業務委託事業4,748万6,000円、手代岡隣保館擁壁補修事業、2,000万円。

衛生費では、宿毛市斎場火葬炉等入替工事、7,700万円、塵芥処理事業、3億58万7,000円、し尿処理事業7,970万8,000円。

農林水産業費では、ため池ハザードマップ策定委託事業6,600万円、多面的機能支払交付金事業5,445万7,000円、種子島周辺漁業対策事業費補助金4,863万4,000円。

商工費では、すくもサニーサイドパーク再生事業636万9,000円。

土木費では、道路新設改良事業1億2,309万円、地方道整備事業3億5,110万円、宿毛運動公園施設長寿命化工事7,792万4,000円、無電柱化事業5,000万円、市営改良住宅整備事業6,124万9,000円、河川等環境整備事業1億6,607万2,000円。

消防費では、消防団車両更新事業4,660万円。

教育費では、宿毛小中学校整備事業26億5,564万2,000円、文教センター設備改修

工事6,686万1,000円、片島公民館解体工事2,795万1,000円、ホストタウン関連事業341万9,000円。

災害復旧費では、災害復旧事業総額で2億2,459万円などを計上しております。

議案第13号から議案第24号までの12議案は、令和2年度各特別会計予算及び水道事業会計予算についてでございます。

11特別会計の総額は、67億1,689万5,000円で、企業会計である水道事業会計は、7億6,611万6,000円を計上しております。

議案第25号は、「技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、技能職員の定義や給与の種類等について定めるために、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第26号は、「宿毛市人材のまち基金条例の制定について」でございます。

内容につきましては、大江 卓のひ孫に当たります故・大江多慈子氏より御寄附をいただきました2,000万円を基金として積み立て、円滑かつ効率的に運用していくために、本条例を制定しようとするものです。

議案第27号は、「横瀬川ダムクライミング施設の設置及び管理に関する条例の制定について」でございます。

内容につきましては、横瀬川ダムのダム壁面に日本初となるクライミング施設が完成しましたので、新たに本条例を制定しようとするものです。

議案第28号は、「宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、本条例の条文中の法律名称等が変更されましたので、所要の改正を行

うものです。

議案第29号は、「宿毛市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が導入されるに当たり、任用形態や任用手続がさまざまとなるため、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

議案第30号及び第31号は、「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」及び「宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、いずれも令和2年4月1日より施行されます民法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第32号は、「宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地域振興住宅は公営住宅法の適用を受けない住宅でありますので、公営住宅法を根拠とする「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例」の規定を準用している部分などについて、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第33号は、「宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行されるに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第34号は、「宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」でございます。

内容につきましては、水道法の一部を改正す

る法律が令和元年10月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第35号は、「市道路線の認定について」でございます。

内容につきましては、市道平田インター線について、道路法第8条第2項の規定に基づき道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第36号は、「市道路線の変更について」でございます。

内容につきましては、市道「大物川線」について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき道路の路線を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第37号は、「市道路線の廃止について」でございます。

内容につきましては、市道「一生原線」について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき道路の路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号は、「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について」でございます。

内容につきましては、これまで幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務としておりました「行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務」を、令和2年8月1日より高知県へ委託することとなりましたので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき共同処理する事務を廃止し、かつ同法第290条の規定に基づき規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号は、「宿毛市と高知県との間の

行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について」でございます。

内容につきましては、先の議案で御説明申し上げましたように「行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務」を、令和2年8月1日より高知県へ委託することとなりましたので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号は、「高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について」でございます。

内容につきましては、高知縣市町村総合事務組合の構成団体であります、芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合が、令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日より高知縣市町村総合事務組合を脱退することとなりましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号は、「高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について」、そして議案第42号は、「高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について」でございます。

内容につきましては、いずれも高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜いますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月6日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月6日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月4日から3月8日までの5日間休会し、3月9日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時12分 散会

請 願 文 書 表

令和2年第1回定例会

受理番号	受 理 年 月 日	件 名	提 出 者	紹介議員	付 託 委 員 会
第3号	令和 2. 2. 27	県にビキニ被災者救済措置を講ずるよう意見書提出を求める請願	宿毛市 太平洋核被災支援センター 山下 正寿	堀 景隆 今城 景隆	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

令和2年3月3日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

陳 情 文 書 表

令和2年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 7 号	令和 2. 2.21	就学援助の縮小に反対し、現状維持と充実を求める陳情	宿毛生活と健康を守る会 会長 今村 充	総務文教
第 8 号	令和 2. 2.26	公立学校教員に1年単位の変形労働制を適用しないよう県への意見書提出を求める陳情	宿毛市 土田 章雄	総務文教

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

令和2年3月3日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文

令和2年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和2年3月 9日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から第42号まで

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から第42号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議 事 係 長	宮 本 誉 子 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君

市民課長	沢田美保君
税務課長	山岡敏樹君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	谷本裕子君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	平井建一君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	楠目健一君
学校給食 センター所長	山戸達朗君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員会 事務局長	児島厚臣君
産業振興課長 補佐	岩村研治君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 皆様、おはようございます。

令和2年初めての議会でございます。宿毛市にとって災害も少なく、皆様にとって幸せ多いことを願って、川田栄子の一般質問を行わせていただきます。

最初は、庁舎建設造成地の設計変更による増額について、質問を行います。

今回の高台造成増額の補正予算が、12月議会で採決され、私も賛成しました。

理由は2つです。土木工事は状況の変化があり、予算も変化することがある。2つ目は、市民の財産である庁舎が、3,000人を超える署名にもかかわらず、誠実に向き合うこともなく、時間もかけず、議論もなく、補助金ありきで多数決で可決されましたが、決定されたものはしっかり進めるために、必要な予算であるならと賛成はしました。

しかし、議案が可決されたといつて、その議案が違法や不正ではないという証明にはなりません。また、解決したわけでもありません。

市民の利益を守るために、その深層にある問題の発生原因を分析することが、本質的な問題解決に不可欠であり、問題の背景から学び取ることが重要です。

したがって、私が質問のとき、いつも思うことではありますが、批判を正しく認識することが大切です。批判は否定ではありません。批判のための批判ではないことです。疑問を持ち、その問題を理解するために、そして正確に判断す

るためにです。結果、疑問が解け、納得することから賛成となります。これが批判的思考の論理です。

人間は必ずミスをするものです。考慮漏れを起こす、これは避けられません。これを切りかえながら問題に向かうことです。

物事を判断、決定するときは、その問題を読み取ることであり、自分にとって都合がよいかからの決定では、道を間違ふことになりかねません。何があったのか、どこに原因があったのか、責任の区分が明確か、伺ってまいります。

高台造成地については、5月28日、積算システムのふぐあい最低制限率に誤りがあるとなり、入札業者から指摘され、入札者に公平公正の観点から再入札となり、6月26日のことでした。結果、1回目と同落札者に決定され、その後、異議申立期間も過ぎた、7月25日に落札業者から運搬にダンプトラックを使用する設計変更、予算増額となり、9月議会で説明がございました。

その後、12月議会で、内訳は1億131万4,800円、加えて消費税2%の増額分、1,944万5,800円、合わせて1億2,076万600円の増額変更。造成費予算額限度額10億7,000万円に対し、入札額10億6,951万900円と記憶しておりますが、間違いないでしょうか、お伺いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

今議会、本日から一般質問でございますが、開会日に寺田委員長初め議会運営委員会の皆様方の御判断によりまして、新型コロナウイルスへの対策という形の中で、必要性、緊急性に限って一般質問を行うということで、多くの方々が次回に持ち越していただいたということで、市民、そして執行部を代表いたしまして、お礼

を申し上げます。ありがとうございます。

そういった形の中でありますので、また緊急性の高い質問が、本議会には出てくるのだろうというふうに思っております。真摯に受けとめさせていただきまして、しっかりと答弁のほうをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、川田議員の中で、補助金ありきというお話もありましたが、決して補助金ありきではなくて、これまで多くの議論を重ねてき、議員みずから質問もさせていただきまして、答弁も繰り返しさせていただいたところでありまして、いまだにそのような認識を持っておられることに対しましては、少し残念に思うところもございます。

非難を正しく理解しろということでございます。しっかりと非難、そして反対者の意見にも耳を傾けて、これからも市政運営をしていきたいというふうに思いますし、また、自分の言っていることだけが正しいというふうな思いをするところなく、しっかりと対応していきたいと、そのように思っているところでございます。

質問者の中にもありましたが、12月議会で出てきた議案でもございます。そういった形の中で、先ほど川田議員がおっしゃられた金額等に関しましては、間違いがないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市長はこのとき、予算の範囲だからとさらりと言われましたが、コストは市長の責任において、重要な認識の部分であります。契約後の請負業者に不必要な増額をしたとなれば、議会でたたかれるので、増額したくないことが首長の立場であります。

補正を組むべきか、疑義期間を過ぎたので受け付けないか、首長の金銭感覚が問われることになります。

変更前の落札価格は、予定価格の90%、変更後はほぼ100%になります。これは、競争率が低いことで、100%に近くなるほど業者の利益は大きくなり、税金負担がふえてまいります。

落札率は単なる割合を言うだけでなく、業者間において何かあったのか、の指標として利用されることがあるので、疑問を持って見るべきです。

12月議会の説明で、予算の範囲だからと言った言葉の意味をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

さらりとお話をしたのではなくて、ここにも当時の答弁書を持っておりますが、自分なりに詳しく説明をさせていただいたところでございます。

ただ、質問の内容は、どのような意味かということでございますので、そのことにつきましては、本来、工事施工に必要な費用を計上した結果が、予算の範囲内におさまったという意味合いでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 12月議会の説明で、予算の範囲だからと言われた言葉の意味をお伺いいたしました。

質問に当たり、少し私も本を読んでみました。機械土木の基本的な掘削方法は、山の取り方による分類が幾つかあって、当市は傾斜面ののり勾配を利用して掘削を行う方法ではと思います。施工パッケージ型積算方式ほか、掘削土砂の流用土の積算方法は、掘削してその土を自工区流用箇所へ運搬する仮置き場を経由しないとして、積算要素の設定を見ると、掘削積込費プラス運搬費、そして歩掛項目には、ブルドーザー掘削

押土、バックホー掘削積込、クラムシェル掘削積込の項目が当たるのではないかと考えます。

このことから考えると、初めに設計書と土運計画、運搬計画のことですけれども、設計書と土運計画の整合性について、計画段階で漏れはないか、矛盾がないか疑問が出ます。

そもそも設計書に土運計画が書かれていたか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

繰り返しになるかもしれませんが、12月以降、土の運搬計画は示していないということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 土運計画は書かれていなかったというふうにお伺いいたしました。仕様を定めることができないまま、次工程に進んだことでありましょうか。仕様検討漏れ、仕様誤理解、仕様ミス、仕様取り込み漏れ、仕様検討不足とありますけれども、設計技術があれば、客の業務を理解していなくても、幾つか聞き取り調査をすることで解決できることであるといわれます。

業務上のあるケース、ないケースを洗い出しながら、その背景を探り、仕様として反映させていくことが多い。

今回、客の業務背景を理解できていないことがあるだろうか、疑問です。もしそうなら、そういった人材を変更しないと、この設計問題の解決にはなりません。

人間は、知らないものをうまくやる術など持っていないからと、専門家は言われます。そして、この現場を見て、イメージできない設計は必ず品質低下する。このことからすると、イメージできない設計は危険でもあります。

設計書のどこに反映されていなければならなかったかという観点、背景を理解する力量不足か、発注側の提示してきた要求を理解できていないか、仕様ミス、仕様検討漏れは発注者の要求を理解しないまま設計した。望んでいる製品になっていない不良品で、完全にコンサル側の責任を考えます。

設計について、建築士法第2条に、建築物の工事実施に必要な図面及び仕様書をそのものの責任において、これを作成することが設計で、業務の執行に当たっては、委託者に対し、適切な説明に努めること、第18条に義務づけがあります。

設計は請負であり、請負とは、仕事を完成して、これに報酬を与える。設計が請負とみられる主たる根拠は、仕事の完成をイメージさせる成果品であり、その報酬が決められるからであります。

成果品を納めれば全て完了ではなく、瑕疵担保責任があるので、設計段階に起因した問題が発生すれば、瑕疵を修補するとか、それによる損害が発生すれば、賠償する責任を負うことになります。

民法には、設計は請負契約にあつて曖昧な事項で紛争が発生したときは、発注主が何を頼み、何を引き受けたかをはっきりしていること。つまり、契約がしっかりされていれば問題ないことであるが、今回、もともと項目がないまま入札したことでしょうか。

専門の人は、図面と数量計算書を見ればわかることだと言っております。しかし、項目がないことは、費用の発生がないことです。誰がやって、そこに費用が発生したのか、しなかったのか、伺います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少し質問の内容が多岐というか、いろいろな方向にきたので、最終的に誰がやってということなので、どこの部分を捉えてかはちょっと、自分のほうで答弁はさせていただきますが、間違っていれば御指摘願いたいというふうに思います。

それと、この件に関しましては、昨年9月以降、議員の皆様方に、御説明をさせていただく中で、議論をさせていただいたことございまして、その中でも、何度も説明させていただいている内容でございますので、細かいところについては、またここで答弁しませんが、必要であれば、御指摘願いたいと思います。

誰がということでございますが、設計書のもととなる図面や数量計算書は、コンサルタントが設計しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） コンサルが設計をされ、費用が発生しなかったということで進んできたと思われまして。

例えば、業者がとりあえず落札してから、問題があれば後から交渉するなど、恣意的なことがあれば、大きな問題となりますが、落札者は図面に基づいて掘削土砂の計算もないので、費用も発生しないことを確認済みではありませんか。

通常、入札は掘削土砂などの図面、仕様書、現場説明書の内容を十分検討したという納得があったと、市民は理解しております。

あとのトラブルの原因とならないためです。今回、なぜこのようになったのか、原因究明が欠かせません。

そこでお聞きします。

高知県建設技術公社から調査の段階で土運計画がないことを促したが、市はそのまま進めてくださいと言ったということの御記憶はござい

ますか。お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。認識はできていません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） お言葉ではございますけれども、認識はできていませんって、意味がわからないんですけれども、もう少し説明してください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） できましたら、少し、どこの部分を聞いているのか、もう一度聞いていただければ、的確に答弁させていただきます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） どこの部分かと申しましても、「進めてください」という市の言葉を高知県建設技術公社が受け取っておりますけれども、そのことの御記憶はありますかということなんですけれども。よろしいでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高知県建設技術公社との話、市との話というのがわからないので、そこを、川田議員がどこからどういうふうに聞いたのか言っていただければ、それについてお答えさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 川田議員に申し上げます。きちんと根拠を示して話をしてください。川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 根拠は、高知県建設技術公社に伺いました。

それで、職員の方とも聞き取り調査を行いました。それで納得の上の質問でございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 済みません。納得の上とかじゃなくて、どういう話があって、何を聞

いているのかを言っていたら、お答えさせていただきます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 高知県建設技術公社のほうで、市が出した設計書をもとに調査をしていくわけですが、そこに運搬計画が入っていないということの連絡をとったんですけども、そのことについて、そのまま進めてください、という言葉です。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

そのまま進めてくださいと市の職員が言ったと、高知県建設技術公社のほうが言っているということでございますが、担当職員は、土の運搬計画について、説明を受けたとの認識は持っておりません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 川田議員に申し上げます。

同一趣旨の質問、同一趣旨の答弁となっておりますので、気をつけてください。議事の進行の妨げになります。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 認識を持っていないということで、わかりました。

そのときに、高知県建設技術公社はいろいろなパターンがございますので、決定するのは市だからという立場でありますから、市が進めてくださいといった根拠は何ですか、ということにも答えられませんでしょうか、どうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） よろしいでしょうか。先ほど答えたように、「そのまま進めてください」と言ったというふうな認識を、うちの職員

は持ってないということでございますので、答えるも何も、そのままでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） もう一度注意申し上げます。

同一答弁になっておりますので、気をつけて質問をしてください。

4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 次へまいります。

土運計画はないことは、コンサルに伝えたかということですが、設計書をもとに、予定価格や予算が出るので、重要な問題があると大幅にくるいます。

疑義が出る、撤回や変更せざるを得ないこととなりますが、そんな事態は出ていませんでした。

しかし、疑義期間を約1カ月過ぎて、運搬費約1億円を超える話であります。設計は請負です。請負契約の責任においても、請負とは仕事を完成して、これに報酬を与えることを約束すると、民法第632条にあります。

また、民法第634条には、発注主には瑕疵修補請求権及び損害賠償請求権が与えられています。これが請負人にとっての瑕疵担保責任、損害賠償責任となります。

設計が請負とみられる主な根拠は、成果品である設計図書があり、設計段階に起因した問題が発生すれば、その箇所を修補する。また、それによる損害が発生したら賠償する責任を負う。民法は、2017年改正で、契約不適合が認められたら、支払い代金の減額請求、修補請求契約解除、損害賠償請求ができるとなりました。

契約不適合があれば、知ったときから1年内、引き渡し時から最大5年内の上限があります。ふぐあいを知って修補を請求するなり、解除ができます。このことから、知ったときは大事で、それを伝えることが重要です。

引き渡し内でも請求できる制限があります。その結果、納品されても、5年以内であれば、知ったときから1年間無償で、損害や賠償請求できます。

コンサルは、これらの法において、図面及び使用書そのものの責任において、不備事項成果物の修正など協議したかを含めて、土運計画を入れないうまま設計したことは、受注者の落ち度はなかったか。初めになかったものがなぜ必要となったか、整合性があつたでしょうか。

不完全な仕組みを設計して、放置したことに対して、責任が問われるとならないでしょうか。しっかりコンサルに聞き取りや調査をしたか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

土の運搬については、指摘があつた後に、設計したコンサルタントに確認を取りまして、コンサルタントとしても、土の運搬が必要であつたとの見解を示されたところでございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 建設業者からは、疑義期間に疑義も出ていないと聞いています。

この応札に臨んだからには、金額に影響ないことと察します。現場と参考数字を見て計算した上で、札を入れたことと理解しています。コンサルも業者も、現場を見ていないことはないでしょう。その山を見ると、この工事のかなりのウエートを占める土量を見るのは当然で、プロの仕事だと理解しております。なぜこのようなことが起こるのか、疑問です。

入札では、市の予算編成は市の都合であり、札を入れる業者の入札金額は、そのものの入札金額です。契約変更の厳しい発注期間もあります。現場に合わないからと、何もかもとはなりません。条件もあるはずです。

入札前に、質疑応答で質問をしていれば、落札後に設計変更しますという感じで、状況は変わっていたと思いますが、そのまま札を入れた以上は、弱い立場ではありませんか。入札時に、業者は、それは無理だ、契約できません、そういうものがあつてしかるべきではありませんか。

一度受けた契約は、誠実に、着実に実行して仕上げるのが基本です。この入札の場合、契約に従って落札業者の責任、入札したものは、札に対しての責任というのは、一切なくなっています。

よく考えてみると、市民につけを押しつけている話ではないかと、疑問が出ます。一体、これは誰の課題でしょうか。法やルールを守らなかつたら、問題が起きるのは当然ではありませんか。解決するこの方向性の考え方は正しかったか、説明責任をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 質問に答える前に、市民につけをとという話でございましたが、何をもって市民につけを回したのか、その点について教えていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） この中でも申し上げましたが、ルールを守ればこういうことにはならなかつた。先ほど、この中でも言いました、私。

それは無理だ、契約はできません、そういうものがあつてしかるべきではありませんか。

基本、一度受けた契約は、誠実に、着実に実行して、仕上げるのが基本です。そのことについて、疑問はぬぐえません。

実際、それが必要なお金であっても、そういう落ち度がなかつたかということです。

法やルールを守らなかつたら、問題が起きるのは当然であります。補正予算を組むと、この方向に、市長は決裁いたしました方向に、考え

方に間違いはなかったのか。この方向性でよかったのですか。その説明責任をお願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますが、自分の反問権に対しての答弁が、ちょっと理解ができませんでした。

ルールや、法を守ればということですが、ルールも法も守って、今、手続をしているところでございまして、それにつきましては、今年の9月から幾度となく御説明もさせていただいているところでございます。

答弁といたしましては、発注者と受注者が契約後に積算内容等現場条件が一致していないことを確認した場合、高台造成工事に限らず、どの工事でも変更設計を行っています。これ、今回に限ったことではございませんし、川田議員も議員をやられている中で、何度も御承認いただいているところでございます。

今回、受注者より確認請求のあった土の運搬は、工事費算出の根拠となる積算において計上していませんでしたが、受注者からの確認請求により、現場作業に不可欠なものと認識し、追加をしたところでございます。

受注者と締結をしている建設工事請負契約書におきましては、受注者が設計図書に誤り、または脱漏の事実を発見したとき、発注者に確認を請求しなければならないとされているところでございます。

また、必要があると認められる事実を確認した場合は、訂正または変更を行わなければならないとされております。

以上のことから、受注者が発注者に運搬の確認を求めたことは、建設工事請負契約書に基づき行われた行為でありまして、設計変更は事実を確認した、必要な運搬を追加したものでございます。

以上でございます。

また、お話の中で、入札金額は市の都合で決めるとか、札を入れた責任において、そのまま工事をしなければいけないとかというお話ありましたが、一切そういうことはありませんので、その点については、認識を改めていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 必要なものでないと、私は申ししておりません。手続に、その方法にどうなんですかということ、今、お聞きしているわけです。市民の税金がいくわけですので、1円たりとも説明のないものにはお金は出せません。

その説明が必要なわけですから、お聞きしているわけです。納得すれば、この問題はすぐに解決しますので、十分な説明をお願いしたいと思っております。

もちろん、必要なお金を出さないと言っているわけでも、何でもありません。なぜこうなったのか、プロセスは正しかったのですかということをお聞きしているわけです。

それが全て、問題が解決すれば、市長の方針に賛成しようとなっていくわけなので、説明を十分してもらいたい、このこと一筋で私は質問をしておりますので、問題の、お金が要らないとか要るとかの問題ではございませんので。

次いきます。

市長は土運計画の指摘を受けて決裁をしています。掘削には、施工パッケージ型による積算基準があつて、掘削の積算条件により、掘削土砂、運搬までの土の流れの中で、施工パッケージの組み合わせで変わると、容易にわかります。

用語の定義から、掘削工における軟岩の掘削から運搬まで、一連の作業で、以下の費用を含むとあります。

掘削積込費、破砕片除去、集積押土費、運搬費などを見ると、おおよそ検討がつく資料は多くあります。コンサルも業者も市も、悪い状況なら立場の強いほうが勝ちであります。税金投入を少しでも抑えるため、部分的に再入札は考えなかったのか。設計変更に応じた決裁文書には、行政の意志決定の過程を示す重要な公文書があります。

再入札のことについて、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただく前に、説明を求めているとおっしゃられますが、途中で、川田議員言われているんですね、そういったお話を。

だから、そのことについては、お金を、何か出してはいけないとは言っていないと言われていますが、どう聞いてても、そのように言っているようにしか理解できなかったの、そういったことを言わせていただきました。

また、後日、議事録等を確認をさせていただきたいというふうに思います。

答弁に移ります。

契約解除に対する違約金など、デメリットが大き過ぎるため、再入札を行うことは選択肢に入るものではありませんでした。

そういった形の中で、通常、発注時の積算に含まれていない工事が追加となる場合、別途、発注するか、変更契約にて追加するか、検討を行います。

判明した土の押土運搬については、掘削や盛り土など、土工事で一体的に行うことから、別途発注することではなくて、変更設計による追加が望ましいと判断をさせていただいたところでございます、このことについても、御説明もさせていただいているところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 必要なものは、必要でないと、業者も損をしてまで仕事をするということにはならないでしょうけれども、その過程が大事ということで、説明を求めているわけです。

しかし、非常に追加予算に対しては、厳しいところもございまして、そういう説明を皆さんが納得すれば、それはもう簡単に解決するものであり、必要なものであると。初めからないものが、なぜここで必要になったかということ、私は今、聞いているわけですので。

次、いきます。

再発防止にまいります。

常に向上心を持って進むことが重要です。失敗はしないほうがいいですが、そこには多くの学ぶものがあります。謙虚に受けとめて、力をつけたいものです。

高知県建設技術公社から計上数、図面、数量の数字確認は多くあった。職員は、今思ってみれば、高知県建設技術公社とコミュニケーションが足りなかったと振り返っています。間違いを避けるため、第三者機関に調査依頼して、漏れを防ぐ体制をとっているのに、残念です。

大きなプロジェクトを進めるときには、立ちどまり、整合性がとれているかいないか、相手の提案やアドバイスには、こういうことですか、と聞くことがあれば、見えていなかった課題が見つけやすくなるのではないかと考えます。

市として、再発防止をどのように考えているか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少しお話をさせていただきます。

昨年7月25日に業者から指摘があるまでは、市としては、土の運搬の必要性が認識をできていないままでありましたが、高知県建設技術公

社とも、お互いがしっかりと意思疎通がとれていけば、未然にふさげたものではないかというふうに、その点について反省をしているところでもございます。

そういった形の中で、しっかりと、今後対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 厳しい言い方にはなりますが、できるだけ地元業者優先という考え方で取り組んでいると思われま。業者自体も、もう少し競争意識をお互いに持った上で札を入れてもらいたいというふうに思います。

そのあたりからいくと、改めて発注者責任として、しっかりと業者に対しての申し入れとして、今回のような大きな変更とならないで、やっぱりよい形で、市民が地元業者でもちゃんとやってくれている、そういうものを見出す必要があると思います。

公共的な課題を解決するためには、行政が中心となって、請負業者とともに政策全体に対する経済性など、自覚を促すという部分で、何らかの形で進めていただきたいと思っております。

そのあたり、どのように考えられているか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

しっかりとその点については、今回の案件以後、お話もさせていただいているところでもございます。

また、公共事業というものは、市民の生活環境の向上に寄与するとともに、地域産業を支える重要な役割を果たしているところでございます。

このことから、請負業者におきましても、市民の信頼を損なうことのないよう、厳正な事業

遂行を心がけまして、公共事業の社会的使命を理解していただくよう、そのようにこれからも努めてまいります。

以上でございます

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 庁舎高台造成の設計変更については、コンサルの土運計画はないこと、施工者については、疑義期間を大幅に過ぎた契約変更は十分な説明が要ります。

そして、それを職員も防げなかった、コンサル、施工者、行政の三角形の内側だけの法的責任を言ってきましたが、それぞれに対して、社会という接点を見る必要があります。建築主に対してではなく、社会に対してです。

社会的信用などの結果責任が問われるのは、通例であります。内部だけではなく、その外には市民や社会との関係、信頼や信用です。業者間の言い分は、外の社会も納得するものであるか、言いわけなど曖昧さを残して終わらないことです。

社会からもルールを守り、公正であったと納得されること。信頼、信用を得ることです。そのあたりはどう考えているのか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

くどいようでございますが、ルールについては守っているところでございますので、その点について、御理解はぜひ願いたいというふうに思っているところでございます。

昨年の第4回定例会で答弁をしたとおりでございますが、今回、土の運搬に係る工事内容の変更につきましては、本来、当初から必要だったものが計上されていなかったものでございますので、直接的に市へ損害を及ぼしたものではありません。

しかし、今回の高台造成工事のように、大型事業を進める中では、さまざまな課題がありまして、これらの予見や対応策の検討は、経験値によるところが大きく影響してきます。このことから、今回の事業におきましては、コンサルタントへ開発申請の書類作成や積算チェックなどの業務を委託し、職員の経験不足を補う体制整備を図ってまいりましたが、結果といたしまして、このような事態が発生したことは、大変申しわけなく、私も思っているところでございます。

今後は、法令遵守はもちろんのこと、議員が言っていた社会的というところでございますが、社会的信用を失うことがないように、今回の経験を生かしていかなければならない、そのように現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 市長は、庁舎高台造成費増額について、大きな設計変更となったことについて、決裁者としての責任をどう考えますか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどお答えをした内容でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 再発防止です。私は今回の設計変更を含めた詳細な調査結果を求めることは、重要であると考えます。設計者、コンサルは瑕疵のない成果品を、品質確保の必須条件であります。設計者としての生命線であるという自覚を持って実施しなければならないものですが、といっても、全能ではありませんので、ミスやエラーは必ず起きるとの前提で、照査システムの整備をしっかりと行うことが肝要です。

再発防止として、今回のことから、入札におけるルールの作成として、共通認識を持てるものを掲げてはと思い、南魚沼市の入札執行のルールの概要版を参考にしてみました。

入札を執行する場合、3つありまして、質疑がない場合、質疑による設計変更がない。質疑があっても、設計変更が必要となる場合で、契約後の変更で対応が可能となる場合の3つです。

そして、入札を中止する場合は、質疑による設計変更が必要となる場合、契約後の設計変更で対応が不適当となる場合は中止。そして、質疑は疑義期間のみ受け付けるものとする。落札決定後においては、入札参加者からの異議申立は受け付けない。ただし、契約締結までに違算等が判明し、落札者がかかる場合は、落札決定の取り消しを行い、入札のやり直しを行う。入札執行中に問題が生じた場合は、例えば談合情報が寄せられた場合、そのほか、落札を保留する場合がありますと認められるときは、落札を保留する。その後、落札決定か入札中止かの検討を行う、とあります。

入札執行のルールを作成して、厳しい財政の中で、信頼される税金の透明化、入札の透明性を保ち、市民を守る仕組みが必要ではないかと考えます。その点について、お聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。反問権を認めます。

○市長（中平富宏君） るるやり方を御説明していただきました。その中で、今回の案件を予防するに当たって、どこの部分が重要だというふうなことで、今の例を挙げられたんでしょうか。教えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） どの部分ということはないかもわかりません。

疑義期間が1.5日ですかね、その期間が疑

義期間と限られております。そして落札、契約となっていくわけです。

こういうことを機会に、市民にも業者にも、行政もしっかり見てわかるものをきちんと定義づけられてはどうかということです。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ちょっと、済みません、理解できていませんが。

入札制度、何もうちだけ特別に、何かおくらしているような制度を使っているわけではなくて、今まで、いろんなことを経験する中に、過去において入札制度見直しをかけながら、議員の皆様方の御意見もいただきながら、今のところ落ちつかせていただいて、やらせていただいているところでございます。

そういった形の中で、現時点では入札制度を見直す必要性はないというふうに考えているところでございます。

なお、よそのいろいろな制度も見ながら、しっかりと勉強はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 常に政治というのは生きていますので、常に見直しは必要だと思います。

簡単なんですよ。こういうものをきちんとつくれば、市民も行政も業者も、どこで間違ったのか、すぐに、その立ち位置に返れるじゃないですか。

だから、そういうものが、業者の中で認識していると言われましても、市民はどうしてこんな問題が起こるのかということに疑問を持っていくわけですので、こういう共通認識をするためにも、今あるものでも構いません、その認識

をするためにも、こういうものが必要でないかと思って提案をさせていただいたものです。

次へいきます。

最後に、政策とは公共的な課題を解決するための活動方針であり、目的と手段の体系をなすものであると定義されていますが、公共的な課題という意味と、目的と手段の関係において、明確にすることが必要と考えます。今、そのことが市民から問われているではありませんか。よい政策をつくるには、裏づけのある事実、目的、手段、あるいは原因と結果という論理、そして多くの人との対話を意識することを申し上げて、この質問を終わります。

次へまいります。

野良猫問題の解決についてであります。

野良猫は、えさやり行為が増加することで栄養状態がよくなり、繁殖能力が高まった結果、生息数が増加し、住宅近隣で多くの衛生面での問題や、さまざま環境の問題を起こしてきました。

一方、世の中の動物愛護に対する意識は、年々高まっております。動物とともに生きていくこと、人間にとって都合の悪いとの理由で、短絡的に処分を行うことは許されません。

県では、飼い主のいない猫と、繁殖を防止することを目的に、平成26年度から都道府県レベルでは、野良猫不妊手術と、ボランティアの協力で積極的に取り組んでおります。

当市でも、平成30年度から50匹分、25万円の予算を組み、事業に取り組んだのは喜ばしいことであります。

不妊手術事業について、この事業を活用された方は14件と、昨年と同数とお聞きいたします。昨年は、市の予算25万円のうち17匹分、8万5,000円を使い、予算を残しました。

県費で、宿毛の猫を四万十市で手術をした経過があり、合わせて51匹でした。これが宿毛

の猫です。

平成31年度も、現在のところ13匹と聞いております。

野良猫問題は予算だけの問題ではありません。その問題がどの事業によって、またしっかりその思いが達成されていかなくは、その予算が生きてきません。

宿毛の現状について、行政にはどのような意見が寄せられていますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） まず、飼い主のいない猫の取り組みについての御質問の前に、先ほど、いろいろ入札に関して示したものがあればいいんじゃないかということでございます。

例えば、積算等疑義申立の手續に関する取扱要綱等も制定しておりますので、議員はもう目にされているかもしれませんが、またそういったものも見ていただく中で、どこの部分について問題があるのか、御指摘を願えればというふうに思っているところでもございます。

よろしいですかね。

まず、猫の苦情ということでございます。少し自分のほうで、そういったことを、市長知っているかということだと思ひまして、答弁をさせていただきますと思います。

この質問、何度も川田議員から受けているところでもございまして、12月議会でも、川田議員から猫問題は地域の環境問題ではないかとの趣旨の御質問の際にも、答弁したものと一緒でございます。

猫のふん尿トラブルや、ごみステーションが荒らされているといった苦情、相談が、市民の皆さんから寄せられていることは承知をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 苦情が市にも寄せられていると思います。宿毛の現状から、苦情があがらないから問題がないのではないことは明らかです。

野良猫不妊事業は、平成30年度17匹、平成31年度は、今の段階で13匹ということで、ことしも予算を残します。

私は、メス猫不妊手術事業にしっかり取り組まなければと思っております。

宿毛の現状から見ると、もっと成果を上げるため、市はどのように実行すべきと考えていますか。または実行したか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 成果というのは、避妊事業の予算をとっているわけですので、その成果が去年は17匹ですね、ことしは13匹、今現在のところは13匹です。だから、これについて、成果はどうなんですかということをお聞きしているわけです。

お願いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますが、主語がなく、成果だけ聞かれてもお答えしようがありませんので、その点については、自分の中で納得されていることも、できれば口に出して言っていただければというふうに思います。

飼い主のいないメス猫の不妊手術補助金交付事業を利用させていただくため、広報、回覧、市ホームページや、幡多管内の動物病院、公共機関等へのポスター掲示等で周知を行うとともに、飼い主のいない、猫で困っているという相談を受けたときには、相談者に対して制度のお知らせをしているところでございまして、この点についても、川田議員に何度となくお答えをさせていただいている件でございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 猫好きな方は、不幸な猫がふえないまちづくりを願っています。そういうまちにするためには、どうしたらよいか、現場に通うことです。出産時期にどんどん猫がふえる、行政の手が伸びていません。

先日の電話はこうでした。私は猫が小さいときからずっとかわいいと思ってきました。小さいときから、父親が牛を飼っていたある日、子牛が売られたことが今も一番悲しいことです、と話していました。

電話の向こうから聞こえる声から、かなりの年齢の方と思いますが、心からそう思っていると伝わってきました。

野良猫にえさ代6,000円いる。今、あちこちで猫が鳴いている。これ以上ふえたら、大変だ。

広報を見たが、これからどうなるかと聞かれました。

このようなことは、ここだけではありません。これが地域の現状です。このことを、市は把握していませんでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。通告にはない内容でございますが、お答えできますので、お答えさせていただきます。

川田議員から、それを市のほうに伝えていただいたのでしょうか。伝えていただければ、把握しているとは思いますが、川田議員のところに入った電話については、私のほうは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 苦情がありまして、今、市長が言われましたけれども、私が一々行政のほうに伝えなくても、市民の皆さんは伝えることすらおこがましく思っているのです、我慢をし

ている状況であります。

だから、質問でこうやって何回も何回も質問をしていくわけです。

そして、本当に市民は猫嫌いで迷惑な方もいるし、猫好きで迷惑にあっている方もいます。

さあ、この質問が生かされないのであれば、市民にとって不利益だと考えます。中土佐町や土佐清水市が取り組んでいる集中的不妊手術に取り組み、千代田区のように、猫問題が出ない快適なまちを目指したいと思っています。

千代田区は、宿毛市在住の方で、けんみん病院に医療関係の方が、4年間宿毛に住んでおられて、そして東京の千代田区のほうへ帰られました。そして、この方から、ある方にお電話が入り、千代田区は2011年から取り組み、今は野良猫1匹も苦情が出ない。9年間も苦情が出ないという、すばらしいまちの話が伝わってまいりました。

こういう快適なまちを目指したいと思います。

2つの自治体は、新年度の予算が出たら、すぐ予算を確保して、官民共同の体制が整っています。今回、ボランティアの方の協力もお願いできました。

行政として、4月に県の予算が出たら、すぐ確保することから、この事業が動くこととなります。

野良猫不妊事業に、ボランティアとともに取り組むことのお考えをお伺いたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

川田議員のほうから、自分のほうに連絡はあったけれども、市のほうに連絡はできないということが問題だというお話ありましたが、ぜひ、せつかく川田議員、これだけ飼い主のいない猫問題取り上げて、毎回、質問をしていただいております。そういった形の中で、市民の方は、

内容については把握はしておりませんが、何らかの思いで、川田議員のほうに助けをいただきたいということで、議員でもあられますし、また質問等もされているということで、お話があったのではないかなと思います。

その後の質問に続きますが、ともに、ボランティアの方々と行政と一緒に取り組みをしようという思いが本当にあるのであれば、ぜひ市役所の担当課のほうに、そういったものをつないでいただいて、地域の課題解決に向けて、川田議員とともに、取り組みをさせていただきたい、そのように願っているところでございます。

そういった形の中で答弁させていただきます。

土佐清水市において、ボランティアの方々が主体的に、飼い主のいない猫の不妊手術を集中的に実施していることは承知をしているところでございます。

先進地の取り組みにつきましては、担当課におきまして、高知県を初め、土佐清水市の担当職員とも、適宜連携をとりまして、情報共有を行っているところでありまして、情報収集する中で、当市でも活用できることは参考にしていきたいと考えております。

この猫の取り組みについて、しっかりと進めていきたいという思いでやっておりますので、どうか御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 御理解というのは、4月の当初予算に県の発表がございましたら、すぐとっていただかないと、ボランティアの方の皆さんの体制も整っております。市の行政のほうにはお伝えしました。皆さんの御協力も得ております。

しっかり県の予算をとっていただかないと、すぐなくなる予算でございますので、200万円という枠、去年もすっかり早くなりなりました。

た。

ことしも、私は5月か6月ごろ、やりたいなと思っておりましたけれども、コロナの関係で、行政の建物が使えませんので、許可がおり次第、また動きたいと思います。でも、予算をとっていただかないと、この事業は実施されませんので、そこのあたりは、ボランティアの体制は整っておりますけれども、再度お聞きいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少しまた答弁ずれたら、御容赦願いたいと思います。

ボランティアは整っているということで、市にも言っているということでございます。

この集中枠の補助金は、市町村が飼い主のいないメス猫不妊手術の実施計画を策定をし、地域のボランティアなどの協力を得て、一斉に25頭以上の飼い主のいないメス猫不妊手術を実施する際に、対象となるものになっているところでございます。

予算の話在先ほどからされていますが、予算の確保に当たりましては、市とボランティアが協力して、集中的に不妊手術を実施する地域の飼い主のいない猫について、データ化をし、計画書を作成する必要があります。当然議員も御承知だと思います。

その計画書を県に申請をし、予算の承認を受けた後に実施となるため、前段として、計画書の作成に御協力いただけるボランティアの方々の協力がなければ、実施が難しい事業となっているところでございます。

この計画書というのは、策定をしていない現状でございますが、この点について、されているという認識での質問だったのででしょうか。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 聞き取りの中では、地域の猫があそこに何匹、ここに何匹、これをあのまま放っておくことはできないという事情は伝えてあります。

あとは、そういうボランティアの方を教えてくださいという話で、私も一生懸命に回りました。

そして、皆さんの御協力を得て、ボランティア体制も整っております。そして、必要なものは、ボランティアと、それから場所の確保とか、野良猫がどこに何匹いてとか、そういうものを申請する必要がございますので、それは事業として、担当課の役割になると思いますので、そのところをお願いしてありましたけれども、早速に進めていただきたいという思いで、私は一生懸命にですよ、ということで、行政も一生懸命になってくださいという話から、聞き取りに入っております。

その思いが届いてないんでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

県の予算も税金ですので、しっかりとした計画書を立てないと、当然、申請できません。

そういった形の中で、聞き取りの中でというお話しますが、一般的に、そういったお話、ぜひ一般質問の聞き取りの中ではなくて、担当課のほうにしっかりとつなげていただきたいというふうに思いますし、あとは市役所のやることでしょうかというお話もありましたが、この後の質問にも出てくると思いますが、やっぱり行政と民間のボランティアの方々と、そしてこの地域猫を、特に集中的不妊手術を実施すれば、手術の実施後、飼い主のいない猫は、もといいた地域で見守っていく必要があります。もといいた地域に返すわけですね。そういった形の中で、地域に密着したボランティアの方々に、主体的

に取り組んでいただくことが重要だというふうに考えております。

当然、その地域のボランティアじゃない方々にも、しっかりとそういった認識を持っていただいて、みんなで地域猫を育てないといけないといった事業になっております。

そういったお話を、しっかりと計画に立ち上げて、それから県のほうに予算の申請をしたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） そういう事業に取り組むために、私が今、質問をさせていただいております。

だから、そういう取り組むつもりをしっかりと、思いを持って、市民の皆さんとともにつくるという計画書をもとに、県のほうへ事業を進めていただけるかということをお聞きしております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

取り組みは、先ほども言ったように、したいと思っています。しっかりと取り組みをしたいという形の中で、川田議員のほうは、予算をとってくれないとできないという話をしたので、予算をとるためには計算書が必要ですよという答弁をさせていただきました。

よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 了解しました。

会場の確保、医者への要請、地域住民の意識の向上、ボランティア活動の体制が整い、行政も本気で取り組み、一体となって、愛護法に沿った動物の命の安全、隣人とのトラブル、環境保全、子供たちの命の教育など、多くの成果を

期待しております。

この猫の、市民とお話し合いの中で、本当に行政に届けたいこともございました。野良猫を一生懸命飼って、えさを6,000円も払っている方に対しまして、猫嫌いの方は、猫に石を投げる。おじいさんが石を投げる。そして、子供がそれを見て石を投げる。子供は、おじいさんといなくても、猫を見たら石を投げる。

お世話をなさっている方は、石が当たったら痛いらって教育をしています。命の教育だと思います。

多くの成果を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

-----

午前11時27分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。よろしく願いいたします。

12月議会に引き続き、教育の喫緊の課題について、質問いたします。

まず、教職員の变形労働制について伺います。

12月議会で、教育長は教職員の超過勤務の解消のために、变形労働時間制の導入により、働きやすい環境を整備したいと答えました。

そこで質問いたします。

变形労働時間制とは、どのようなもので、どのように働きやすくなるのでしょうか。ぜひお答えください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1番議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず初めに、变形労働時間制についての御質

問でございます。

昨年の12月でも御質問いただきまして、私のほうからは、今後、校長会等の御意見も聞きながら、検討してまいりたいということで、宿毛市として、直ちに導入するというのは、今の現段階では、決定しているものではございません。

そういう中で、1年単位の变形労働時間制ということで、教職員に関して、政府のほうで、今、決定をされている部分がございますけれども、その内容につきまして、若干、説明をさせていただきますと思います。

1年単位の变形労働時間制は、休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外、休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1カ月を超え1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、業務の繁忙期、閑散期に応じて、労働時間を配分することを認める制度でございます。

昨年の12月11日に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されまして、公立の義務教育諸学校等の教職員についても、条例に基づいて、变形労働時間制の導入が可能となりました。

变形労働時間制の趣旨としましては、教員の業務が長時間化している状況において、持続可能な教育成果を維持し、向上させるためには、教員のこれまでの働き方を見直し、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、1年単位の变形労働時間制を実施できるようにするものでございます。

制度の概要といたしましては、繁忙期に1日7時間45分の勤務時間を延長するかわりに、夏休み等の長期休業期間に休日をふやすなど、働く時間を年単位で調整をする制度というふう

になっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ということは、教員については、夏休み等に長期休暇をとって、平常日に勤務時間をふやすという形でしょうか。

とするならば、今の教員、夏休みもなかなかすき間がない状況だということです。盆にまとめて5日の閉庁日、これに夏季休業とかを入れると。あとは、なかなか1日ずつとれないという現実があります。ですから、すき間をあけて半日ずつばらばらにとって5日分休む、こういうことを自分も繰り返してきました。なかなか時間が見つけにくいところです。

休暇をとって仕事をしに行くということも、結構していました。

ということで、宿毛の教員の実態は、データをいただきましたが、7月から8月で、休めて10日程度ではなかったかと思えます。

そこで、文部科学大臣は、今年の国会で、変形労働時間制が教師の業務や勤務を減縮するわけではない。そして、導入の前提として、時間外労働が月45時間以内の遵守を明言しております。そして宿毛市と対比してみると、宿毛市の11月の調査で、心身に異常を来す恐れがあるとされる月45時間超えが、小中ともに56%で、過労死ラインの月80時間超えが小学校で7%、中学校で10%と伺いました。

いつ倒れても不思議はない方が大勢おられると。それから、宿毛の先生方は、年70日以上のだた働きをさせられているという、計算上はなってしまうように思います。

教育長に伺います。

宿毛市の教員の勤務状況は、変形労働時間制の導入の前提を満たしていると言えるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

本市の小中学校におきましても、議員御指摘のように、超過勤務をされている教職員が多くおまして、学校現場における働き方改革が重要な問題であるということは、昨年12月でもお答え申し上げたところであります。

超過勤務が月45時間以下、及び年間360時間以下といわれる上限につきましては、現状では、全ての教職員が満たしているとは言えない状況でございます。

そうした状況も踏まえる中で、今後も、よりよい職場環境の確保を目指して、教員の働き方改革を推進してまいらなければならないというふうに考えております。

議員御指摘のように、中央教育審議会の答申におきましても、学期中の勤務時間が現在より長時間化しないようにすることが必要であるとの指摘もございます。

それから、この法案の可決に当たって、衆参両院においても、附帯決議として教職員の長時間勤務の実態改善や、導入趣旨を明示することなどが求められております。

そういったことを踏まえて、長時間労働制ありきではなしに、まず議員御指摘のように、先生方の働き方改革をしっかりとやった上で、その上でより先生方が子供たちへしっかりと向き合うことができるような時間の確保に取り組んでいく必要があると。そういったことを、我々、これから検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。

12月の高知市議会で、山本教育長が勤務時間の減縮が第一であり、現時点では変形労働時間制の導入は考えていないと答弁されました。

本議会においても、市内の元校長、教頭、それから前教育長ら11名を賛同人にして、変形労働時間制を採用しないよう求める陳情が出されています。

教員のブラック労働を何とかとめたいという願いだと思っております。

そこで質問ですが、恐らく変形労働制の審議が県で取りかかられると思っておりますが、この条例制定について、県は、恐らく夏までに市町村教育委員会の意見を聞き始めるものと思っております。現時点での変形労働制の導入は、まだ適当ではないと思われませんか、見解をお伺いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたように、本市の学校においても、超過勤務をされている先生方も多くおられまして、教員の働き方改革を今後も進めてまいらなければならないというふうに考えております。

昨年12月議会でも、御質問に対して御答弁申し上げましたけれども、教員の働き方改革につきましても、国、県、自治体が連携しながら取り組みを進めていくことはもとよりでございますが、保護者や地域の皆様の御理解と御支援をいただきながら、解決に向けて努力していく必要があるというふうに考えております。

こうした中で、変形労働時間制が教員の働き方改革に有効なのかどうかについては、近隣の市町村や学校長の意見も聞きまして、情報収集を行う中で、本市において、導入すべきかどうかを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 聞きたいところがちょ

っと、はっきり聞けなかったわけですが、現時点において、つまり、勤務時間の超過がかなりの量であると。この状況において、当然、近隣市町村の教育委員会と相談するものとは思われますが、現時点において、導入は適当ではないと思いませんかということ、率直な意見をぜひ聞きたいと思っております。

どうでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

現時点で、この変形労働時間制を導入すべきかどうかというのは、先ほど申し上げましたように、いろんな情報も踏まえて、あるいは校長会等の御意見も踏まえて、最終的に判断をしてみなければならないというふうに考えておりますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、基本的に、先生方の働き方改革、いわゆる長時間労働の是正といったものを取り組みながら、しっかりと子供たちに向き合える、そういう時間を確保していく必要がある、そういう前提で、国のほうにおいても、こういった変形労働時間制というもの、一つの手だてとして考えられている。

決して、これありきで、このために、この変形労働時間制の導入のために進めているということではないと、私は理解しております。まず長時間労働を縮減をして、その中で、先生方が繁忙期、年度初めとか、そういったときの勤務時間を、夏休みに長期に何日かまとめてとれるように、できるだけ先生方の負担を軽減できる手だてになるのではないかとというふうにも指摘されている部分がございますので、それらを踏まえて、宿毛市として、最終的にどうすべきかを判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 宿毛市教育委員会は、管轄下の市の学校で、労働基準法違反の現状を本当に放置しないように、ぜひ頑張っていたいただきたい。勤務時間と勤務の減縮に、早急に対応していただきたいと思います。

先ほども言われたように、現場の声を聞きながら、導入するのであれば、この前提条件をしっかりと満たしてからという約束をしていただければ思っております。

次に移ります。

次に、教育の質の保証について、質問させてもらいます。

12月議会で、教育長は、教育の質を向上するため、授業の準備や子供に向き合う時間の確保も重要であると答えてくれました。そのとおりだと思います。十分に授業を準備したものを子供たちに受けてもらいたい。これはもちろんですね。

それから、教員は、児童生徒に向き合いながら、楽しい授業づくり、それから学校づくりを進めてほしいと思います。

しかし、今、それができにくい状況であるということは、もうおわかりかと思えます。

そこで、宿毛の教育の質の保証のために、人員確保、時間確保、業務整理について、次の3点を要請したいと考えております。

国、県、そういうところになるかもしれませんが。

一つ目は、教員不足の解消です。とりわけ、専科教員の充実、それから免許外指導の解消に努めてほしいと思います。

これは、やはりかなり免許外指導の状態があります。やはり専門の資格を取った先生方が配置されていくという状況をつくってほしい。

早速、小学校でも英語が入ってきます。それから、理科や音楽、これらの専門性、これらの

準備に小学校の先生などは、相当、時間がくわれています。

これらに、免許を持った先生が専科に入っていただくと、相当時間が減縮されるものと思われれます。

それから、2つ目として、当たり前のことなのですが、教科書をじっくり進める授業。そのために、もう一つ、子供の負担軽減のためにも、授業で事前の学力テスト対策をしない、このモラルを徹底させてほしいと思うんです。

授業で事前の学力テスト対策をする、これは正規の授業時間が大幅に奪われているという現実があります。

自分の経験でいえば、年に10時間ぐらい、それぞれの教員がやっていたと思います。教科当たりですね。ということは、10日分ぐらいの授業が、テスト対策に奪われている。

それから、大事なことですが、原則であるべき、平易で、練習の必要のない調査のはずが、訓練と競争をさせる違憲状態になってしまっている。これはそうなんです。実際問題、訓練、練習です。得点を上げるための努力がなされています。同じ問題を練習して、過去問を何度も何度も練習して、そして同じパターンの問題を得点していく。

しかし、これは学力テストの意味をなくしています。調査にはならなくなっています。

ということで、こういう、ある意味、意味をなくしてしまう努力、ポイントを上げるために調査の意味をなくしてしまう努力がはびこっています。これは違憲状態でもあります。これは、旭川学力テスト訴訟というのがありまして、これは禁止された文言が出ています。

それから、3番目として、学力調査が目的ならば、抽出で十分だということです。これはピサのテストなんかでも、当然、自分たち各学校でやったわけではないのに、しっかりと全国的

な調査が出てきている。ということは、抽出性で、データの的には十分と。

教員に、それから採点作業の負担などをやめさせていただきたい。半年後に業者が出してくる回答を、業者に渡す前に、テストが終わったら、全部、コピーして、そして間違いも含めて、パターン分析しながら得点をつける。これは大変な作業です。間違いパターンも記録しながら、採点していく。

こういうことに、相当な時間を教師はくわれています。さらに、高知県教育委員会事務所に報告するために、分析などもする。この分析なども、半年後には出てくるんですね。

だから、そういう無駄なというか、学力テストの採点などに大幅な時間をくわれる状況をとるだけでも、学校の日常の授業、教科書をじっくり、ゆっくり進めて、丁寧に進める授業が回復していくと思うんです。

以上を、宿毛市教育委員会からも機会あるごとに、国や県にも要請していただきたいと思います。

それから、さっき言った事前対策というものについては、学校にもぜひ働きかけていただきたいと思うわけです。

教育長の見解を伺います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

教育の質に関しての御質問でございますけれども、3点にわたって御質問をいただいたのかなというふうに思います。それぞれについてお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目として、教育の質を保障するためにも、教員を増員すべきではないか。あるいは、免許外指導等を改善すべきではないかという御質問であったと思います。

議員御指摘のように、各学校への配置教員を

ふやすことができましたら、習熟度別の分割授業でありますとか、免許外教員の解消等、学校における教育の充実を図ることができるものと考えております。

しかしながら、議員も御承知のように、教職員の配置に関しましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づきまして、高知県教育委員会において教職員の配置がなされているところでございますので、本市が独自にふやすことは、現状では非常に困難であると考えております。御理解いただきたいと思います。

次に、全国学力テスト、あるいは県版学力テストに関しての御質問でございますけれども、まず1点目として、学力テスト対策を授業中に行わないようにすべきではないかという御質問でございます。

この件に関しましては、私も全く同感でございます。学力テスト対策を行うというのは、基本的にこの学力テストの趣旨から若干ずれてくるのではないかなと。

しかしながら、子供たちにしっかりと力をつけていっていただく、そのために、当然のことながら、どれだけ子供たちが学んだことを身につけていただいているかということは、検証もし、振り返りもしなきゃいけない。そういう中で、この1年間の学びを学び直すことというのは、当然、行われる。その部分で、それが学力テスト対策というふうに捉えられてしまうと、そういうことになるのかもしれませんが、私どもは、ぜひとも子供たちに学ぶべき過程については、しっかりと、全ての子供たちが身につけるようにということで、学校現場の先生方をお願いしておりますので、それを踏まえて、いわゆる帯タイムであるとか、放課後学習等において、子供たちの学力の向上に向けて、先生方、あるいは学習支援員の方々、皆さん協力し

ていただいて、取り組んでいただいているものというふうに考えておまして、決して学力テスト対策というふうには、私自身は認識をしていない。そういうことがないように、校長会等を通じて、またお願いもしていきたいというふうに考えております。

それから、学力テストに関して、先生方が分析等に相当な労力を費やしているという御指摘でございますけれども、議員も御質問の中にもございましたように、全国学力テストで見ますと、4月に実施をして、結果が届くのが8月末でございます、例年ですと。

そういったことから、宿毛市教育委員会としては、ぜひとも先生方には御苦労もかけるけれども、個々の先生ではなしに、学校全体として、それぞれの学校のおかれている課題、あるいは強み、弱み、そういったものをしっかりとこの学力テストを通じて分析をして、弱いところは課題解決のために、全ての教員がチーム学校として、それに向き合って取り組んでいただきたい。そのためには、できるだけ速やかにテスト結果を分析をし、子供たちへフィードバックする必要があるのではないかなど。

そういうことから、確かに多忙化といわれている中で、先生方は本当に大変な業務だろうとは思いますが、やはり子供たちのために、でき得ることは努力もしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） いつもその論が出てくるわけですね。やはり際限なく教師が働く状態が、そういうルーチンというか、そういう論理の構成で、これはやったほうが効果が出るということ、どんどん受け入れて、この状態になっている。

まず、学力テストは毎年、50億円使ってい

ますよね。県版は、たしか5,000万円程度じゃなかったかと思います。

これをやはり抽出制にするなどして、調査はこれで確実にできます。それから、既に調査は何十年にもわたってされてきています。どの教員に、校長、教頭に聞いても、課題はつかめている。

では、その資源を、今度は課題解決に使うべきではないか。これはもう、教育学者も含めて、自分たちの研究会も含めて、全国的にもその動き、要請が動いています。

この3月議会でも、至るところでこの学力テストの問題、労働時間の問題が出されているはずですよ。

ですから、確かに宿毛市教育委員会に権限はないんですよ。権限はない部分でも、要請として議会や現場の声をしっかりと国に届けていただくということ、よろしく願いいたします

学力テストは現在、実際のところ教員学校評価に用いられてしまっています。子供、教員に与えるストレスは半端ではありません。

高知の不登校率は、成績は上がったと喜ぶ部分もありますが、実際、それに比例して、不登校率全国2位に上がってしまいました。本当に比例してこういうことが起こるわけです。

ぜひ、資源をどこに投入すべきか、課題解決に使っていただきたい。

最も重要なのは、学力の根底となる学ぶ喜びであるとか、意欲が育つことです。そんな学校をつくるために、そしてどの子もわかるための対応をとれる、そんな宿毛の教育であってほしいと思っています。

続いて、就学援助のほうに移りたいと思います。

学習機会の保障が、学ぶ意欲と学力を支えるということは、当然わかると思います。機会が

保障されれば、意欲もそがれません。

貧困が、公教育において学びを阻害してはならないと思います。学校教育法第19条では、経済的理由により、就学困難な児童生徒に対し、市町村は必要な就学援助を与えなければならないとしています。

そこで、宿毛市の近年の準要保護の生徒数の状況を伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

本市におけます準要保護児童生徒数の推移について、御質問いただきました。

平成27年度からの5カ年について、お答え申し上げますと、小学校における準要保護児童につきましては、平成27年度は194名、平成28年度は181名、平成29年度は168名、平成30年度は179名、平成31年度は、現時点で192名となっております。

中学校における準要保護生徒につきましては、平成27年度は93名、平成28年度は98名、平成29年度は102名、平成30年度は98名、そして平成31年度は、こちらも現時点で90名となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 私もデータをいただきまして、グラフにしてみました。その人数を生徒数で、比率にしてみますと、大体、20%前後、中学校では、今、22%ぐらいになっていますけれども、大体、一定して20%前後で推移しています。

つまり、宿毛の子供の相対的貧困率は、約20%ということになります。絶対貧困ではないので、相対的貧困率が約20%。5人に1人を超えているという状況だと思います。

母子家庭においては、その半分ぐらいが準要保護の対象になってしまいます。そうですね、ひとり親家庭、特に母子家庭は、収入がどうしても低くなってしまいます。

そこで聞きたいと思いますが、市は就学援助基準をどのように定め、援助を決定しているのかをお聞かせ願います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

本市における準要保護の認定基準について、御質問いただきました。

準要保護の認定基準につきましては、それぞれの市町村において、要綱等で規定することとなっております。本市におきましては、宿毛市就学援助費の支給に関する取扱要綱において、規定をいたしております。

認定基準といたしましては、児童生徒の属する世帯の所得に一定の基準を設けており、それを下回る世帯を認定するもののほか、児童扶養手当の全額支給世帯や、国民年金掛金の減免の措置を受けている世帯等についても認定をするなど、世帯所得による判定基準以外の認定要件も設けておりまして、就学援助制度の充実を図っているところでございます。

なお、認定基準となる世帯所得は、特別支援学級に入級している児童生徒のいる世帯では、生活保護基準額の1.5倍、それ以外の世帯では、生活保護基準額の1.3倍としております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 以前は、ちょうど生活保護基準の額でしたよね。改善されていて安心しておりますが。

ここ数年というか、今進められている生活保護基準の引き下げがあります。ひとり親、正規雇用の家庭などでは、特に今、消費税増税や、

コロナの影響などで、相当な打撃をくらっていると  
思います。

そこは、生活保護基準の引き下げを理由に、  
今まで援助があった方々が、いきなり就学援助  
が打ち切られるということが心配になってきま  
す。生活保護基準と連動してしまうと、非常に  
厳しい状況が起こるのではないかといい  
ます。

やっぱり学費の負担というのは変わらない。  
あるいは上がってしまっている状況。それから、  
今の非正規雇用の家庭の状況など、大変厳しい  
と思いますので、いきなり打ち切りが起こらな  
いように、配慮を望みたいわけです。その点に  
ついて、何か意見というか、よろしく願いま  
す。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお  
答え申し上げます。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、生  
活保護基準の世帯所得を基準にするもの以外に、  
宿毛市におきましては、独自に国民年金の掛金  
の減免の世帯でございますとか、児童扶養手当  
の全額支給世帯、その他もございまして、  
そういった要件を要綱に定めまして、所得要件  
だけではなく、さまざまな面から、厳しい環  
境にある子供たちの教育支援ということができ  
るように、最大限の配慮をいたしているところ  
でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） そうやって、要綱に基  
づいて、当然やられることになると思いま  
すが、もしことし計算してみて、完全に連動してしま  
ったということがあった場合に、かなり大変な  
ことになるかと思えますから、またそういう  
ときの対策というものも、また考えていただ  
きたいと思えます。

そこで、今度は就学援助費だけではなく、準  
要保護ではないんですけども、教育委員  
会として、貧困が学びに与える影響に鑑みて、  
どのような施策を行っているのか。何かありま  
したらお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお  
答え申し上げます。

厳しい環境にある子供たちに関してでござい  
ますけれども、教育基本法にも明示されてお  
りますように、子供はひとしく、その能力に応じ  
て教育を受ける機会を平等に与えられるもので  
ありますので、当然、本市におきましても、関  
係機関と連携協力しながら、家庭における経済  
的理由によって、子供が教育を受ける機会を失  
うことがなく、自分自身の夢や志を育み、かな  
えられるように取り組んでまいらなければなら  
ないというふうに考えております。

特に、学習と学力等と貧困との関係の調査等、  
そういったものは、宿毛市独自には行っており  
ません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 確かに、追跡調査とい  
うのは非常に難しいというところがあります。  
私のほうでも、調べてきました。日本財団に、  
全国的なものがありました。2016年のレポ  
ートで、高知県の進学率データがあります。

子供たちの背後にある社会的状況を推察しな  
がら、聞いていただきたいと思えます。

高知県の高校進学率は、貧困でない家庭が9  
9.5%に対し、生活保護家庭は90.7%で  
す。ひとり親家庭は93.8%。つまり、99.  
5%に対し、90.7%や93.8%に落ちる。

続いて、高校中退率です。貧困でない家庭は  
1.8%、これに対して、生活保護家庭が7.  
4%まで上がってきます。ひとり親家庭は5.

4%。相当なリスクがあるということです。

大学進学率は、貧困でない家庭が74.9%、生活保護家庭が31.3%、ひとり親家庭が39.5%。

このような状況を、しっかり配慮しておく必要があると思います。貧困が児童生徒の教育条件に不利にならないように、次の措置を要望したいと思います。

1つ目です。学費、部活動費の負担の軽減措置をとっていただきたいということで、前にも言いましたが、学用品、制服、部活ユニホームなどのリユース制度を、ぜひつくっていただきたいと思うんです。

学校単位でやるという部分もあるかもしれませんが。既にやっている部活などもあるかもしれませんが、対応なかなか大変です。ですから、例えば教育委員会に行ったら、譲っていただける方の制服があるとか、そして申請した方に、同等な可能性で、何着、決まるかもしれませんが、個人的なもので、なかなかもらえない方、もらえる方があるかもしれませんので、そういうことのないようなことができるのではないかと思います。現にやられている市町村がありますのでね、ぜひ検討してほしいと思うわけです。

2つ目として、これも切実な願いです。私も宿毛市で25年やってきましたので。宿毛市奨学金を、直ちに現実的な金額設定にしてほしいということです。

高校の奨学金が5,000円、これは使えないわけです。ほかの市町村並みの1万5,000円程度に上げていただければ、利用率も高まる。現在、1人しか使っていないということですから、使える金額、利用したい金額に設定し直すということを希望するわけです。

まずこの2点について、お聞きしたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

学費であるとか、部活動費に係る負担の軽減等の御質問でございます。

まず、学費等の教育費につきましては、就学援助制度の中で、認定となった保護者に対して、学用品費や給食費等を支援を行っているところでございます。

また、新入学時に必要となる費用につきましても、宿毛市新入学準備金といたしまして、一定額を入学前の3月に支給をいたしてございまして、家庭における教育費の負担軽減を図っているところでございます。

また、部活動費につきましては、中学校体育連盟が主催、共催する大会に限られますけれども、大会参加費や生徒の移動にかかわる交通費と、宿泊料の補助を行っており、部活動にかかわる費用の負担軽減も図っているところでございます。

また、本議会において、市長の行政方針におきまして、部活動の支援についての表明も市長からいただきましたので、今後、総合教育会議等におきまして、どのような支援ができるのか、協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、具体的に、制服等についてのリユースのお話ございました。議員御指摘のように、各それぞれの学校において、御判断をいただいて、実際に取り組んでいる学校もございます。

そういった形については、ぜひとも、改めてPTA連合会の保護者の皆さんとも協議を行って、本当にそういう形が求められているのか、そういったものも含めて、十分、検討をしてみたいというふうに思います。

次に、本市の奨学金につきましては、議員御指摘のように、離島以外の方の高等学校進学に

については、月額5,000円ということになっておりますけれども、本市の奨学金につきましては、日本学生支援機構や、高知県が実施をいたしております奨学金制度等との併用が可能となっておりますので、それらの奨学金の活用も視野に入れた上で、計画的に組み合わせた利活用をしていただければというふうに考えております。

なお、これは議員もお聞きになったことがあるのではないかと思いますけれども、マスコミ報道等で、大学を卒業して就職された方が、大学時代の奨学金の返済に大変苦慮して、厳しい生活を強いられているということもございます。

ですから、多ければ多いほどいいということでは、当然、ないだろうというふうに思っております。

さらに、金額の見直しにつきましては、現在、国の政策といたしまして、公立高等学校での授業料の無償化が、来年度からは大学等を含めた高等教育の無償化の取り組みにも拡充をされますので、国の政策も踏まえ、また近隣市町村等の動向も見ながら、市長部局とも十分、協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 今の学生支援機構は利子がつきますよね、大変です。ですから、各市町村が用意している利子のつかないもの、これは大変喜ばれるわけです。できるだけ、どこの誰か、顔の見える人々とのつながりというのは、市ですよね。その子供さんと約束をして支援をする、こういうものが非常に大事じゃないかと思うんですね。

ですから、これが宿毛市で、ある意味、経済的などころで、進学を、希望をかなえるために必要だというのが、宿毛市の資金から贈られるということは、非常に大事なことだと思いま

すので、ぜひ検討して、検討の余地はあるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

あとは、教育外のことになってしまいますが、次の3つを言っておきます。

今やられていることだと思います。

3番目として、子供の学習生活支援事業、福祉関係ですね。それから、放課後学習支援事業、県などの費用がおりてきてやられていると思いますが、その中身の充実。

4つ目として、これも県の予算にも入っています。子供、保護者に対する子育て、教育などの相談事業ですね。

それから、子供への社会交流機会を提供する、こういうことです。

これらは、学校教育ということではありません。社会として子供たちを見守る、育てるというベースになってくると思います。

以上、学び、育ちの基盤づくりの支援を、教育行政、福祉行政連携で進めさせていただきたいと思っております。ぜひ学校行政、地域ぐるみで学ぶ喜びとか、意欲を育て、よりよい体験をさせていくと、そういう施策を、宿毛で進めていただくことを希望しております。

何か意見ありましたら、お尋ねします。

○議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

子供たちの健やかな成長のためには、学校教育だけということでは、当然厳しい状況でございます。地域社会全体で、子供たちを育てていくことが何より肝要ではないかなというふうに考えておりますので、また市長部局とも十分連携強化をしながら、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ありがとうございます。

た。

それでは、次に移ります。

市庁舎高台造成工事について、質問に移ります。

まず、入札、落札、契約に至る経緯について、確認させてください。

1回目の入札で、コンサルタントがつくった設計書を、市の担当課が県のオンラインシステムに入力し、積算、そして高知県建設技術公社のチェックを受けて、市が価格決定したということになろうかと思えます。

先ほど、川田議員が聞かれたことと重なりますので、確認ということで、積算過程で高知県建設技術公社は土運確認、搬土計画がないと指摘したのに、市はそのまま積算するよう答えたと聞きました。

それはなぜかということについて、指摘を確認していなかったと答えられたと思うんです。

そしてもう一つです。

それは、設計書不備のまま入札したことになるかということを確認したいんですが、結果的に、土運計画、土砂運搬計画がないまま入札に至ったということでよろしいのでしょうか、確認します。

もう1回言いますよ。土運計画がないと指摘されたのに、市はそのまま積算するように答えた。それはなぜかという点と、認識していなかったという点と、それから、土運の不備のまま入札したと。確認させてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、川田議員のお答えと一緒にではありますが、担当職員は、土の運搬計画について説明を受けたとの認識はありませんでした。

それからもう1点、これもお答えいたしておりますが、入札の時点で運搬の必要性を認識し

ていなかったために、設計書に不備があったとは認識はできていなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） その時点では、土運作業の欠落を認識していなかったということなんです。

続いてですが、1回目の入札時、業者からどのような質疑があったのか、簡単でいいですが。それから土運についての、搬土についての質疑がなされなかったのか、聞かせてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

設計書に記載している材料について、具体的な確認を求める、そういった質疑など、幾つかの質疑がありましたが、土の運搬に関する質疑については、ありませんでした。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 了解しました。土の運搬は、質疑はなかった。

1回目の入札は最低制限価格で、山本・仲上・金村JVが落札後、敷鉄板の16万円の積算ミスを指摘されて、落札決定取り消しとなったということです。

本来なら1万円低く入札した2つのグループは、失格でなかった金額でした。落札権があったはずの2つのグループに権利を与えることはできなかったのでしょうか、確認させてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市工事請負契約の入札に係る積算等疑義申立手続に関する取扱要綱第7条によりまして、疑義申立がありました。そして、積算誤りを確認した上で、それにより、落札業者に変更が生

じる場合は、入札取り消しとなることとなりますので、本入札については、落札決定を取り消した上で、再入札を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それでは、本来なら、正確な金額で入札したことになろうかと思いますが、落札権は得ることはできない仕組みだったということでしょうか。それならいいです。

そういうことだということで、次に進みます。そこでまた質問します。

16万円の積算ミスは、県入力システムのプログラムが原因と説明を受けました。しかし、入力値が結果に反映していたか、いなかったかというチェックが、しながらの入力であったかと思いますが、市のチェックミスであったという部分は言えないのでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） その点につきまして、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

通常の積算業務におきましては、数量等の入力は職員のほうで行いますけれども、入力した後の内部のシステム上のことにつきましては、職員のほうが、そこまではチェックはしておりません。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） なかなかチェックできる状況ではなかったということでしょうか。

このときは、土運についての設計書の瑕疵は問われていなかったということです。本当は、失格2グループは積算が正しかったと。市は間違っていて、別のグループを選んだということになってしまっていますよね。市が、積算が間違っ

たんですから、市が間違っていて別のグループを選んだのであり、それを直せばよかったのではないかと、感じてしまうわけですよ。

例えば、答案の回答例が間違っている。だけど、実は、本当はこっちが正解だったんですよという問題ではなかったかという感じですね。

落札不調とするのは、違和感があるんです。そのことが、何かありますが、答えられるようだったら答えてください。

落札決定取り消しのルールなんだという話でしたけれども、私たちから見れば、間違っただけは業者でもなく、設計書そのものでもないけれども、市の積算が間違っている。じゃあ、間違いは市だったことから、本当のとるべきところがとる権利はなかったのか、こういうことなんです。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

間違っただけに対しては、先ほど答えたとおりでございます。市の積算というか、システムのミスだったということでございます。

それから、あと、落札業者が正しいとか正しくないとかという話でございますが、1回目の入札について、疑義申立期間につきまして、申し立てのほうは受けてないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 最後の疑義申立期間の間に申し立てを受けたということでございます。なかったということではございません。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） そういうことがあったということは、そういう感じがするということでの意見で、通過させていただきます。

続いて、2回目の入札に移ります。

前回の設計書、市で微修正して、市の担当課

が県のオンラインシステムに入力して積算、そして市が価格決定をしたということですね。

2回目については、コンサルタントに相談したのか、それから高知県建設技術公社のチェックを受けたか、これを確認させてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

設計コンサルタントには相談しておりませんが、高知県建設技術公社には、積算チェックをしてもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 通告の打ち合わせのときに課長に伺ったところでは、変更部分だけのチェックだということで、よろしかったでしょうか。

言ってくれますかね。お願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 市長、お答えをいたします。

そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 変更部分について、問題なしということで通過したと。

そして、2回目の入札時、業者からどのような質疑があったか。そして、土砂運搬についてはどうだったか。これも確認させてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

2回目の入札の際には、設計図面の表記誤りに関する質問がありましたが、金額に直接影響するものではありませんでした。そういった内容でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 次に移ります。

それで、2回目入札では、全5グループが最低制限価格に並び、くじ引きで再度、山本・仲上・金村グループが落札して契約を行ったと。

この契約の際に、アクシデント対策のために、私が聞いたところでは、2番手、3番手業者とも契約する場所があるんだと。

宿毛市は、どのようなアクシデント対策、契約においてしたのか、教えてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

契約の保障につきましては、契約時に契約保証金の納付や、西日本建設業保証株式会社の保証を付することなど、そういったことを条件としておりますが、議員の言われるような連帯保証のような、そういった形は、当市はとっていないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 契約保証会社、西日本建設業保証株式会社に加入したと。それから、契約保証金も入金したということですね。

それでは、契約額変更に至る経緯について、確認したいと思います。

山本・仲上・金村グループは、契約成立後最初の会合で、切土の運搬積算の抜かりを指摘したといえます。契約後に要求された内容や金額について、具体的に教えていただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの議員の中で保証金のお話ありましたが、今回、西日本建設業保証株式会社のほうの保証だけということでございます。

そして、最初に打ち合わせをした際には、工事中の雨水対策や落石対策、ガードマンの配置

など、さまざまな内容について協議をしているところでございます。

この中で、積算に運搬が入っていないが、施工ではダンプによる運搬がないと、土を移動できないという説明を受けたものでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） ということは、ダンプトラック27万立米の運搬作業というのは、それに当たるということだと思います。それでいいですね。

では、次のことに移ります。

要求への対応についての論議の経緯ですね。

27万立米の運搬作業がないと。市としてそれを受けて、どう論議を進めていったのかをお知らせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどお答えをしたような形の中で、そういった認識を、市として持っていなかった上で、そういったことを指摘をされたということでございます。

掘削場所から盛土箇所への移動について、積算で計上しなければならぬことは、請負業者からの説明を受け、その後、認識をしたところでございます。

しかしながら、ダンプによる運搬で全て積算するのではなく、他の方法もあるのではないかと議論もありまして、経済比較をすることとしたところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 川田議員からの質問も合わせると、このときには、別途発注や再入札は合理的ではないと判断したということだったと思います。

その際、いろいろ判断するに当たって、いろいろ意見を求めたのではないかと思います。会合には、恐らく市長、副市長、担当課のほか、コンサル、他業者、県の機関、弁護士、保証会社なども含まれていたのではないかと想像しますが、そのあたり教えてください。誰らに意見を伺ったか、そしてその内容も、よければ教えてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

協議をさせていただきました。そして、運搬費につきましては、コンサルタント及び、高知県建設技術公社に意見を伺ったところでございまして、請負業者から説明のあった運搬費は、積算での計上が必要であったとの見解でございました。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 先ほど、川田議員の話では、コンサルは設計書の抜かりを認めましたという話がありました。このときなんでしょうか。

それと、高知県建設技術公社と落札業者との打ち合わせをしたと。

あと、契約保証会社や弁護士に相談してないのですか、それから、県の建設課あたりからも聞いたという話を、勘違いしているかもしれませんが、課長から聞いたような気がします、もしわかりましたら教えてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私の認識としては、高知県建設技術公社と業者が打ち合わせをしたということは聞いていないところでございまして、担当課として、職員として、いろいろなところに問い合わせをかけ

たことでの中での話かと思いますが、先ほど言ったように、このことについては、コンサルタント及び高知県建設技術公社に、意見を再度伺ったところ、積算での計上が必要であったということで、そういった見解をいただいて、うちとして対応をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 高知県建設技術公社は積算、それは必要だと答えたということですね。

県の建設課からはなかったでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 通告、市長になっていきますので、私のほうから、済みません。

建設課長のほうに、お答えをさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の質問にお答えします。

高知県の土木政策課とは、1回目の積算ミスのおきには、意見を伺いましたけれども、2回目のおきには、やりとりはしておりません。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） じゃあ1回目、土木政策課との16万円のおきということですね。

それでは、契約変更後のおきに移ります。

契約変更後の金額は、10億6,951万円、これは落札上限である予定価格9億7,189万円に消費税を加えた金額に100%一致します。差は0.04%です。つまり、最低制限価格で落札し、上限価格で契約したおきになります。これが私が一番心配することです。

結論ありきの増額ではないのかという心配です。

よろしくお願ひします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

結論ありきという意図はわかりませんが、積算した結果の額を変更契約額として示させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） つまり、必要に合わせて積算した計算が、たまたま落札予定価格に消費税を加えた額と一致したと、こういう説明になるおきかと思ひます。

実際、積算では、各区画の土をどの機種で、どこに運ぶか。それぞれ土工単価と距離と回数を掛ける。それらを、それぞれの区画の部分を合計したら、上限の価格、金額に100.04%で一致した。これはすごいですよね。

これだけのいろいろな数が出てくるわけです。入力しなければならない数。これだけの変数の計算で、天文学的確率で的中している。こんな不自然さがありながら、市長はあっさりと認めて決裁したと。その判断に問題があったとは思わないでしょうか。

お願ひします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

天文学的な中率というのが、まづもってわからないことなんです。

一致というか、ほぼ同額になったということですが、もともとの予算の中には、この工事自体が入っていなかった予算でありまして、そういった予算と、その後、工事を追加した形の中で、数字が今、数字と数字を持ってこられているんでしょうけれども、ほぼ一致したような形になっているということですが、先ほど、答弁をしたとおりでございまして、積算した結果の額でございますので、もしあれ

でしたら、どこか積算が疑義があるのであれば、御指摘願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 搬土計画というのが、一番数字が変わってきやすいものですね。ある意味では、操作のしやすいところですよ。

ですから、そこが心配ですよという意見です。次に移ります。

ある業者に聞きました。ある業者は、設計書は押土中心だった。スクレーパーを使ってできると判断して入札した。他の業者も同じはずだ。

今回の契約変更について聞くと、知らなかったんですね。

それはないだろう。できないなら再入札だよと、驚いていました。

そして、現場の空撮写真を見せた途端に、低効率なトラック運搬での工期おくれが心配。それから、会計検査にかかるんじゃないかと聞きました。

これに対して、市長の意見を聞きたいと思います。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） ただいま、スクレーパーとかということで、先ほど資料、本日の朝いただきましたが、済みません、私のほうが承知しておりませんので、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

スクレーパーの特徴としましては、粘性土や砂質土など、比較的軟弱な土の掘削に適していることと、比較的緩い勾配の現場条件の掘削運搬に適していると言われております。

高台造成工事の現場なんですけれども、岩掘削が大体7割から8割、それから掘削場所と盛

土場所の高低差も比較的あるということで、スクレーパーの施工は適さないと考えております。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） これは、ある入札業者の話です。

次に進みます。

課題と今後の対応について聞きたいと思いますが、問題点、論点を確認、整理したいと思います。

まず1つ目、設計書に抜かりがあったのなかったのかということ、土運計画に抜かりがあったと。抜けていたということですね。そして、その抜かりを確認したのは、まだ工事も始まっていない時期です。7月25日に話を受けて。

抜かりがあるなら、なぜ西和コンサルタントに瑕疵担保責任を問わなかったのかという質問です。

よろしくをお願いします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 通告のほうで聞いておりませんので、答えられる範囲で、担当課から答えさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、今城議員の御質問にお答えします。

運搬計画の抜かりについては、私たちが認識した後に、コンサルタントにも確認はさせていただきました。

ただ、運搬に関しては、本来、必要であった必要経費ということで、それに対する瑕疵担保という形はとっておりません。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） そこで疑問になってくるのは、さっき聞いた業者の話です。

できないなら再入札でしょうと。これはできると思って入札したという意見がありましたので、聞いたわけです。

私の常識では、契約額の1割にも及ぶ、これほどの基本的な抜かりがあれば、この業務にかかわる人なら気がつかぬはずはないと考えるわけです。コンサル、市、業者、全てが27万立米の運搬責任、運搬積算の抜かりをなぜ指摘しなかったのかも疑問です。

市内のある業者からは、抜かりは皆知っていて、落札後に増額させる前提だったかもねという感想も聞きました。

また、ほかの業者からは、うそか本当か、バックに大手企業が入る予定だったという声も聞いたよと。

皆がスクレーパーなどを使って、効率的に土運作業を前提としていたならば、質疑がないことも理解できたという、自分なりの、説明がないところで埋めて考えているわけです。

これは、今後のためにも調査検証しなければならない部分だと思っています。

4番目の問題点です。

積算16万円のミスで再入札し、1億2,000万円のミスで再入札しなかった、この行政判断の揺らぎが、正当性に疑義、禍根を残しているとは思いませんかということ、それを聞いております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今城議員、よく業者が言っていたとか、そういったお話をされるんですが、それに対してはわかりませんので、申しわけないですけども、一般質問の場では、しっかりとした御意見を聞かせていただきましたというふうに思っています。

それから、先ほどのスクレーパーの話なんかも、事前に教えていただけていれば、確認も、自分たちもとりましますし、またこういったスクレーパーを使う場合においても、うちのほうの設

計の中に、こういったものを使うということは明記をしていなかったわけでありますので、当然、これを使うと想定していたということ自体が、ちょっと確認をとらないといけなような話でもありますので、その点、今後よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

答弁させていただきます。

積算ミスによる再入札は、契約前の疑義申立期間に判明したものでございまして、宿毛市工事請負契約の入札に係る積算等疑義申立手続に関する取扱要綱というものがあります。

これに基づき、入札取り消しをしたものでございます。

そういった形で、ルールにのっとりた形でやると、入札取り消しになるということでございます。

また、運搬費の変更契約については、契約後に判明したものでございまして、請負業者と締結しました建設工事請負契約書に基づき、所要の変更手続を行ったものでございまして、決して金額によって判断するものではございませんので、そういったルールにのっとりた結果、こういうことになっているということで、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） あと、疑問の5番目の問題点ですが、契約変更額には恣意性があり、水増し請求がうかがわれるという疑問もあります。

ということで、これは問題点として、今後検証しなければならない問題と思っています。

それでは、今後の課題について、聞きます。

本当に気になるのは、造成工事が緊急防災・減災事業債のタイムリミットに間に合うかどうか、大変心配な状況です。

現在の工事の進捗状況を聞きたいと思います。

造成工事全体に占める現在の達成率、あるいは2月末の工程計画に対して、何日程度おくらせているのか、教えてください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

その前に、今回の質問ではございませんので、詳しく反問権までは使いませんが、水増し請求というお話がありました。うちのほうが積算をして出した金額でやるに当たって、どこが水増し請求になるのかなというふうに思ったところがございますので、一応、少しお話をさせていただいておきたいと思います。

それでは、答弁させていただきます。

工事の進捗率は、施工金額が何%進んだかで算出をしますので、日数でのおくれはお答えできませんが、2月末時点の計画進捗率16.9%に対しまして、実績は16.5%ですので、0.4%のおくれとなっております。

進捗管理に関しましては、計画と実績に10%以上の開きが生じた場合、請負業者に改善を求めることとしていただいております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） スクレーパーの機種指定がなかったということですね。

ダンプトラックの運搬土量が1回で5.5立米、1日多く見積もって20往復すると、現在、トラック5台で稼働していますので、1日の運搬土量は550立米という計算になります。

それを、27万立米を550で割ると、490日を要してしまいます。

工期予定545日に対して、おくれの心配はさらにリアルに感じるわけです。やはりスクレーパーが使用の前提だったのかという気がしたりしております。

それから、2番手、3番手契約をしていたな

らば、結果は違ったものになったかもしれません。

そこで、市長に質問します。

工事の予想外のおくれや、さらなる増額要求、業者ができなくなった場合などの今後のアクシデント管理について、市長の考えをお聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） ただいま今城議員のほうから、計算、1日何台でということですが、工事の内容について、ここで詳しくお話ししませんが、そういった単純な計算で出るものではないというふうに認識をしているところでございますし、また、スクレーパーのことについては、工期の関係でこれを使うとか使わないとか、当初の段階から、そういったものでは全くございませんので、そこはぜひ御理解願いたいというふうに思います。

事業を進めていると、さまざまな課題が出てきますので、そういった状況でございます。アクシデント管理につきましては、できるだけ早い段階での課題把握が必要でありまして、課題把握には請負業者との密な打ち合わせが欠かせません。

また、課題解決においても、市役所内の横断的な取り組みも必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） それで、監査も市がしていると思いますが、工事監査をする施工監理者は宿毛市ですか、コンサルでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

監査をするのは宿毛市というのは違いますが、工事の施工監理者については、都市建設課の担

当職員でございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 施工監理者というのは、「管」ではなくて、監督の「監」ですよね。

経験値のある公的機関にも協力を求めて、ぜひほしいと思うんです。市の担当職員だけで負担をかけるというのは大変だと思いますので、ぜひ経験値のある公的機関にも協力を求めていただき、的確な指示を仰いでやっていただくと、またトラブルも減ろうかと思っておりますので、リスク管理をしていただければありがたいと。

さまざまありますが、このような高台造成や、学校PFI事業等、入札に当たって混乱が起きたということは、間違いないんだと思います。市として、調査委員会を立ち上げ、問題を検証し、トラブル対策、トラブル防止策を講じることが必要であると考えてるわけですが、今後のためにもですね。

そして、その動きがもし起こらないとすれば、民間調査機関の立ち上げも視野に入れられないのかと思っているところですが、市として、何かコメントがありましたら、よろしくお願ひします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

調査委員会等は立ち上げておりません。そういった形ではございますが、こういった一般質問でもいろいろ御指摘をいただく中で、しっかりと対応をとってまいりたいというふうを考えているところでございます。

また、そういったことに対しましては、各関係部署で協議を進めさせていただいたところでもございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 1番今城 隆君。

○1番（今城 隆君） きょう質問したことは、私が素人としても、やっぱり12月議会で通過させる前に、実は聞きたかったことなんですよ。この聞きたかったことが聞けずに、通過してしまったので、確かめたいわけです。

という意味で聞いていただきたいと。もしトラブル、またいろんなことで起こる可能性があります、そうならないように、事前チェック。

今回の入札に関しても、いろんなところで分岐点があったと思うんです。この時点での判断がこうだったら、こうなっていたらと思うんです。その次の問題が起こったときに、こう対応したら違う結果が出ていた。確実にありますので、その部分をチェックしていただいて、そこでどうジャッジを入れていくかという検証期間が必要かと思っておりますので、ぜひ今後に生かしてほしいと思います。

以上で私の今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 以上で午前中の一般質問は終了いたします。

この際、午後2時まで休憩いたします。

午後 0時54分 休憩

-----

午後 2時00分 再開

○議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 12番、松浦でございます。

それでは、通告いたしております問題について、市長に対して一般質問を行います。

今回、私が質問する内容は2点であります。

最初は、藻津漁港へのアクセス道の整備についてと、もう1点は、近いうちに必ず発生するという南海トラフの大地震に対しての、宿毛市

における防災対策についてであります。

まず、藻津漁港へのアクセス道の整備について、お伺いいたします。

中平市長は、これまでの私の質問に対して、宿毛市の水産振興を考えた場合に、必要な道路であり、アクセス道の整備は優先的に整備する必要があるのではないかと。私としては、優先順位は高いものと考えている、と答弁されています。

そしてまた、この問題は、宿毛市にとって喫緊の課題である。

あわせて、藻津漁協は、後継者となる若者が増加するなど、宿毛市の水産業にとって明るいきざしが見られるとの認識を示され、早期の整備に向けて決意を示されています。

こうした市長の強い思いを聞いて、藻津漁協を初めとする関係者の皆さんや、地区住民は大変喜ばれているのも事実でございます。

しかし、こうした市長の考えのもとに取り組まれていると思いますが、関係者の皆さんから聞こえてくるのは、宿毛市の取り組みについて、行政の動きは全く目に見えてこないとか、一向に進展されていないのではないかととの声であります。

そこで伺いいたしますが、藻津漁港へのアクセス道の整備の取り組みについては、どのように進んでいるのか、宿毛市としての取組内容、並びに進捗状況について伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

県道宿毛城辺線から藻津漁港へのアクセス道路について、お答えをさせていただきます。

この道路の整備につきましては、以前にも松浦議員、そして寺田議員から質問がありましたが、藻津漁港は、先ほどお話にもありましたが、水揚げ量も増加傾向にある上に、漁業後継者も

増加をしております、今後も持続的な発展が見込める、そういった漁港でありまして、宿毛市の水産業のさらなる発展のためには、大型の運搬車が通行できるアクセス道路は、優先的に整備する必要があるという考えは変わっておりません。

本年度は、新たに必要となる道路の用地測量や、補償費算定を含む実施設計業務を予定しております。

進捗業務につきましては、平成30年7月豪雨の災害復旧工事を最優先に取り組み中で、令和元年度に発生した災害による災害査定事務や、工事入札の不調、そして不落が数多く発生したことによりまして、事業の見直しや工事設計書の組みかえなど、予期せぬ作業が必要となったために、藻津漁港へのアクセス道路は、現在、実施設計業務を発注する準備段階であります。何とか本年度内には発注し、事業進捗を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

よろしくお伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） それでは、財源問題について、お伺いをいたします。

市長は、有利な補助事業を総合的に検討する中で、社会資本整備総合交付金事業を活用したい。そのために、平成31年度より、実施設計を行うべく、社会資本整備総合交付金事業の予算を要望するとのことでありましたが、現時点でのこの事業の補助金の確保は得られたのかどうか、その状況についてお示しをいただきたいと思っております。

そして、こうした市長の強い思いを受けて、平成31年度より道路の実施設計を行うべく、平成31年度の当初予算でも実施設計予算が計上され、可決されていますが、この予算は、どのようになっているのか、先ほどの答弁と重複

するかも知りませんが、本予算の執行状況について、お伺いたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

社会資本整備総合交付金事業は、漁港関連道整備事業と比較をいたしまして、地元負担金が不要であり、他事業との調整が可能なことなど、有利な補助事業であるため、本事業は、社会資本整備総合交付金事業を活用することとしております。

平成31年度の社会資本整備総合交付金では、藻津漁港へのアクセス道となる市道藻津4号線の改良事業と、廻角橋のかけかえを行う市道新田1号線の改良事業の2路線を要望し、総額で、事業費1億1,800万円、国費にして6,313万円の交付決定を受けているところでございます。

今後も事業の進捗に合わせまして、社会資本整備総合交付金の要望を行っていきたくと、そのように考えております。

そして、藻津漁港へのアクセス道となる市道藻津4号線の改良事業につきましては、今年度、予算約1,600万円を計上し、道路の実施設計業務を行う予定としておりまして、現在、先ほど申しましたように、発注準備の段階でございます。

今後の予定としましては、今年度中に実施設計業務委託の発注を行い、予算の繰越承認をいただいた上で、次年度上半期にかけまして、事業の進捗を図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今年度と言っても、あと20日ぐらいしかないわけですので、早急な取り組みを求めておきたいと思っております。

今、現時点で、まだ発注ができていないということではありますが、その理由としては、平成30年7月豪雨の災害復旧工事が主たる原因ということでもありますけれども、このほかに考えられる、おくれた原因といたしますか、市長としてどのように考えていますか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

やはり主たる今回の要因につきましては、平成30年7月豪雨の災害復旧、そしてともに行われております、市内で見ますと長期浸水対策であるとか、県、国の事業、防災事業ですね、こういったものも重なりまして、不調・不落が続いているということが、主たる原因になってきているというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） この部分については、通告してないとは思いますが、災害復旧工事の不調・不落、復旧を急ぐという部分については、理解を示すわけですが、平成30年7月に災害が発生し、平成31年度、令和元年度に工事が進んでないという部分については、私としては、担当課の皆さん、超勤とか何とかで、大変な御苦労をかけておると思いますが、それでも職員の体制が整ってなかったのではないかなという感がするわけですが、これについて、市長は答弁できますか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

職員のほうも、宿毛市だけじゃなくて、災害直後には、近隣の市であるとか、そしてまた県のほうからも応援の協力をいただいたところでございます。

現在も、泉佐野市のほうから来ていただいて、協力をさせていただいているようなところでございまして、人員についても、非常に厳しい状況でやっているというのは、そのとおりでございます。

ただその一方で、業者の数であるとか、業者のこなせられる量を超えている工事があるという形の中で、非常に厳しい状況が、宿毛市だけではなくて、近隣含めて、起こっているというのも現状ではないかというふうに認識、分析をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） わからないでもない話なんですけれども、市長には人事権があるわけでございますので、そのあたりもしっかり發揮をする中で、取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次に質問に移りますが、宿毛市が事業を行う上においては、地元の協力なしでは、進めることは大変難しいのではないかと、私は考えております。地元の皆さんも、地権者の同意を得ると、非常に協力的であるのが、この事業であります。

このように、事業が進んでいないこと、今後の取り組みについて、地元の皆さんや漁協を初めとする関係者の皆さんに対して説明をされてきたのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地元や漁協組合への説明につきましては、現段階では、事業の着手時期が今年度末を予定していること。また、予算の繰越承認をいただいた上で、次年度に事業を行うことを、御報告をしているところでございます。

実施設計業務発注後には、現地測量、設計協

議、用地買収等の御相談をさせていただきたいと思っておりますので、漁業関係者や、地元の皆様には御迷惑をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いしたいというふうに思います。

この道路については、以前より、本当に地元の皆さんの要望の強い道でございますので、幾度にわたって、地元の方々と協議を進めてきたところでもございます。

そういった経過を踏まえまして、今後も地元の方々としっかりとそういった話し合いを持ちながら、御協力をいただきながら前に進めていきたい、そのように感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、一定、地元の皆さんには説明をされたということですが、その説明、いつごろされましたか。お示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今の内容については、近日、かなり近いときにしたというふうに、担当から聞いているところでございます。

ただ、漁協の組合長であるとか、それから地区長さんであるとかというのは、日ごろからいろいろお話し合いをもたさせていただいている中で、今の工事の大変な状況というのは、私のほうからも、何度かお話しさせていただいた、そういったところでございます。

細かい話については、ここ数日前にお話をさせていただいたというふうに、担当からは聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 冒頭申し上げましたように、やはり地元の皆さんに対する説明も、きっちりしながら、ある程度、一定めどのつい

た段階、早い段階で説明をしていく、そしてまた協力を得るところは協力を得る、そのことが重要になってくると思いますので。

この事業に限らず、ほかの事業の推進、執行に当たっても、早目、早目の取り組みといたしますか、宿毛市の取り組み、こういう状況ですと、御理解いただきたいという部分であれば、地元の皆さんも一定理解を示すと思いますので、早目早目の取り組みをしていただきたいと思います。

平成31年度当初予算で決定したことが、最近になって、説明するようなことではなしに、状況を把握しながら、早期の説明をすべきでなかったかなという思いがするところがございます。

それでは、次が、防災対策についてであります。

宿毛市の防災対策の問題については、毎議会と言っていいほど、市民の命と財産を守らなければならないとの強い思いから、その取り組みについて、角度を変えながら、これまでも多くの議員が議論をしてきました。

私としても、市民にとりまして大変重要な問題でありますので、今後も皆さんと同様に、取り組んでまいりたいと考えております。

まず、避難道の整備について、お伺いいたします。

南海トラフ大地震発生時における避難対策として、全国各地で言われているのが、とにかく高台へ避難することが重要であると言われております。そのため、あの3.11の東北での大地震以降、宿毛市でも、避難場所の整備に取り組んでまいりました。

この事業については、地元の地区長さんや、地区住民を初め、自主防災会の皆さんの協力があつたことは事実であり、皆さんの御協力に対して、心から感謝申し上げます。

そこでまずお伺いいたしますが、地元から要望を受けて整備された避難場所は、現時点において、市内で何カ所あるのか。そしてまた、今後において計画されている箇所はあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市におきましては、津波避難対策といたしまして、これまでに市内に89カ所の津波避難道を整備している状況でございます。

今後につきましては、平成30年7月豪雨において被災した避難道の中で、対策工事が完了していない3路線につきまして、令和2年度事業として、対策工事を実施することとして、工事に係る予算案を今議会に提出をさせていただいているところでございます。

また、そのほかの避難道につきましても、今後、各地区での避難訓練を行っていただく中で、さまざまな課題を検証し、必要性があれば整備を検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、市長答弁をいただきました。現時点で、市内で89カ所を整備し、平成30年7月の豪雨による災害を受けて、その対策工事が完了していない路線が3路線のようであります。

せっかく地区長さんを初め、地区から要望を受けながら整備をした避難場所ではありますが、整備されたときと状況が変わっているところはないか、避難場所そのものや、避難場所に通じる道路等が、高齢者や障害者等、いわゆる避難行動要支援者に対して配慮されているか等、総点検する必要があるのではないかと思います。

このことについて、どのように考えているのか、市長の所見をお伺いいたします。

一つの例として申し上げたいと思います。

片島中学校の東側に整備されている避難道についてであります。

この避難道については、高台に生活されている方から、改善を求める声が届いてきております。私も相談を受けて、現地の状況について、見てきました。

この避難道は、片島中学校の東側に生活をされている住民が、高台へ避難することを想定をして整備をされたものであります。

この避難道は、コンクリートできております。見事、手すりは設置されています。

階段の上部と下部については、階段の幅が十分ありますが、避難道の中段になると、階段の幅は約20センチくらいと非常に狭く、しかも勾配は急であり、高齢者が避難をする場合には、大変厳しいのではないかと考えます。

近所の方の話によりますと、この避難道を利用した方で、けがの内容については詳しくは承知しておりませんが、4人くらいの高齢者の方がけがをされたとのことでもあります。

平時においても、このようなことが起きております。津波の発生という非常時においては、大変危険な避難道の一つではないかと思えます。

私としては、市内に整備された避難道でも、こうした箇所があるのではないかと、危惧をいたします。

せっかく整備された避難道であります。避難道を利用しなければならない方にとってはどうなのか、いま一度、総点検をしてみることが必要ではないかと思えます。

そして、総点検をする中で、見直しなり、改善が必要と思われるその避難場所や避難道に通じる道については、早急に対応すべきと考えられますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

これまで整備した津波避難道については、現在、実施中の宿毛市津波避難計画の見直し業務の中で、コンサル業者が点検作業を行っておりますので、今後、そういった点検結果も参考にしながら、各避難道の状況把握に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、津波避難対策におきましては、ハード対策に加えまして、訓練等のソフト対策も非常に重要な取り組みとなります。特に災害時に単独での避難が困難な避難行動要支援者の対策につきましても、宿毛市においても、積極的に取り組んでいかなければならないと、認識しております。

今後、各地区におきまして、そういったソフト対策が進むように、支援をしてまいりたいと考えており、対策を進めていくことで、新たな課題が生じることも想定されます。

こういった対策を進めていく中で、津波避難道の改修が必要になれば、しっかりと対応していかなければならないと、そのように考えているところでございます。

また、これまで宿毛市が整備した避難道につきましても、基本的には、地権者の承諾をいただく中で、地区、地権者、市の三者で協定を締結して、整備を実施しております。日ごろの管理につきましても、協定に基づき、地区で行っていただいているところであります。

各地区で草刈りや清掃などの管理を行っていただくことで、点検はもちろん、共助意識の醸成にもつながっていくものと考えているところでございます。

しっかりと対応していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 確認の意味で、質問

させてもらいます。

今、市長答弁ありましたように、点検については、津波避難経路の改定業務の中で、コンサルタントが行っておると。そして、避難道の管理については、地区で行っておるということでありますが、先ほど、私が一つの例として挙げた片島地区にある一つの避難道について、地区から要望があれば、見直しを図っていくということについて、今、市長答弁ありましたけれども、そういう理解で構いませんか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今、市内全体の避難道のお話をさせていただきました。また、個別には、その地元のの方々、特に地区長さんを初めとする方々とお話をさせていただく中で、新たなところを避難道として整備、もしくはそこを認定するのか。また、今使っている避難道を、何か少し手を加えることによって、安全なというか、使いやすいというのはあれですけども、使えるものになっていくのか、そういったのも踏まえて、しっかりと協議を進めていきたいというふうに思います。

それぞれの場所、まずは逃げる対策ということで、まずは避難道整備ということで、かなり無理をした形の中で、津波から逃げるために避難道整備をしてきました。

だから、いろいろなところが避難道として、今、整備をされているところでございますが、これからはその避難道がしっかりと使えるものであるのか、また、多くの方々にとって、使いやすいといえますか、本当に避難に資するものであるのか、そういったものもしっかりと点検をしながら、できるだけ整備を進めていきたい、そのように考えているところでございます。

個別にここをどうするというお話ではございませんが、全地区の避難道、そういった対応を

していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） そのために、点検をしていただきたいというのが趣旨でございます。

とにかく命を守る避難道が、命を奪う避難道になっては大変ですので、ぜひそこあたりは真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

現在、新型コロナウイルスの猛威が全国に広がっております。宿毛市を初め、全国の自治体では、その対策に追われております。

市民の健康を守るために、宿毛市にとってもしっかりとした対策を講じるよう求めておきたいと思います。

市民一人一人において、うがいの励行やマスクの着用、手洗い等、しっかりと取り組んでいかなければなりませんし、私自身としても、身近な問題として、取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

次も、津波の避難に関する問題でございます。

避難行動要支援者対策について、お伺いをいたします。

先日、震災関連死と認められる方が占める障害者の割合が24%との衝撃的な新聞記事を拝見いたしました。一度は助かった命であります。それにしても、高い割合であります。

こうした社会的に弱い立場にある方に寄り添う計画を作成する中で、災害対策を講じる必要性を強く思ったところでございます。

さて、災害対策基本法では、市町村長は当該市町村に居住する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の生命、または身体を災害から保護するために、その基礎となる名簿を作成しておかなければならないと、市町村長に義務づけられておりますけれども、宿毛市では、既に要支援者名簿は策定をされて

いるとのことでもあります。

一方、新聞報道によりますと、災害時に自力での避難が難しい障害者や高齢者のために、避難先や手順を個別に定める自治体の支援計画が進んでいない、全員の要支援者の個別支援計画を策定している自治体は、全国でわずか14%のことです。

この個別計画については、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者との具体的な打ち合わせを行いながら、個別計画を策定することが望まれるとあり、策定については、市町村の義務ではなく、努力義務とされているようでもあります。

私としては、早急に支援関係者と連携して、全員の個別支援計画を策定すべきではないかと考えますが、宿毛市として、この個別支援計画は策定されているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回の行政方針の表明の中でもお話をさせていただきましたように、やはり災害、まず命を助けるということを最優先に、取り組みさせていただきます。

そして、今からは、助かった命をつなぐということで、しっかりと宿毛市も対応していくべく、今、そういった計画、またいろんな予算をつけているところでございます。

そういった形の中で、災害発生時におきまして、避難に支援を必要とされる避難行動要支援者の方は、どういった方かと申しますと、身体障害者手帳1、2級を所持されている方や、要介護3以上の方などが対象となりまして、在宅で生活されている385名の方が、現在、対象者名簿に登録をされている現状でございます。

そのうち15地区75名、約2割の方が個別

支援計画について作成をしております、作成に至っていない方々につきましては、御家族の協力をいただきながら、順次、作成をさせていただきたい、そのように考えているところでございまして、やはり災害関連の死者が、災害後に起こらないように、しっかりと取り組みを進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 具体的な部分について、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず、一つは、共助力の向上についてということで、お伺いをいたしますけれども、日ごろより住民同士の顔が見える関係をつくる等、地域の防災力を高めることが必要であると言われております。

地域において、コミュニケーションを図ることが求められています。まさに共助力の向上が重要ではないかと思いますが、このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） 共助力ということでございます。こちらについて、答弁をさせていただきます。

一昨年の平成30年7月の豪雨の際には、宿毛市でも市内各地で甚大な被害を受けまして、大規模災害発生時における公助の限界と、あわせまして自助、共助の重要性を、改めて認識をしたところでございます。

その中で、一部の地域では、自主防災組織を中心に、地域の方々に迅速に対応いただいたところでありまして、宿毛市における共助意識が一定根づきつつあることを感じ、私としても、力強く思ったところでございました。

また、宿毛市では、こういった災害を教訓に、

南海トラフ地震などの災害から市民の皆さんの命を守る。そして、先ほど申しましたように、命をつなぐ取り組みを、一層強化していかなければならないと、再認識をしたところでもございます。

これまででも、それぞれの地域で避難訓練を行うなど、災害に備える意識啓発に取り組んでいただいておりますが、こういった地域の取り組みが災害に強いまちづくりにつながると考えておりますので、引き続き、市民の皆さんと連携しながら、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

やはり市民の皆さんとの連携というのが、非常に大切だと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 本当に防災対策、地域での取り組みの中で考えられるのは、やはり横の連携と申しますか、行政と市民ではなしに、市民と市民、横の連携という部分が非常に重要かなというふうに思います。

そういう面で、市長の認識と全く思いは一つということでございます。

それでは、個別支援計画についての庁内体制と関係機関との連携について、お伺いをいたします。

要支援者名簿をもとにしての、避難行動要支援者の生命と身体を守るために、庁内体制は確立をされているのかどうか、その内容についてお伺いしますとともに、災害時に円滑かつ迅速に避難支援を実施するためには、地域の実情を踏まえて、防災や福祉、医療、保健等の関係機関が連携して取り組むことが重要であると言われております。

こうした関係機関との連絡体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

市役所内の担当課といたしましては、危機管理課、そして福祉事務所、長寿政策課が中心となって取り組んでおりまして、庁外の連携期間といたしましては、主に地域の実情に詳しい地区長や民生委員、そして自主防災組織の方々の協力をいただきながら、取り組んでいるところでございます。

避難行動要支援者の方への支援体制については、お一人お一人の生活環境や、お体の状態に合わせて、個別に対応する必要があるでございますので、必要に応じて社会福祉協議会や消防団、福祉保健所等にも協力をいただき、避難支援に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次は、研修会についてお伺いをいたします。

地域の防災力を高めるため、避難支援等関係者みずからの生命及び安全を守りながら、避難行動要支援者の生命を守るために、支援者や要支援者等関係者への研修をすることが重要ではないかと考えますけれども、宿毛市での取組状況をお示しをいただきたいと思っております。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市としましては、地域の防災力を高めるため、関係機関と連携する中で、これまでも各種の研修会を実施してまいりました。

まず、支援者向けの研修会としましては、自主防災組織の総会時に講師をお招きして、防災研修会を実施し、民生委員連絡協議会では、幡多圏域全体での研修会や、市内ブロック別懇談会等の中で研修を行っております。

また、各地区単位におきましても、職員の派遣、DVDの貸し出しや、パンフレット提供等の支援を実施しているところでございます。

さらに、今年度におきましては、高知大学の原教授に、防災減災アドバイザーに就任していただく中で、3回の講演会を実施いたしました。

いずれも自助や共助の重要性について、わかりやすく御講演いただき、参加者からも好評を得ておりますので、来年度以降も引き続き、原教授に御支援をいただく中で、宿毛市における共助の向上に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

一方、要支援者を対象といたしました研修会については、これまで実施しておりませんが、対象者向けのパンフレットを作成する中で、名簿登載への同意をいただく際など、機会があるときに、防災知識や避難行動要支援者対策に係る制度の普及啓発に努めているところでございまして、これからはしっかりと対応していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 研修について、お伺いいたしましたけれども、それぞれの団体は、縦で行っている。そこを、横の分もひとつ、ぜひ横の連携といいますか、支援者同士の研修、そのあたりもぜひ、今後取り組みを強めていただきたいと思えます。

最後、避難訓練についてお伺いしますけれども、平成30年度の決算委員会の指摘事項の一つでもあります。取り組みは行われていると思えますけれども、現状では、要支援者の避難訓練への参加は、非常に少ないのが実態ではないでしょうか。日ごろからの訓練が大変重要であると言われております。避難訓練への参加を促すために、要支援者への情報の伝達方法はどのように行われているのか。そして、各地区への協力要請はどのように行っているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、少しお答えさせていただきましたが、避難行動要支援者の個別支援計画の作成に向け、現在、取り組んでおりまして、作成した計画をより実効性の高いものにするためには、避難訓練は不可欠と、そのように私も考えております。

避難行動要支援者の方の避難訓練への参加につきましては、御自身の体調や、安全面の不安から、なかなか参加につながらない、そういった現状ではありますが、今年度、モデル地区に指定をし、県と市で取り組み支援を行った西町地区では、地区長がリーダーとなり、地区役員、民生委員と役割分担を行い、要支援者宅を1軒1軒訪問いたしまして、個別計画を作成し、要支援者と支援者がグループをつくって参加した避難訓練を、実現をすることができました。

私も参加をさせていただいたところでございます。

今後、西町で行った取り組みをモデルといたしまして、各地区に働きかけを行い、多くの地区で訓練実施ができるよう、しっかりと支援をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 西町地区の自主防災組織の取り組み等については、3月号の広報の中で、私も拝見いたしました。

ぜひ、地域での助け合い、そこらあたりが重要になってくると思いますので、そういった取り組みをぜひ、西町だけにとどまらず、全市的に取り組んでいただけるよう、御協力を求めていると、思っています。

最後になりますけれども、市長は、議会の開会日において、行政方針の表明がありました。これまで5本の重点政策を掲げて取り組んでき

ましたが、本年度からこれに加え、高齢化社会対策と、文化芸術とスポーツの振興を加えた7本の重点政策に取り組んでいきたいとのことでありました。

このことについては、私自身も、この議会で取り上げてきましたので、力強く感じておるところでございます。

宿毛市の現状を考えた場合に、的を得たことであると、大変評価するところでありますけれども、子供の数が減る、いわゆる少子化という問題も大きな課題でありますので、引き続き、この問題にも取り組んでいただきたいことを申し上げまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（野々下昌文君）** この際、10分間休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

-----

午後 2時53分 再開

**○議長（野々下昌文君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

9番山戸 寛君。

**○9番（山戸 寛君）** 9番、山戸 寛です。

コロナウイルスでの対応を迫られ、さまざまな行事が中止され、議会の日程も非常に制約される中で、発言の機会、質問の機会をお与えくださいました議長、同僚の議員諸氏、それから答弁書の作成に時間をお割きくださいました執行部の皆様方に深くお礼申し上げます。

緊急性の乏しい質問については、私も自粛すべきだと、そのように考えておりましたが、この4月から採用される会計年度任用職員制度ということで、あえて質問に立たせていただきました。

12月議会での関連条例の成立と、詳細な規則の策定を受けて、この4月から会計年度任用職員の新制度が導入されることになるのですが、12月議会での時点では、臨時的職員の数は70名ということでした。

この4月からの新制度の適用対象となる採用予定職員の人数について、まずお尋ねいたします。

**○議長（野々下昌文君）** 市長。

**○市長（中平富宏君）** 山戸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

12月議会でお答えした人数と同じでございますが、70名程度を想定しているところでございます。変わっておりません。

**○議長（野々下昌文君）** 9番山戸 寛君。

**○9番（山戸 寛君）** 既に12月議会でも同様の質問を行い、市長からは、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことで、これまでの臨時非常勤制度の運用を抜本的に見直し、会計年度任用職員制度へ移行することとなります。

会計年度任用職員の給与に関しては、職務給の原則、均衡の原則等に基づき、職務の内容や責任の程度、地域の実情等も踏まえ、決定することとされ、期末手当等の支給も可能となります。という答弁をいただいているのですが、これではどういふ変更が行われるという概略の内容はわかっても、そのような変更が一体何のために必要なのか、現状の何が問題であるために、そのような変更が必要となったのかという、本来の私の質問の趣旨とはかみ合わない部分があります。

12月議会の際には、制度が具体化されれば、その変更の裏にある目的もおのずと明白になるだろうと、そう思って、あえてそれ以上尋ねることをやめたのですが、市長の答弁にある職務給の原則、均衡の原則等をあえて取り上げられ

るその理由、つまり今回の制度変更の背景にあって、問題視されている内容は何であったのか、制度変更の本来の目的について、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

臨時非常勤職員について、本来の趣旨に沿わない、不適切な運用が見られたことが、制度変更のそういった背景でございます。

これは、12月定例会でもお答えしたところでございます。

その内容といたしましては、事務職員等を非常勤の特別職として任用している実態があるため、特別職の定義を厳格化すること、また臨時的任用職員は緊急の場合等に任用する制度ですが、法の趣旨とは異なる実態が見られるため、任用の要件を厳格化するというところでございます。

臨時非常勤職員の制度におきましては、従来は不明確であり、各地方公共団体によって、任用、そして勤務条件等に関する取り扱いがさまざまであったものが、今般の改正によりまして、統一的な取り扱いが定められます。

この改正によりまして、服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となることや、給与につきましては、職務給の原則、均衡の原則等に基づき、支給されることとなります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 再質問です。

職務給の原則、均衡の原則等という文言や、正規職員と同じ給料表、同基準での期末手当の支給、服務規程の同一化等々を考えれば、今回の変更は、従来、臨時職員について言われ続けてきた同一労働同一賃金という観点が反映されたものとなるべき、そういう含みをもって捉え

られると思うのですが、その点について、市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

会計年度任用職員制度の導入に当たり、同一労働、同一賃金という観点においても、改正に至る一つの側面であろうかというふうに思っているところでございます。

正規の職員と同じ給料表が適用されること、及び期末手当の支給等については、正規の職員と同様の処遇であるため、これまで以上の勤務条件が確保されるものとなっていると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） そこで初号給の設定という質問になるんですけども、会計年度任用職員についても、正規の職員と同じ給料表が適用される。その点においては、同一労働同一賃金という考えに一步近づいてきたかのように思える。

とは言いながらも、どうにも納得のいきかねる点が幾つかあるのですが、まずは初号給、つまり初めて採用されて、その職にあたる場合の給料の具体的な設定において、どのような操作が行われて、今回のようなことになっているのか、幾つかの例をひきながらお尋ねいたします。

会計年度任用職員について定めた市の資料に従えば、一般事務から隣保館生活相談員まで、18種類の職種について、それぞれに初号給、つまり初めてその職に当たる場合の月額が定められ、下は1号から始まって、5号、9号、17号といったぐあいに、職種ごとの額が定められています。

もちろん、これから私が引用します数値や金額は、いずれも各職種のフルタイムとパートタ

イム、それぞれの給与の算定のもととなる基準額であるために、パートタイムの方の場合は、勤務時間に応じた割引がなされることを、念のためにお断りしておきます。

この中で、現行の臨時職員としての給料日額が7, 100円の一般事務と調理師について、新たに1級1号の月額14万6, 100円が適用され、その額は日額掛ける20日の給料表の基準で計算した額の7, 100円掛ける20日、14万2, 000円よりも、月当たり4, 100円多いことになる。

同様に、1級9号に該当する栄養士についても、同じ計算に従えば、月額で4, 900円多いこととなります。

これらの職種に関しては、給与表の基準日数20日掛ける12カ月で240日に対して、実際には244日であったり、245日だったりという、年間実働勤務日数分との差額を考慮に入れても、まだ幾分か給与の上昇、ないしはほとんど同程度の相殺がなされるものと判断することができます。

つまり、現行の臨時職員としての日給月給による年収よりも、新制度に伴う月給による年収が少なくはないという計算になるわけです。

ところが、現行2級7, 800円の4年未満の保育士は、その年間実働数との差、4日なり5日なりの分を抜きに計算しても、月額で1, 100円、年間では1万3, 200円の減額となります。

また、同様に、現行日額9, 100円の看護師は、月額1万6, 100円、日給9, 500円の保健師・助産師は、同じく月額2万4, 100円、2級8, 800円の管理栄養士は1万100円と、軒並み基準が低下します。

このような対象者にとっては、大きな不利益としか言いようのない給与表の適用が、いわば特別な資格を有することが要求される職種につ

いて、採用されている根拠は一体何なのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

保育士以外の部分も、いろいろお話をさせていただきました。これまでは、保育士を除き、職種によって、日額を一律の額としておりましたが、会計年度任用職員制度におきましては、正規の職員と同様に、これまでの前歴を加算した上で、給料を決定するものとなっているところでございます。

初号給につきましては、正規職員の基準を参考としておりますので、初号給のみを比較しますと、減額になるように思うかもしれませんが、前歴加算も含めまして考えますと、今言った全ての部分において、不利益となる、そういったものではないというところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 総務省の通達にどうか、文書には、確かに会計年度任用職員についても、常勤職員と同様の考えであることから、今までは相当高目に設定されていたこれらの職種の方々については、初号給は正規職員との均衡で下がるが、経験年数を勘案すれば、昨年4月時点での給与に該当する額は、昇給の上限以内におさまるものになっているので、それなりの経験年数のある人なら、決して不利益になるものではないと、そういうことで理解しました。

そこで、昇給上限額の問題ですが、ちょっと長い話になりますが、総務省のガイドブックに従えば、会計年度任用職員の給与水準については、基本的には常勤職員の給料表にひもづけた上で、上限を設定することが適当とした上で、留意事項として、事務補助職員に関して、上限については、一例として、一般行政職の常勤職

員の大卒初任給基準額とすることが考えられる、とこのようにあったために、給料月額14万6,000円の1号から始める一般事務職員でも、調理師でも、大卒程度の初任給とされている17号、16万5,900万円まで、つまり4年、年間4号ずつ上がっても4回程度の昇給は行われることになるものと、私は内心、期待していたのですが、それが昇給たった1回だけ、4,500円上がったら、あとは一切なしです。

教育研究所の所長と、青少年育成センターの所長は、実際にはパートタイムで勤務される関係で、ここでお示しする額がそのままその人の収入となるわけではありませんが、先ほども申し上げました基準額、その基準額としては、初任給大卒程度の17号、16万5,900円から始まって、8回の昇給で49号、21万6,300円。保健師・助産師は5回、看護師4回、管理栄養士は2回となり、これらの方々については、現状より下がることにはならないし、むしろかなりのアップになるケースもありますけれども、保育士だと3回、保育補助員は1回だけ、これでは現在、長期にわたって臨時職員として保育の現場で頑張ってこられた方々の給与は、かえって下がることになりはしないか。

現実に、現在、日給8,700円の10年以上勤務されている保育士さんについていえば、この4月から職務経験を勘案して、保育士の上限である21号、17万1,700円が適用されたとしても、年間の実質勤務日数との差を無視して単純計算しただけで、月額2,300円の減額になって、以後の昇給一切なしとなるわけです。

この給料の上限、昇給の設定はどのような根拠に基づいてなされたのか、正規の職員は、会計年度任用職員と同じ1級の位置づけでも、毎年、原則4号ずつの昇給がずっと続くことを考えれば、この落差には全く啞然とする、そんな

思いでいっぱいです。

もちろん、幾ら同一労働、同一賃金だといっても、非正規の職員と公務員試験を経て採用された終身雇用の正規の職員と、全てにわたって同一にすることはできない。昇給に関しても限界があることは当然というか、いたし方のないこととはいえ、この下に対して、低過ぎるとしかいいようのない昇給の設定をどう考えるか、その根拠を含めて、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

上限の設定につきましては、正規職員の給料月額を基礎としておりまして、職務経験などの要素を踏まえ、定めるものとなっております。職務の内容や責任、必要となる知識を考慮し、近隣市町村との状況も確認する中で、職種ごとに決定をしているところでございます。

また、保育士につきましては、これまで10年の経験がなければ、日給の上限である日額8,700円には到達しませんでした。会計年度任用職員制度導入後は、3年間の職務経験があれば、上限級に到達することとなりまして、これまでより短い期間での昇給が可能となったところでございます。

なお、このお話にあった10年以上勤務経験のある保育士につきましても、年収比較といたしましては、増額することとなります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 年収増額の件については、また後でお尋ねしますが、どうもお聞きする限りでは、上限の規定に、今の答弁、明白な基準が感じ取れない。どなたの思いつきというか、さじかげんというか、きつい表現をすれば、職種をにらんで、いいかげんに決めた

と、そんな感じがいたします。

例えていうなら、正規の職員であれば、この号給からは、役職がついて職務内容が違ってくる。しかし、会計年度任用職員には、そういった節目となる職務の変更点がないため、その節目となる号給で、昇給は停止になると、明白に示される潮目があつての話ではない。

若い、経験年数の少ない保育士の方は、これまでの日給月給の基準よりも少ない年数で上限額まで到達できる。

確かに、その点はメリットだろうと思いますよ。問題は、10年以上の経験のある方で、この方々は、この4月から給料が下がった上に、昇給の機会もない、そういう状態になるわけです。

市長、こういう方々、今回の制度改正で割を食らう方々、18種類の職種の中で、恐らくたったの一例、この10年以上の経験のある保育士さんたちだけだろうと思うのですが、明らかに目に見えているこの不利益を、どのようにお考えになるのか、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

少しピンポイントの話になってきておりますが。

先ほども申しましたが、上限級は、職務経験等の要素を踏まえ、定めるものとなっております、職務の内容や責任、必要となる知識を考慮し、近隣市町村の状況も確認する中で、職種ごとに決定しているところでございます。

先ほども申しましたように、この設定によりまして、10年以上経験のある保育士につきましては、月額には下がることとなりますが、年収では増額となるところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 月額では下がるが、年収では増額、これはどういう意味か。期末手当がふえるからということでしょうか。

総務省の文書では、新たに期末手当を支給する一方で、給料や報酬について抑制を図る等の対応は、改正の趣旨に沿わないものであり、適切ではないとあるように思うのですが、どうなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この趣旨の質問等、山戸議員にも何度もしていただきまして、保育士のみならず、臨時職員の給与については、最近では平成31年4月にも、また変更をかけているところでもございます。

そういった形の中での、今回の制度設定ということでございます。

そういった形の中での質問でございますが、年収では増額となる理由といたしましては、期末手当が正規職員と同様の取り扱いとなることによるものでございまして、総務省の通知の内容は、財政上の制約を理由に、新たに期末手当を支給するかわりに、給料や報酬を抑制してはならないといった趣旨でありまして、宿毛市では、職種ごとに職務の内容や責任の程度、職務遂行上必要となる知識や技術等を考慮して決定しておりますので、単純に財政上の制約を理由として、月額給料を決定しているものではございませんので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 財政上、人件費の抑制を考えて臨時職員をふやしてきた。そういう自治体への牽制策としても、今回の制度が浮上してきた。宿毛市がそうだとは申しません。

単純にも何も、財政上の理由となると、本音

を語る市長がいるとは思いませんが、今回の改正では、この部分にゆがみがありはしないかと、御指摘申し上げておきます。

次に、委託事業への反映についてですが、これからは、新制度がどのように委託事業に反映されることになるのか、その点についてお尋ねいたします。

まずは、市が本来、直営で行っていた事業を、NPOなど民間の事業体に委託している事業があるわけですが、それらの委託事業について、どのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市が、いわゆる直営で行っていた事業のうち、現在、民間の事業者に委託しているものの例を挙げますと、図書館や連絡所の窓口業務、そして学校給食センターの調理業務、宿毛市の所有する施設の管理や清掃業務などがございます。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 12月議会で質問したこともありますが、委託する事業費の算定に際して、人件費の基準を、臨時職員に準じる形で採用しているものがある。

例えば、図書館事業や学校給食の調理業務など、それに該当するのではないだろうかと思うのですが。あるいは、そっくりそのままではないまでも、例えば期末手当の基準などで、改正分が一部適用になるなど、今回の制度改正に伴って、契約内容の改正が大なり小なり反映される可能性のある事業には、どのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

これまで、臨時的任用職員と同様の方法で人

件費を積算し、予定価格を算定していた委託事業につきましては、今回の制度改正によりまして、会計年度任用職員制度にのっとった積算方法が、予定価格の算定に反映されることとなります。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） どのような事業があるかとお尋ねしたつもりですけれども。具体的な、逐一の事業については省くとしても、会計年度任用職員は、4月から新制度にのっとって採用されることになり、新たな基準が適用されることになるわけです。

が、それらの委託事業に関しても、現行から大きく改善される期末手当の規定など、同様にこの4月からの適用となるのかどうか。また、それが適用されないとすれば、それはいかなる理由で、いつからの適用となるのか、その点お尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回の制度改正に伴い、これまで臨時的任用職員と同様の方法で人件費を積算し、予定価格を算定していた委託事業につきましては、令和2年度以降は、会計年度任用職員制度にのっとった積算方法が、予定価格の算定に反映されることとなります。

しかしながら、既に契約を締結し、令和2年度以降も続く委託事業につきましては、宿毛市と受託する事業者の間で、契約金額が決定されておりますので、委託事業の内容に変更でも生じない限り、契約締結時の契約金額を変更することはありません。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） ここが解釈の分かれる

ところではないだろうかと思うのですが。

高台の造成工事に関しては、これこれのものを、いついつまでに、幾ら幾らでつくってくれと。わかりましたということで、契約が成立した。その内容で完成できると判断しての契約だったはずですが、その条件で工事して、型どおりに仕上げますと。複数の企業体が入札に参加した。

しかし、その後、基準が間違っていたので、訂正して増額したいと、こうなった。

この造成工事の基準の違いと、今回の制度そのものの根本的な基準の見直しと、確かに一緒にはならない面がある。ごめん、ごめん。作り方の指定に間違いがあったというケースと、根本となっている基準が変わってしまったとするケース、同じではないですよ。

給与やら休暇やらの規定だけではないですよ。職務及び懲戒、福利厚生、さまざまな基準でかわるんです。

昨年、人事院勧告で、臨時職員の給与は少しだけ上がった。だけど、一度結んだ契約は、幾らその勧告が適用される市直轄の臨時職員と同じ基準であったとしても、全く歯牙にもかけられず、3年間、契約どおりに低いままで辛抱しろと。また、今回も、恨むなら契約の3年縛りを恨めと。そういうものですかね。

給与の基準もさることながら、期末手当の基準も、それこそこの4月から雲泥の差になります。

新しい制度では、1. 3カ月が2回、日給に換算すれば、26日分2回で、年間52日分になる。現在の契約では、10日分が2回です。しかもこれ、2年続きます。

本来ならば、市が自前でやるべき事業を、それこそ出発点である1級1号にも満たない低い単価で代行しているNPOに対しても、契約だからで終わりですか。

再度、市長の御見解を確認させていただきます。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

最初に、工事の設計変更について、御説明いたしますと、高台造成工事に限らず、通常、工事では宿毛市と事業者が契約締結後に、積算内容等、現場条件が一致しないことを確認した場合には、変更設計を行っております。

工事現場等、自然環境を対象としている工事業務におきましては、掘削してみなければ判明しない土質の変化や、契約締結後に現場踏査及び調査等を行った結果、積算内容による施工が著しく困難であると判断される場合などがあります。

このような場合、工事においては、施工歩掛りとなる作業手間や、作業日数の変更はしますが、当初契約時の労務単価の変更はしないのが通常でありまして、今回、議員が比較されているケースは、労務単価の変更と施工手間の変更の違いであり、単純に比較できるものではありません。

次に、山戸議員は、複数年契約を、受託事業者にとっては不利益をこうむる契約のように言われておりますが、今回の御質問に沿ってお話をさせていただきますと、人事院勧告はプラス勧告ばかりではありませんので、プラス勧告となっても、契約変更しないということは、逆に、マイナス勧告となっても、当然、契約の変更はいたしません。

また、複数年契約というものは、その期間は仕事が保障されているわけですから、この点は事業者にとってメリットであるというふうに考えておりまして、その点は十分認識をされた上で契約をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） マイナスの勧告の際にも下げないし、複数年の仕事保証にもなっているからいい、ですか。

市の正規の職員、会計年度任用職員、ともに横並びである以上、人事院勧告がマイナスならば、マイナスで反映されるのは当然のことでしょう。

それに、私は何も複数年契約が悪いとっているわけではない。根本となる条件が変更になった際には、請負業者とは違って、市の職員と同条件で働くように委託されているような事業には、それなりの配慮があつてしかるべきではないですか、そう言っているわけです。

中平さんが市長ではなしに、議員だったら、この問題に関しては、ひょっとして、真っ先に取り上げたのではなからうかと、そんなふうに思ったんですけれども。

市長、変則的な質問で申しわけないんですけれども、市長が議員であっても、この問題は当然のこととして無視しますか。どうでしょうか。

○議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市長としての答弁にならうかと思いますが、無視は全くしていません。非常に大きな問題というか、ことであろうかと思えます。

ただ、委託事業者といろいろなお話をする中で、現在の契約という形で行わせていただいております。今後につきましては、今回のことも踏まえて、委託事業者ともお話をする中で、今後どういった契約内容にしていくのがいいのかも含めて、当然、話をしていかなければならないというふうには思っておりますが、今の契約自体が、決して悪いものだというふうには認識をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 問答無用というわけではないようですが、この問題、業務の提携や委託を含めて、事業の契約をするについては、慎重な上にも慎重に臨むことが肝要なのだと、改めて痛感する次第です。

次の質問に移ります。

一般事務とされる職種に関しては、また調理員についても同じことですが、正規職員の産休、育休や病休等による、いわゆるピンチヒッターとしての欠員補充や、年度限定的な事業の拡大などに伴う増員などという、文字どおりの臨時的な任用とは別に、継続的な事業に対して、継続して配置され、任用される。もう一種、別途の任用形態があります。

この3年契約もそれなんですけれども。

ここでは話を簡単にするために、図書館職員と給食センターの調理員に限定して取り上げますが、これまでの3年縛りの契約内容から考えれば、いずれも会計年度任用職員の初号給、1級1号、昇給1回のみとされる一般事務と調理師に相当すると。これらの人たちは、それに相当すると思うのですが、いずれも年度限定的な穴埋めの採用ではなしに、恒常的に続く事業の職員として、勤務している実態があります。

これらの委託事業の従事者は、職員としての継続性と、それに伴う熟練度の向上とによって、いわゆる臨時補充を目的とした一般事務職員とは違った面を持っていることになりはしないのか。その点を考慮すれば、その処遇に関して、それなりの配慮がなされてしかるべきではないのでしょうか。

次年度も同じポストがあるとは限らない一般事務と、委託事業が続く限りは、必然的に継続されるポストの職員の昇給が、一律に1回でおしまいということには、大きな違和感を感じな

いではられません。

つまり、同じ一般事務、調理師とはいっても、その事業の種類によっては、継続性という意味で違いがある。そのことを考慮すべきではないのか、市長の見解をお尋ねいたします。

**○議長（野々下昌文君）** 市長。

**○市長（中平富宏君）** お答えをさせていただきます。

坂本図書館及び給食センターで働かれている方々の大半が、継続的に雇用されていることは、私も承知しておりますが、これ委託先公募という形でやらせていただいているということでございまして、決して今受けているところが、必ず次も受けられるというものでもございません。

また、そういった形の中で、委託事業という性質上、委託事業者が雇用する、そういった従業員の勤続年数や、経験年数を考慮したような予定額の設定というのは、できないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（野々下昌文君）** 9番山戸 寛君。

**○9番（山戸 寛君）** この件に関しては、契約する事業者がどうするか考えることでしょうか、これ以上は言いません。

私も以前、まだ山下市長だったころに、NPOで市との契約を結ぶに当たって、担当課の方々と、あれこれとやりあった経験があるんですが、こっちの意見にきっちり耳を傾けて、善処するよう努めてくれた当時の担当の方々に感謝する半面、長い間続けていたら、NPOが、官製ワーキングプアの元請になってしまいかねないという事態までには、思いも至らないでした。

自分自身の不明を、今にして恥じ入る次第でもあります。

次の質問に入りますが、四万十市と土佐清水

市は、それぞれ2月3日から始めて、四万十市は2月28日、土佐清水市は2月20日を期限とする形で、会計年度任用職員の募集を行いました。

宿毛市は、一体いつになったら始めるのかと思っていたら、2月25日に募集の記事をホームページにアップしたとのこと。四万十市と土佐清水市と比較すると、大幅なおくれです。

この点、お尋ねいたします。

**○議長（野々下昌文君）** 市長。

**○市長（中平富宏君）** お答えをさせていただきます。

現状の宿毛市の臨時的任用職員の採用方法を御説明をいたしますと、宿毛市では、通年で臨時的任用職員の応募を受け付けをしているところでございまして、臨時的任用職員が必要となった部署が、それまでに履歴書を提出してくれている応募者の中から試験を実施し、採用するという手法をとっております。この手法は会計年度任用職員制度が始まって、踏襲する方向で考えているところでございます。

会計年度任用職員の募集開始という点では、本市は2月25日に募集を開始しましたので、確かに四万十市や土佐清水市の募集開始日より遅くなっておりましたが、その日までに応募のあった方には、新年度から会計年度任用職員制度への移行する旨をお伝えしておりますし、本市では、募集終了日の設定をいたしておりませんので、これからも随時、応募者を受け付けをしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（野々下昌文君）** 9番山戸 寛君。

**○9番（山戸 寛君）** 臨時職員は、通年募集でやっているから、2月25日からの募集でも、既に応募者がいるので心配には及ばない。会計年度任用職員制度に移行すれば済むことだ、そ

ういうことですね。

しかし、この制度が定着した後のことなら、それもいいとしたものでしょう。しかし、全く新しい制度が始まるというのに、臨時職員を希望する方々を、これから移行する宿毛市の制度の内容の条件も、年度がわり直前まで知らされない。そうして選択の余地もなく、この条件をのめと。のむ以外にはないです。

制度の白も黒も全くわからない段階で、既に応募してきたわけです。事は、市として支障はない、では済みませんよ。

12月に希望を募った再任用職員に関しても、一切、どうなっているのやら話がないまま放置されているという話もあります。再任用職員にしろ、会計年度任用職員にしろ、基本的に受け身の立場で、それぞれの生活がかかっている、一体どんな条件が提示されることになるのか、一体、これからどうなっていくのかと、内心はらはらしながら、相手の、つまりは市役所からのアクションを待つしかないわけです。

私なら、きっと不安でたまらなくなる。そういった方々への配慮や思いやりの心は、どこにあるのか、疑いたくなります。

事務手続のおくれについては、12月議会でも、高台造成の諸手続のおくれとして、御指摘申し上げたことですので、これ以上は言いませんが、しっかりせよと思わないではられません。

今回、これで会計年度任用職員の基準がいかなるものか、はっきりしたわけですが、これが今後の非正規職員の処遇をただしていく基準、羅針盤の始まりですと申し上げて、私の一般質問を終わります。

**○議長（野々下昌文君）** これにて一般質問を終結いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 3時48分 再開

**○議長（野々下昌文君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、「議案第1号から議案第42号まで」の42議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

12番松浦英夫君。

**○12番（松浦英夫君）** それでは、12番、松浦でございます。

これより、本議会に提案されました議案について、質疑を行います。

まず、議案第2号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

7ページ、第2表、繰越明許費補正について、お伺いをいたします。

第7款土木費、第2項道路橋梁費、そのうちの地方道整備事業2億7,557万4,000円についてでございます。

これは、先ほど、私の質問した内容とも重なるかと思えますけれども、平成30年7月の豪雨対策が主たる内容ではないかと思えますけれども、その2億7,557万4,000円の内容について、お示しをいただきたいと思えます。何件ぐらいあるのかも含めて、お伺いいたします。

**○議長（野々下昌文君）** 土木課長。

**○土木課長（川島義之君）** 土木課長、12番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第6号）、7ページ、第2表、繰越明許費補正、第7款土木費、第2項道路橋梁費、事業名は、地方道整備事業、2億7,557万4,000円につきまして、その件数と内訳を説明します。

地方道整備事業における、繰り越しする事業路線の建設については6件であります。内容につきましては、国からの補助金別に、社会資本整備総合交付金として、市道新田1号線の橋梁下部工事とそれに伴う管理委託業務及び電柱移転補償費。市道藻津4号線の実施設計業務。あと、防災安全交付金としては、市道大島南線ののり面対策工事、市道高石高津線の高津橋の橋梁補修設計業務、市道高知線の高知橋と、市道篠川線の篠川橋の橋梁補修工事であります。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今、6件ということですが、そのうち平成31年度当初予算で可決した事業で、繰り越しとなった事業があるのであれば、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 土木課長。

○土木課長（川島義之君） 土木課長、12番、松浦議員の再質疑にお答えします。

地方道整備事業といたしましては、本年度予算4億1,337万2,000円、当初予算で計上させていただいております。そのうち、防災安全交付金として、13橋の橋梁補修設計等、市内全域の橋梁長寿命化計画として、1億3,797万8,000円を年度内執行するというようになっておまして、この6件につきましては、13橋の橋梁、それから長寿命化と合わせて、全て当初予算に計上させていただいているものです。

以上です。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 次に、議案第12号別冊、令和2年度宿毛市一般会計予算について

69ページ。第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節委託料の中の

避難行動要支援者管理システム導入業務委託料499万7,000円についてであります。

事業の内容については、新規事業の調査票にも書かれております。また、先ほども申し上げたとおり、本議会でも避難行動要支援者等の問題について質問をした経緯がありますので、この事業をすることで、従来の方法等をどのように改善されるのか、事業内容についてお示しをいただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（河原志加子君） 福祉事務所長、12番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第12号別冊、令和2年度宿毛一般会計予算、69ページ、歳出の第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉費総務費、12節委託料、避難行動要支援者管理システム導入業務委託料499万7,000円について、お答えいたします。

従来の方法からどのように改善されるのか、との御質問をいただきました。

これまで、市職員が独自に構築したシステムで運用をしておりましたが、既存のシステムで対応できるのは、避難行動要支援者の名簿の作成のみでありました。

新たに導入を予定しているシステムでは、より効率的に名簿の作成ができるようになることに加えまして、令和2年度に導入を予定しております統合型地理情報システムGISに連携できるようにするため、避難支援者の方々に対しましても、住宅地図のような地図情報の提供が可能となります。

避難行動要支援者の避難計画作成では、避難経路の決定が重要な要素となりますので、地域で取り組みをお願いしている個別支援計画の支援につながると考えております。

なお、本システムの導入につきましては、新

規事業調査票に記載してありますとおり、県の補助対象と、緊急防災・減災事業債の対象となっております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） ありがとうございます。

次は、同じく議案第12号別冊、令和2年度宿毛市一般会計予算の129ページ。

第9款教育費、第4項社会教育費、3目公民館費、14節工事請負費、そのうちの片島公民館解体工事費として、2,795万1,000円についてであります。

新規事業調査票によりますと、建物は宿毛市の所有であり、土地は片島地区の所有であると説明をされています。宿毛市としての位置づけは、公民館の分館としての役割のようであります。

築41年と老朽化が進んでいるので、建物の所有者である宿毛市として、今回、建物の解体をしようとする予算であります。

しかし、この建物は、公民館の分館としての位置づけはあるものの、長年にわたって、事務員を配置するなどして、実質、片島地区の建物のごとく使用されていることを考えると、幾ら建物についての所有者は宿毛市であるとはいえ、解体費用の全額を宿毛市が負担することはいかなものであるのか。片島地区にも応分の負担を求めるべきではないかと思えます。

なぜ、今回、宿毛市が全額負担をしなければならないのか、その理由についてお示しをいただきたいと思えます。

○議長（野々下昌文君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（楠目健一君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第12号別冊、令和2年度宿毛市一般会計予算の129ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、3目公民館費、14節工事請負費の片島公民館解体工事費2,795万1,000円の予算について、宿毛市が解体工事費を全額負担する理由をとということでございます。

片島公民館につきましては、昭和53年に建設されまして、建設後は中央公民館の分館として、また一部、片島地区の事務所としましても、利用されてまいりました。

その中で、建物が市の所有、土地が片島地区の所有という複雑な事情がございましたので、建物の修繕が必要になった際には、地区から要請がありまして、その都度、協議をする中で、状況に応じて市が修繕工事を行ってきた経緯がございます。

建物自体は、松浦議員御指摘のとおり、建設後41年が経過しておりますので、老朽化が進行しておりまして、耐震性もないことから、大規模な改修が必要となっております。さらに最近では、分館としての機能も崩れてきていますので、分館施設としてのあり方について、地区とも協議を重ねてまいりました。

その中で、片島公民館の改修費用の負担に關しまして、これまでずっと続いてきましたわだかまりの解消に向けて、考え得る方策としまして、今後も改修工事を続けながら、片島公民館を存続させるということではなく、片島地区が単独で新たな集会施設の整備を行うということでありましたら、片島公民館の所有者は市でありますので、解体工事は市が行って、更地に戻すということで話がまとまりました。

この結論に至るには、片島公民館が地元に基づく分館施設としての機能を果たすために、これまで片島地区の皆様にご尽力をいただいたということも当然のことながら、考慮しました。

その上で、令和2年度当初予算に、市単独で

の解体工事費を予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 12番松浦英夫君。

○12番（松浦英夫君） 今回は、3点ほどの質疑でございます。コロナウイルス対策という部分で、早く切り上げたいという思いで3点に絞らせていただきました。

内容等については、まだまだしっかりと自分の中に入ってない部分もございますので、これについては、委員会質疑を通じて、また教をいただきたいというふうに思います。

質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） けさほどはマスクをして発言をさせていただきましたけれども、先日の新聞に出ておりました、耳の不自由な方は、口の開きでよく言葉がわかるからといって、知事もはずしておりましたので、今回、皆さんがはずしておられますので、マスクをはずし言わせていただきます。

議案第1号、専決処分した事件の承認についてでございます。

3点ほどございますので、まとめて言いますので、後でまとめてお答えいただきたいと思えます。

ふるさと寄附金の返礼額が寄附の3割に下がった状況の中にあっても、寄附金増額とは、寄附者の御好意に感謝でございます。

取り組みについては、どのような状況ですか、伺います。

2点目、寄附者は特産品の魅力を感じることは大きいと思えます。人気ある特産品、5個くらい聞かせてください。

3点目、寄附金については、それぞれの事業に活用させていただいていることと思えます。最近では、どのような事業に活用されたのか、市民の皆様も共有されるため、お聞かせくださ

い。

○議長（野々下昌文君） 企画課長。

○企画課長（黒田厚君） 企画課長、4番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、令和元年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、ふるさと寄附金費についての質疑にお答えいたします。

まず、最初は、ふるさと寄附金費の取り組みについての質疑でございます。

本市のふるさと納税につきましては、民間の3つのポータルサイトも活用して、取り組みを進めておりますが、さまざまな情報発信の強化、そして寄附者のリピーター率の向上に向けた取り組みも大切であると考えております。

そのため、特産品等のWeb広告プロモーションの実施や、寄附者とのつながりの機会をふやすことなどを目的として、前年度寄附者への寄附金の活用状況の報告、また寄附のお礼状の送付とあわせまして、本市を身近に感じていただけるよう、本市のトピックスやふるさと納税の情報などを掲載したミニ広報誌のようなものの送付、そしてメルマガでの情報発信などの取り組みを行っているところでございます。

そして、返礼品管理につきましても、個々の返礼品の魅力や生産者のこだわりなどを、今まで以上に、しっかり寄附者の皆様に伝えるため、ポータルサイトの返礼品の詳細ページの充実も進めているところでございます。

また、あわせて新規返礼品の開発や拡充にも、引き続き取り組んでいるところでございます。

続きまして、返礼品で、人気のある特産品についてでございます。

平成30年度実績では、カテゴリー別では、1位がフルーツ、その中でもブントが約8割弱を占めている状況になっております。

2位として、お米。そして魚介類の順になっております。

そのほか、期間や回数を決めまして、定期的に返礼品を発送する定期便コース、そして水産加工品、こちらのほうも上位に位置しているところでございます。

続きまして、ふるさと寄附金費の活用方法についてでございます。

ふるさと寄附金につきましては、宿毛市ふるさと寄附金条例に定められた事業に活用させていただくことになっており、5つの事業区分を設けて、寄附者の皆様には、御寄附をいただく際に、その活用方法について、事業区分を選んでいただいております。

令和元年度の事業区分ごとの事業例につきましては、未来を担う人づくり事業では、乳幼児医療費や、放課後子ども教室、放課後児童クラブ推進事業など。豊かな文化と体を育むまちづくり事業では、文化公園事業やサイクルフェスティバルなど。緑と自然あふれるまちづくり事業では、森林資源再生支援事業や、河川等環境整備事業など。そして、活力のあるまちづくり事業では、事務系企業立促進事業や、産業祭実行委員会補助金など、そして市長が必要と認める事業区分では、平成30年7月豪雨災害の土木施設災害復旧費などに充当させていただいております。

災害復旧につきましては、ふるさと納税のスキームを活用いたしまして、全国のたくさんの御寄附をいただいたところでもございます。

このように、全国のたくさんの方々からいただきました御寄附を、さまざまな事業に有効に活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 議案第12号、令和2年度宿毛市一般会計予算について、お聞きいたします。

総額158億7,000万円、対前年度比8.

5%の増、金額にして12億4,000万円の増額予算であります。

庁舎建設、学校建設が重なった要因から、返済より借金が多くなっている、将来負担に耐えられるか、過度の借入れは将来負担が大きくなることです。その限度をどの程度にするかが、重要なポイントです。

その目安として、4指標があります。市の財政の健全性をあらわす指標数値をお聞きいたします。

加えまして、1年間で発行できる市債額は、その年度の借金の返済額以下になることがルールであります。ルールを守っていないけれども、大丈夫ですか。対応の目安となる4指標を、市民にわかりやすく御説明ください。

そして、大型借金として、高知国体2002年の運動公園の施設整備から20年を過ぎ、こととして最後となっておりますが、千寿園の建設費が令和6年ですか、そのころに終わるということで、借金も減ってまいります。

今からまた借金の山が高くなる状況が続きます。次世代の人口減少など、財政規模が縮小されると想定する中で、収支のバランスは重要です。

基金の取り崩しも、令和元年5億円、令和2年には2億4,000万円ほどが取り崩されております。どのようにシミュレーションできていますか、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えします。

議案第12号、令和2年度宿毛市一般会計予算について。

令和2年度宿毛市一般会計予算は、前年度と比べると大幅な増額予算となっているが、財政健全化判断比率の4指標が増加することになるのではないかと。

また、今後の基礎的財政収支については、どのような見込みとなるのか、という御質問であろうかと思えます。

財政健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、及び将来負担比率については、平成30年度決算ベースで、財政健全化の指標となる早期健全化基準を大幅に下回っており、令和2年度一般会計当初予算を考慮しましても、引き続き早期健全化基準を下回る見込みとなっております。

また、令和2年度一般会計当初予算における市債の増額により、実質公債費比率の増加を懸念されるかもしれませんが、過去に借入れを行った市債につきましては、随時、償還が終了してまいりますので、実質公債費比率につきましても、引き続き早期健全化基準を下回る見込みとなっております。

次に、基礎的財政収支についての質問でございますが、国や地方自治体の財政収支をあらわしますプライマリーバランスは、一般的に市債の償還よりも、市債の借入れが少ないほうが好ましいと言われております。

これまで、宿毛市では、毎年度市債の借入額が償還額を上回ることはないよう、財政運営に努めてまいりましたが、令和2年度から令和4年度にかけては、宿毛小中学校を初め、庁舎や保育園等の大型建設事業に伴う借入れを予定していることから、プライマリーバランスはマイナスとなる見込みでございます。

しかしながら、現在の財政シミュレーション上では、令和5年度からは大型の建設事業が減少し、それに伴う市債の借入れも減少していく見込みとなっておりますので、プライマリーバランスはプラスに近づいていくものと思われまます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） 災害があれば、大きな資金を伴ってまいります。また、日々の住民のサービス低下とならないように、予算の確保が必要です。

リーマンショック以来、国は交付税の配慮をしてきました。お金がストックされています。しっかり住民サービスが落ちないように望みます。

次、議案第12号へまいります。

宿毛市一般会計について、横瀬川ダムクライミング関連事業について、お聞きいたします。

10月完成時に、プレオープンのイベントがありました。クライミングに70名ほどの参加者が体験をされたと聞きますが、ダムとクライミングのマッチングは全国で初めてということで、PRはこれからでしょうが、体験者の雰囲気、手応えなど、どうでしたでしょうか。お聞かせください。

工事費についてお聞きいたします。補助金などあれば、これもお願いいたします。

頼りになる命綱は安全であること、ボルダリングはしっかり固定されていることなど、安全管理や、利用客に対する対応について、お聞きいたします。

見込み客について、想定されていると思います。それもお聞かせください。

設備が完成して終わりではなく、観光のレールに乗せるには、この前に何があって、この後に何があるか、物語を語ることです。ここからの観光効果が生み出されることのビジョンなどあれば、お聞かせください。

○議長（野々下昌文君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、4番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第12号別冊、令和2年度宿毛市一般会計予算、106ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、

12節委託料、その中の横瀬川ダムクライミング施設運営委託料88万4,000円。それと、その下の横瀬川ダムクライミング施設点検委託料55万円。これらが、本年度整備いたしましたダムクライミング施設の直接的なランニングコストとして、関連予算を計上しております。

まず、昨年10月に開催した横瀬川アクティブイベントにおきまして、クライミング施設のプレオープンといたしまして、ダム壁面のクライミングの無料体験のイベントを実施させていただきました。

先ほど、質問の中でもありましたけれども、70名の方が参加しておりますが、本イベントにつきましては、現地への移動手段が平田町東平から90分ごとのシャトルバスの送迎に限定されていたのですが、このイベント自体には約250名の方に御来場いただいて、そのうち70名の方に、直接、クライミングとして参加していただいたという形になっています。

参加者は、小学生の低学年の方から、還暦を超えた年配の方まで、さまざま、未経験の方が本当に楽しそうにクライミングを体験していただきました。

このイベントで、幅広い年齢層で、かつ未経験者の方も楽しめる施設として整備できたというふうに感じたところでございます。

続きまして、本施設の工事費についてでございます。

工事費につきましては、命綱の安全装置でありますオートビレイと、壁面に埋め込んだ自然石のホールド、これの設置工事費として310万7,830円となっております。

財源内訳についてでございますが、県の観光拠点等整備事業費補助金を活用して実施しておりますので、事業費の2分の1であります15万3,000円の補助金をいただいているところでございます。

続きまして、活用についてということで、先ほど、予算の中で計上している12節の委託料を、それぞれ御説明させていただきたいと思っております。

まず、メンテナンス費用といたしましては、安全装置、オートビレイ、2台の半年点検委託料2回分と、自然石ホールドの点検委託料として55万円を計上しております。

次に、このクライミング施設の運営委託料として88万4,000円を計上しているんですけども、内容といたしましては、委託先を宿毛市観光協会と想定いたしまして、開場日のスタッフ配置にかかわる費用などを積算しております。

会場につきましては、現在のところ、横瀬川ダムの立地条件から、常時の開場ではなく、おおむね月2回程度の開場と、連休あるいはイベント開催時などの開場を見込んでいるところでございます。

続きまして、見込み客についてでございますが、この施設は天候にも非常に左右される施設でございますが、市内外に幅広い年齢層で楽しめることをPRいたしまして、イベント時などの集客も合わせて、初年度は年間1,000名程度見込んでいるところでございます。

なお、4月29日に開催が予定されております宿毛市の産業祭に合わせて、来年度オープンしたいと考えておりまして、当日は、産業祭の会場であります総合運動公園から、シャトルバスで横瀬川ダムまで、送迎することを予定して、準備しているところでございます。

次に、この観光の効果についてでございますけれども、このダム壁面を活用したクライミング施設というのは、日本で初めて、現在のところ、ここしかできないという施設になっておりますので、全国からの誘客が見込めると、そのように考えているところでございます。

この日本初というネームバリューで、市外、県外からの誘客を図る中で、観光協会とも連携して、宿毛のグルメ、あるいはサイクリングなどの自然体験型観光、そういった部分も合わせてPRをして、宿泊、あるいは飲食など、そういった波及効果などにつなげるきっかけにしたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 4番川田栄子君。

○4番（川田栄子君） しっかり頑張ってくださいませ。期待しております。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 私は、2点準備しておりましたけれども、議案第12号別冊、令和2年度宿毛市一般会計の歳入歳出予算の中の歳入、市債についてという、この問題は今、川田議員がるる質問なされて、総務課長のほうから明確な答弁がございましたので、重複することになりますので、省略させていただきます。

続いてもう1点なんですけれども、同じく議案第12号別冊の令和2年度宿毛市一般会計予算、93ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、1目農業委員会費、1節報酬、農業委員会報酬660万円について、お尋ねいたします。

農業人口の減少や、農業従事者の高齢化等々、慢性化した数々の課題を抱える中であって、農業委員会の活動は多岐にわたるものがあり、宿毛市全体としての調和を考慮しながら、地域と密着した形での活動を展開なされている委員の方々には、深く敬意を表するものであります。

今回、計上されている予算額660万円の内容についてお尋ねするとともに、当市における農業委員の活動についてもお尋ねいたします。

○議長（野々下昌文君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩田明仁君） 農業委員会事務局長、9番、山戸議員の質疑にお答えいたします。

議案第12号別冊、令和2年度宿毛市一般会計予算、議案書93ページ。

第5款農林水産業費、第1項農業費、1目農業委員会費、1節報酬、農業委員会委員報酬660万円の内訳と、農業委員会の活動状況について、お答えします。

内容といたしましては、宿毛市農業委員会委員は11名、農地利用最適化推進委員は7名の、合わせて定数18名になります。報酬は、月額支給で、会長が4万9,000円、会長代理が2万3,000円、会長、会長代理以外の農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬が、月額支給で2万2,000円で、年間508万8,000円となっております。

また、月額報酬に加え、宿毛市では委員一人一人の活動実績に応じて、月額の上限金額を7,000円として、年間151万2,000円の国の交付金制度を平成30年度から活用しており、以上、委員報酬として660万円を計上しております。

また、委員の活動実績の対象となる業務といたしましては、現地調査、農地パトロールによる遊休農地の発生防止・解消、農地利用の最適化として、認定農業者や新規就農者への農地の利用集積の推進、農業経営の新規参入の促進活動等を行っております。

また、通常業務といたしましては、毎月の農業委員会総会での農地法に基づく農地の売買、農地の貸し借り、非農地証明、農地の転用等の各種申請案件を審査しております。

以上でございます。

○議長（野々下昌文君） 9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 先ほど御答弁に立たれた総務課長と、ただいま私の質問にお答えいた

だいた農業委員会事務局長は、この3月をもってめでたく定年退職を迎えられることとなります。

定年とはいえ、まだまだ働き盛り、腕盛りのお二方であり、退職後においても、これまで同様、それぞれの場において手腕を発揮し、宿毛市のため、社会のため、御活躍くださいますよう御期待申し上げますとともに、これまでの御貢献に対し感謝の言葉を申し添えて、私の議案質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野々下昌文君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第2号から議案第42号まで」の41議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、3月10日から3月13日まで、及び3月16日から3月18日までは休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月13日まで、及び3月16日から3月18日までは休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月10日から3月18日までの9日間は休会し、3月19日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時29分 散会

議案付託表

令和2年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (23件)	議案第2号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第3号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第4号	令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第5号	令和元年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第6号	令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第7号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第8号	令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第9号	令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第10号	令和元年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について
	議案第11号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第12号	令和2年度宿毛市一般会計予算について
	議案第13号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第14号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について
	議案第15号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計予算について
	議案第16号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について
	議案第17号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について
	議案第18号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計予算について
	議案第19号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について
	議案第20号	令和2年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について
	議案第21号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について
議案第22号	令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	
議案第23号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第24号	令和2年度宿毛市水道事業会計予算について	
総務文教 常任委員会 (9件)	議案第25号	技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
	議案第26号	宿毛市人材のまち基金条例の制定について
	議案第28号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
	議案第29号	宿毛市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第38号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
議案第39号	宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について	

	<p>議案第40号</p> <p>議案第41号</p> <p>議案第42号</p>	<p>高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について</p> <p>高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について</p> <p>高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (9件)</p>	<p>議案第27号</p> <p>議案第30号</p> <p>議案第31号</p> <p>議案第32号</p> <p>議案第33号</p> <p>議案第34号</p> <p>議案第35号</p> <p>議案第36号</p> <p>議案第37号</p>	<p>横瀬川ダムクライミング施設の設置及び管理に関する条例の制定について</p> <p>宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>市道路線の認定について</p> <p>市道路線の変更について</p> <p>市道路線の廃止について</p>

令和2年  
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第17日（令和2年3月19日 木曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第42号まで

（議案第1号、討論、表決）

（議案第2号から議案第42号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 請願第3号及び陳情第7号外1件

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号 インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める  
意見書

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第42号まで

日程第2 請願第3号及び陳情第7号外1件

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号 インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求  
める意見書

----- . . . -----

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

----- . . . -----

4 欠席議員

な し

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長 奈良 和 美 君  
兼調査係長

議事係長 宮本 誉子 君

----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	黒 田 厚 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市 民 課 長	沢 田 美 保 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
会計管理者兼 会 計 課 長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	和 田 克 哉 君
長寿政策課長	桑 原 一 君
環 境 課 長	岡 本 武 君
人権推進課長	谷 本 裕 子 君
産業振興課長	谷 本 和 哉 君
商工観光課長	上 村 秀 生 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	平 井 建 一 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	中 山 佳 久 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 セ ン タ ー 所 長	楠 目 健 一 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 戸 達 朗 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（野々下昌文君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第1号から議案第42号までの42議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これを承認することに決しました。

これより、議案第2号から議案第42号までの41議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山戸 寛君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された「議案第2号から議案第24号まで」の23議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分けて、3月10日から13日まで及び17日の5日間にわたり審議を行いました。その後、3月17日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案23件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第12号別冊、令和2年度宿毛市一般会計予算の43ページ。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、12節委託料、ペーパーレス導入業務委託料45万8,000円ほか新規事業であるペーパーレス推進事業関連予算、総額472万1,000円についてであります。

本事業は、来年度において議案等のペーパーレス化を推進するため、タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入するための費用であります。

委員からは、議員分のタブレット端末は貸与となるのか、また、通信費は公費負担となるのかとの質問があり、執行部からは、端末については貸与を想定している。また、通信費については、今後、運用規定等を整備する中で検討したいと考えており、現時点では未定であるとの回答がありました。

委員からは、タブレット端末を導入するに当たって、ふなれな部分があるので、十分な訓練ができるよう、研修会を実施するなど、事業が円滑に進むように取り組むことを求めるとの意見がありました。

続きまして、53ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目開発推進費、12節委託料、食を活用した地域活性化事業委託料290万4,000円についてであります。

本事業は、本市の地域資源である食を活用し、地域活性化を図ろうとするもので、地場産品や取り組み等の情報を整理したものを一元的に情報発信を行うことで、市内外を問わず、消費者に対して周知すること。また、食と自転車を合わせたインセンティブ事業の実施により、地域

の魅力を発見、発信することを目的としています。

委員からは、レンタサイクル利用者に対し、割引チケットを配布するとのことだが、宿毛市観光協会に委託しているレンタサイクルは、年間どのくらい使われているのか。また、情報発信の方法や、協力事業者はどのように選定していくのか、との質問があり、執行部からは、レンタサイクルは年間350台程度の貸し出しがある。

また、情報発信については、市の広報やホームページだけでなく、SNS等も活用していく。協力事業者については、基本的には、昼食がとれる飲食店を考えているのが、観光協会が作成しているナイトマップに掲載されている飲食店や、菓子店などの事業者と協議を進めていくとの回答がありました。

委員からは、飲食店等の情報については、新規や廃業もあるので、SNS等を活用し、できる限り、リアルタイムの情報を発信することを心がけてもらいたい。

また、活用されにくい地場産品を使った商品開発を行うことで、観光につながることもあるので、市内での活用も広がるような商品開発に努めてもらいたい、との意見がありました。

続きまして、58ページ。2款総務費、1項総務管理費、15目防災対策費、12節委託料、長期浸水対策計画策定業務委託料536万8,000円についてであります。

本事業は、平成27年3月に策定した南海トラフ地震宿毛市長期浸水対策検討をもとに、国、県、市の関係機関が、ハード面として、県による堤防の耐震化や、市では、防災センターの建設等を行ってきたところであります。

しかし、これまでの、それぞれで実施してきた対策がほかの対策にどのような影響を与えたのかといった、横断的な検証ができていなかった

たので、今後、各関係機関が行うべき対策を、時系列で整理したタイムラインを策定し、進捗状況を管理することで、課題等の掘り起こしをしていくものであります。

委員からは、計画策定に当たり、コンサルタントへ業務委託するとの説明だが、どういった業者を考えているのか、との質問があり、執行部からは、県と連携しながら、同様の業務経験がある事業所を選定し、入札により決定したいとの回答がありました。

これに対して、委員からは、地形や地域条件が違うので、全国一律の計画ではいけない。市内の実情をよく把握した業者が策定するなど、担当課として、精査してもらいたいとの意見がありました。

続きまして、59ページ、2款総務費、1項総務管理費、15目防災対策費、14節工事請負費、避難道維持修繕工事費136万6,000円についてであります。

本事業は、市内避難道に設置している誘導灯が、整備から5年から7年を経過し、バッテリー交換が必要となっていることが、主な内容となっております。

委員からは、一部の避難道は勾配がきつく、日常的に使うには危険な状態であり、改修等に向け、地元と協議するべきではないかとの質問があり、執行部からは、一定の避難道整備は終了したが、足りない箇所や、十分でないところがあることは認識している。

避難行動要支援者への対策として、手すりやスロープが必要などところがあるという課題もあるので、完全に終了したとは考えておらず、見直し等も必要だと考えている、との回答がありました。

委員からは、これまでに命を守る目的で整備した避難道をよりよいものとするためには、地域の要望等を集約する中で、必要性を考慮した

優先順位をつけ、それを市民へ周知しながら、改修等を進めることが必要である、との意見がありました。

続きまして、117ページ、8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、7節報償費、消防団員退職等報償費370万円についてであります。

本予算は、退職する消防団員に対し、在職年数に応じた退職報償費を支給するものであります。

委員からは、退職する団員は何名か、また団員は足りているのかとの質問があり、執行部からは、退職する団員は15年以上が5名、20年以上が10名、30年以上が5名の、合計20名程度の想定である。

団員については、毎年、定数に足りていない状況であるとの回答がありました。

委員からは、地域の消防団は、人員の確保が非常に難しくなっているのが現状である。実際の火災や、大規模災害時における活動は厳しい部分があるかもしれないが、団員として訓練を行ったり、地域を回ったりする中で、地域を盛り上げていく必要があることから、市の職員も消防団員になれるようになってきているので、ぜひ協力を願うよう働きかけを行うべきであるとの意見がありました。

続きまして、124ページ、9款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、12節委託料、宿毛市における小中学校整備事業モニタリング支援業務委託料547万8,000円についてであります。

本予算は、建設が始まった宿毛小中学校整備事業において、PFI事業者によるセルフモニタリングだけではなく、市としてモニタリングをする上で、専門的な立場から、支援をいただくために業務委託するものであります。

委員からは、どういった専門家に支援をいた

だく想定か、との質問があり、執行部からは、経験のある建築士を派遣していただける事業者へ業務委託する予定であるとの回答がありました。

委員からは、モニタリングの結果については、批判にも耐え得る明瞭な情報公開を行うことを求めるとの意見がありました。

続きまして、129ページ、9款教育費、4項社会教育費、3目公民館費、14節工事請負費、片島公民館解体工事費2,795万1,000円についてであります。

本予算は、宿毛市の所有物件である片島公民館は、昭和53年に片島地区の土地に建築され、既に41年が経過し、老朽化が著しく、耐震化もされていない。このたび、地区単独で新たな集会施設の建設をする意向が確認できたことから、解体するものであります。

本事業に関連して、委員からは、分館施設として、中央公民館主催事業が実施されていないのが現状であり、分館施設のあり方を再検討しなければいけないのではないかと質問があり、執行部からは、分館としての役割はほとんど果たせていない状況となっていることから、見直しが必要だと考えているとの回答がありました。

また、委員からは、中央公民館としても、主催事業がほとんどない状況となっている。令和2年度の行政方針では、主要7つの方針の中に、文化芸術の振興がうたわれており、中央公民館が中心となって進めていくべきではないのかとの質問があり、執行部からは、令和2年度においては、市民講座を開設し、教養を高めてもらうとともに、豊かな心で、生きがいのある生活を実感してもらうことを目的とした3講座を実施する予定としている、との回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第12号別冊、令和2年度宿毛市一般会

計予算、97ページ。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金1億4,916万4,000円について、報告します。

本件は、農業におけるさまざまな補助事業についてのものであり、議員からは、補助金メニューがたくさんあるが、個人の人たちはわかっているだろうか、との質問があり、執行部からは、わかりにくいと思うが、それぞれ対応している。補助メニューが多いのは、それ専用ルールをつくり、国からおりてくる制度を利活用しており、本来ならわかりやすく簡素化できればよいが、AとBを合算することができず、どうしても細分化される。使い勝手をよくしたいとも考えるが、国の予算にリンクさせるやり方しかできなくなっている、との回答がありました。

続いて100ページ、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、10節需用費、木製スプーン等購入費130万円について、報告します。

本件は、1歳未満の乳幼児と、その保護者を対象に、木製品のスプーンと玩具を配布する事業で、これを通して、環境について考えを深め、文化を育てていこうとするものであり、委員からは、具体的には、どのようなものになるのかとの質問があり、執行部からは、イメージとしては、スプーンとおもちゃを一つ木の箱でこん包し、使い終わった後も、記念として残しておくようなものを考えている。

既存のものを買うわけではなく、市産材を使用し、新たに開発するとの回答がありました。

委員からは、口にするものなので、安全面に気を配らなければならない。事故が起きたら製造元の責任となる。また、ブランド化を目指すのであれば、こだわりを持った商品を視野に入れて開発し、スプーンに子供の名前を刻印し、

付加価値をつけるとよいとの意見がありました。

続いて107ページ。

6款商工費、1項商工費、5目観光費、18節負担金補助及び交付金、フィルムコミッション推進事業費補助金57万円について、報告します。

本件は、宿毛市出身の映画プロデューサー松岡周作氏が開催する映画塾で、委員からは、楠山での映画塾は、市内の方は知らないような気がする。こういう事業をしていることを広く市民に周知する必要があるのではないか、との質問があり、執行部からは、去年は林邸で公開したので、ことしもそのようなことを考えている。

また、映画塾に参加された方が、毎年1本の作品をつくっており、今年度で3作品ができています。来年度と合わせると4つ作品ができて上がる。松岡プロデューサーからも、せっかく動画がたまってきたので、上映会でもできたらいいねとお話をいただいているので、協議しながら進めていきたいとの回答がありました。

続いて、108ページ。

6款商工費、1項商工費、6目桜の里推進事業費、12節委託料、大島桜公園下刈り業務委託料236万円について、報告します。

本件は、大島桜公園の下草刈りを行い、広く市民に活用してもらうもので、委員からは、今はランダムに桜を植えているので、新たに植栽し、その際は、どう見せたいのか、十分に検討してみてもどうか。今はソメイヨシノばかりなので、2月の河津桜から始まり、5月のボタンザクラまで楽しめるようにしてはどうかとの質問があり、執行部からは、テングス病の対策を行いながら検討していきたい、との回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました23議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高倉真弓君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました9議案の審査結果を御報告いたします。

議案第25号は、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、技能職員の定義や、給与の種類等について定めるために、新たに条例を制定しようとするものです。

議案第26号は、宿毛市人材のまち基金条例の制定についてでございます。

内容につきましては、大江 卓のひ孫に当たります故・大江多慈子氏より御寄附いただきました2,000万円を基金として積み立て、円滑かつ効果的に運用していくために、本条例を制定しようとするものです。

議案第28号は、宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、本条例の条文中の法律名称等が変更されましたので、所要の改正を行うものです。

議案第29号は、宿毛市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、令和2年4月1日より、会計年度任用職員制度が導入されるに当たり、任用形態や任用手続がさまざまとなるため、職務の宣誓を、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

議案第38号は、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更、及び幡多広域市町村圏事務組合の規約の一部変更についてでございます。

内容につきましては、これまで幡多広域市町村圏事務組合で共同処理する事務としておりました行政不服審査法第81条第1項の機関に関

する事務を、令和2年8月1日より、高知県へ委託することとなりましたので、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、共同処理する事務を廃止し、かつ同法第290条の規定に基づき、規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号は、宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についてでございます。

内容につきましては、先の議案で御説明申し上げましたように、行政不服審査法第81条第1項の機関に関する事務を、令和2年8月1日より、高知県へ委託することとなりましたので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号は、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

内容につきましては、高知縣市町村総合事務組合の構成団体であります芸東衛生組合及び高幡西部特別養護老人ホーム組合が、令和2年3月31日をもって解散し、令和2年4月1日より、高知縣市町村総合事務組合を脱退することになりましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号は、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について。そして、議案第42号は、高知縣市町村総合事務組合から、高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分についてでございます。

内容につきましては、いずれも高知縣市町村総合事務組合を脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、

議会の議決を求めるものでございます。

以上、9議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも全会一致で原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案9件についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案9件についての審査結果を、御報告いたします。

議案第27号は、横瀬川ダムクライミング施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、横瀬川ダムのダム壁面に、ダムにおいては日本初となるクライミング施設が完成しましたので、新たに本条例を制定しようとするものです。

委員からは、15歳以上のものは1時間500円と規定されているが、これは難しいのではないかと。

例えば、2人から3人のグループで来て1時間遊ぼうということになると思うが、その場合はどうなるのか、との質問があり、執行部からは、基本的には、1時間1人500円、2人であれば1,000円である。

プレオープン時に、経験者で長時間使用している方がいたので、一定の制限をかけておきたいので、このように設定した、との回答がありました。

これに対し、委員からは、今後の利用状況により、料金や運営方法については、工夫し、PRなどにも努めてほしいとの意見がありました。

議案第30号及び議案第31号は、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、及び宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

についてでございます。

内容につきましては、いずれも令和2年4月1日より施行されます民法の改正に伴う所要の改正を行うものです。

議案第32号は、宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地域振興住宅は、公営住宅法の適用を受けない住宅でありますので、公営住宅法を根拠とする宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定を準用する部分などについて、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第33号は、宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が、令和2年4月1日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第34号は、宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、水道法の一部を改正する法律が、令和元年10月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第35号は、市道路線の認定についてでございます。

内容につきましては、市道平田インター線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第36号は、市道路線の変更についてでございます。

内容につきましては、市道大物川線について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を変更

することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第37号は、市道路線の廃止についてでございます。

内容につきましては、市道一生原線について、道路法第10条第3項について準用する、同第8条第2項の規定に基づき、道路の路線を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、9議案につきましては、担当課より詳しい説明を受け、慎重に審査をした結果、議案第27号及び議案第30号から議案第37号までは、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第42号まで」の41議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第42号まで」の41議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 全員起立であります。

よって「議案第2号から議案第42号まで」の41議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、請願第3号及び陳情第7号ほか1件の3件を一括議題といたします。

これより、「請願第3号及び陳情第7号」の2件について、委員長の報告を求めます。

○議長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高倉真弓君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました陳情の審査結果を御報告いたします。

陳情第7号、就学援助の縮小に反対し、現状維持と充実を求める陳情は、宿毛生活と健康を守る会会長 今村 充氏より提出されたものであります。

内容につきましては、生活保護基準の引き下げを理由とする就学援助の縮小をせずに、現状維持と就学援助制度の充実を求めるものであります。

本市においては、就学援助を行う場合には、生活保護基準だけではなく、保護者が市民税、または国民健康保険税の減免を受けているかどうか。また、国民年金法に基づく保険料の減免を受けているかどうか。さらに、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の全額支給を受けているかどうかの3点についても、基準として用いて判断し、宿毛市独自の対応を行っている状況であることが、一般質問や担当課への聞き取り調査で確認できております。

審査の過程で、委員からは、現状で独自の認定基準を使用し、対象を広げていることは理解したが、今後も削減されないように配慮を求める意味で、採択すべきではないか、との賛成の意見がある一方で、陳情の願意は達成しており、採択する必要はない、という意見や、他市町村と比べて、手厚く実施しているので、今以上の対応を求める必要がない、といった意見も出されました。

このような審議を踏まえて採決した結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情についての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託された請願第3号の審査結果を御報告いたします。

請願第3号は、県にビキニ被災者救済措置を講ずるよう意見書提出を求める請願についてであります。

本請願は、太平洋核被災支援センター 山下正寿氏より提出されたものであり、内容としましては、1954年にアメリカがビキニ海域で行った水爆実験により被災された方々を救済するため、県に対して救済条例の制定の検討や、健康生活相談など、具体的な救済措置を一刻も早く取り組むよう、求めるものであります。

審査の過程で、委員からはビキニ被災者の取り組みは、全国的に見ても、高知県が一番先に進んでいる取り組みであり、高知県に火がつけば、他の救済の道が開けるといふことであれば、高知県が先頭に立ち、県から国にあげていく方法がとれないか、との意見があり、その一方で、委員からは、あくまでも日本とアメリカの国の問題であり、県がこれに救済措置として、何らかの条例を制定するのは少し違うのではないかと思う。

県としても、ビキニ被爆の方々には、健康相談を行ったり、新型コロナウイルスのために、今回、中止になったが、シンポジウムを行うなど、県としてもできる限りの取り組みはしている、との意見がありました。

また、船員保険の救済などの立法については、県ではなく、国の権限であり、国に提出する内容である、との意見がありました。

以上の意見や、請願の趣旨を踏まえ、慎重に

審査をした結果、高知県としても、健康相談を行うなど、できる限りのことは、既に取り組んでいるという結論に達し、賛成少数で不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました請願1件につきましての報告を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、請願第3号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

1番 今城 隆君。

○1番（今城 隆君） 1番、今城です。

請願第3号「県にビキニ被災者救済措置を講ずるよう意見書提出を求める請願」、これが不採択とする審査結果に対し、反対の立場から討論させていただきます。

66年前の1954年、アメリカがビキニ海域で6回の水爆実験を行い、延べ992隻のマグロ船が死の灰や海水などによって被曝し、汚染マグロも廃棄されました。

そのうち280隻が高知船籍であり、高知の被災船員は約3,000名です。そして、宿毛の船員は約300名だと推測されます。

国は、第5福竜丸以外の被曝の事実を隠し続け、がんや、多くの病気に苦しんできた多くの船員たちは、いまだ船員保険も適用されことなく、国に捨てられた存在として過ごしてきました。今も過ごしているということです。

35年前、幡多高校生ゼミナールが、内外ノ

浦で調査、それが発端となり、多くの被災船員たちの存在を明らかにしてきました。

民間の協力、支援を広げ、これまで被災船員たちの救済に向けて取り組んできた結果、やっと2014年に厚生労働省が情報の一部を開示しました。

それによって、その事実をもとに、2016年に原告45名が国に訴訟を起こし、救済の道を求めてきたわけです。

裁判では、20年の除斥期間、時効が過ぎているとして訴えは退けられたものの、船員の被曝を認め、救済の道は改めて立法府及び行政府に一層の検討を期待するしかない、救済の道を示させることができました。

請願者の太平洋核被災支援センターの山下さんは、長年、ビキニ被災調査と、船員救済に取り組む、私もこの2年間、支援センターの事務局員として、5回ほど県との交渉に立ち会ってきました。

尾崎前知事は、どのような法的枠組みがあれば救済に向けた取り組みが可能か、検討したいと。救済法に向けて、センターのこれまでの取り組みを応援する意向を示してきました。

しかし、判決でも県の考えでも、救済法の制定、被災者支援の流れが出たのに、県の動きはまだ不十分です。

ことし、県の健康政策課長は、医療、生活支援を取りまとめた上で救済を考えていくと話しましたが、2月末時点で県のビキニ無料相談会に連絡があったのは、宿毛市の2名だけでした。何とそれは、私がコンタクトをとったその2名だけだったという、何とも残念な話なんです。

ビキニ被災者支援の課題は、これまで十数年にわたり、高知県議会でも何度も取り上げられ、論議されてきた。しかし、それが継続してこなかった。我々民間が、これまで2,000万円以上も支出し、調査や救済に向けて取り組んで

きた。県は、民間に任せて、高知の被災船員たちを放置するのか。直ちに県行政として、救済の取り組みを進め、救済法制定に向けて、高知から道を開くべきだという、こういう意味の請願だったわけです。

この請願者の賛同者の署名には、原告を含めた被災船員、その親族たちが、ざっと見て20名以上入っています。

当事者の彼らにとって、みずから名前を出すこと、これがどれだけ勇気がいることか、皆さんにしっかりと理解してほしいと思います。

宿毛市には、まだまだ多くの、口を閉ざした元船員たちがいます。

12月に、私に問い合わせがあった片島の元船員は、2月に県に申請したかと確認をとったところ、亡くなったという報告を受けました。

宿毛市におられるこんな方々の存在を、しっかりと私たち議員は心にとめておかなければならないと思います。

一刻も早く、我々議員は、早く支援救済に向けて動くべきです。それが私たち議員や行政の責任であると考えます。

堀議員は勇気を振り絞って、お父さんがビキニで被災しているという立場を示し、紹介議員となってくれました。胸が熱くなります。

私は、支援センターの事務局として紹介議員となった。

しかし、この請願を審査した産業厚生委員会、この意見書は、本来、国に出すものだと、こういう論議に終始しました。傍聴した堀議員や私に質問をすることもありません。意見を求めることもありません。どうやって被災船員を救済していくべきなのかの論議もなされません。

そんな人道に欠ける、残念な審議であった、そういうのが私の感想であります。

これまで、どの自治体も、ビキニ被災者救済の意見書は党派を超えて、協力して採決されて

きた。それは地元の被災船員や家族たちの苦労を思い、国に捨てられてきた船員たちの無念に思いをいたすからだと思うわけです。

私のこの討論で、請願の採択が必要だと、そういう考えにかわった議員がおられるなら、ぜひ採決の場で自分の考えに従ってほしいと思います。

昨年、5名の原告の船員が亡くなりました。皆、被曝によく見られるがん、心筋梗塞、血管破裂です。船員たちの一刻も早い救済のため、今後も、何度でも何度でも採択に向けて請願を提出していきます。

以上、私の意見を述べて、反対討論といたします。

**○議長（野々下昌文君）** 傍聴席に申し上げます。

手をたたいたりしないようお願いいたします。

13番寺田公一君。

**○13番（寺田公一君）** 私は、請願第3号、県にビキニ被災者救済措置を講ずるよう意見書の提出を求める請願について、委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

本請願は、山下正寿氏より提出されたものであり、請願の趣旨や審査内容については、委員長報告のとおりであります。

提出者は、高校教師時代から35年余りにわたって、この調査活動に人生をかけて取り組んでおり、その活動、功績は全国的にも高く評価されていることは、皆さん御存じのとおりだと思います。

今回、提出された請願は、高知県に対して、条例制定と船員保険制度の改定や、新たな救済立法の制定を求めるものでありますが、2019年12月の高裁判決においても、救済の道は、改めて立法府及び行政府に一層の検討を期待するしかない、と国においての救済措置の道を示

唆しております。

この問題は、高知県1県というものではなく、国として取り組まなければいけない案件であります。被災された方々の窮状は察するに余りありますが、高知県としても、健康に不安を抱かれる方々への健康相談等、現状ででき得る対応は行っております。

条例制定となれば、根拠となる情報が必要となりますが、対象者の高齢化、個人情報の問題で、余りにも情報が少な過ぎるのが現状であり、条例制定には無理があります。

加えて、本議会は、平成16年3月議会において、高知県ビキニ水爆実験被災調査団の当時の副団長、今回の請願者でもあります山下正寿氏より提出されたビキニ水爆実験による被災船員の救済に関する意見書を採択し、国に対して、意見書を提出しており、本議会の意思は十分に示されております。

よって、本請願は、国に対して行うのであれば、十分に検討する余地があると考えますが、高知県に対して行うべきではなく、採択しないことに賛同するものであります。

同僚議員の賛同を求めて、討論を終わります。

**○議長（野々下昌文君）** 4番川田栄子君。

**○4番（川田栄子君）** 4番、請願第3号、県にビキニ被災者救済措置を講ずるよう意見書提出を求める請願について、委員長報告は不採択であります。私は、反対の立場で討論をいたします。

1954年アメリカのビキニ環礁での水爆実験により、第5福竜丸ほか992隻が、多量の放射線を浴びた遠洋マグロ漁船のうち、3割が高知の船でした。

室戸市から宿毛市までの沿岸市町村全域から乗船した約3,000名の高知関係船員が被曝していたと推定されると、請願書提出者である山下正寿様の資料であります。

山下様は、御自分の大切な時間を、被災者救済のため、意を同じくする仲間とともに力を合わせて御活躍されているのは、紙面等にて皆様御周知のとおりでございます。

福竜丸は、危険水域とされる外側にいたとされていますが、深刻な被害発生の原因は、アメリカが爆弾の威力を4メガトンから8メガトンの見積もりをはるかに超える15メガトンであったため、安全区域にいたはずの多くの人が被災者となりました。

広島型原爆の3,220倍でした。ビキニ島より170キロ離れたマグロ漁船も、240キロ離れた島民も被災し、最悪の結果となりました。

日本では、反核運動が起こり始め、アメリカ政府は反米運動へと転化を恐れ、日本政府と被爆者補償の交渉を急ぎました。日本政府も、戦後復興のため、アメリカ経済に依存せざるを得ない状況と、平和的利用のために、原子力技術をアメリカから導入できる可能性も出てきた時期でありましたことから、日本政府は、アメリカ政府の責任を追及しないと、事件の決着を図り、賠償金でなく、見舞金として支払いました。

皮膚のただれや頭痛、吐き気など、身体の不調に悩まされ、当時の被曝医療の最高権威者の主治医は、後遺症障害の可能性を指摘し、補償交渉も含むことを主張されていましたが、無視された現状でした。

6カ月後に福竜丸の無線長が亡くなりました。日本の漁師が亡くなった場合、医師は、放射線症と発表しましたが、アメリカ政府は、C型肝炎で死亡としました。放射線が直接の原因ではないとなっています。

請願書提出者の山下さんは、アメリカ核実験で被爆した県内の船員への聞き取り調査、アメリカの公文書の分析、厚生労働省への情報公開請求に取り組み、被災の実際を明らかにしてき

ました。

山下さんがビキニ実験にかかわる漁船員204名を調べたところ、がんなどで3割が亡くなり、1万3,000人に一人とする白血病で3人が亡くなっていることがわかっています。

船員の被災者は三重の被害を受けました。

1つ目として、放射線による人体被害。2つ目に、輸血による被害。3つ目として、被災者の人権を無視した一方的な政治決着によって、後遺症障害への補償を閉ざされた人権侵害です。

その後遺症に苦しみ、みずからの命を絶たなければならなかった若い漁師の姿があったと聞きます。

苦しむ本人や家族に対し、完全な救済が望まれるのは当然のことです。

厚生労働省は、他の漁船では、乗組員の被曝記録はないとしてきましたが、国家機密が解除された文書から、乗組員の被曝記録が出てきました。情報公開を求め、2014年9月、厚生労働省からビキニ被爆の他の船隊、船員記録の文書が見つかっています。

2015年2月、約40点の行政文書が存在しました。そこには、1954年11月、漁船は992隻と記録されています。40年前の日本政府の公開文書により、今後一切の法的責任を問わないとする政治決着以後、日常の健康管理を含め、全て自分の負担で、今まで過ごしてきたことになっております。

厚生労働省の資料開示が求められ、2018年、地裁判決、2019年、高裁判決には、2つの重要な内容がありました。ともに、それまでにはなかった第5福竜丸以外のマグロ船の被曝を認めた上で、救済に向けて、立法府及び行政府に一層の検討が求められると、救済の道を示唆してあります。

これらは、政府見解を覆し、一審、二審とも、司法が事件の真相を認めた歴史的 content とされて

おります。

2018年9月県議会で、前尾崎知事は、健康不安に包まれながら操業や生活を続けたことに思いをいたすと、痛切きわまりない思いだ、と答弁された上、どのような法的枠組みがあれば、救済に向けて取り組みが可能か検討したい、と知事の気持ちがあらわれている言葉があります。

被災された御本人や家族、遺族にとって、どれくらい待った言葉でしょう。

山下さんは、当時の尾崎知事、岩城副知事と、数回にわたり対策や被災者の支援について話され、無料健康相談、生活相談など、行政、保健師、民間との連携をしながら進めている現状と聞いています。

この活動は、今始まったばかりです。被曝者一人一人に届くよう、漁師町の当市にも、要請したにもかかわらず、宿毛議会はこれを否決しました。司法の示唆があったように、ここ議会は立法府の機関であります。その役目が果たせないことは、この宿毛市にとってなきに等しいと思わざるを得ません。

どんなに多くの漁師の方が、被曝関係者の方が失望されたことでしょう。我が身に置きかえて考える問題です。

2019年12月15日の紙面に、アメリカによるビキニ環礁の水爆実験で多くの日本人船員が被曝してから65年、元船員や遺族の叫びは、控訴審でも届きませんでした。ただ、被曝者がこれまで政府から放置されてきたのは、紛れもない事実だ。被曝者の救済や、支援について、司法の場はもちろん、政府や国会でも検討されていくべきだ。忘れてはいけないのは、日米両政府で早期の政治決着が図られたこと。見舞金を払って、米国の法的責任を不問としたこと、核実験を繰り返した上、外国人の被害を矮小化しようとするアメリカの姿勢は許されない

が、日本政府の責任も重大だ。処理を急ぐ余り、第5福竜丸以外の被曝者を放置した可能性すらある。

アメリカへの配慮は感じられても、自国の被害者への対応は余りにも不誠実だ。政府には、元船員らの救済や、支援に当たる責任がある、それは一審、二審の判決とともに指摘しています。

元船員や遺族の高齢化も進んでいる、これ以上放置されることは許されない。

こういう新聞の中で、私が見つけた言葉でした。

さて、今から60数年前に、若く健康な青年たちは、長い戦争の後、やっと訪れた平和の海の上で、思いがけなく遭遇した水爆実験により、遠洋漁業の漁師として生きる夢が絶たれました。

第5福竜丸の無線長の最後の言葉、原水爆による被害者は私を最後にしてほしいとあります。

以上のことから、今の私たちの文明は、多くの方の犠牲の上にあると考えられます。

このことから、私は、この請願書は採択すべきものと考えます。

以上でございます。

**○議長（野々下昌文君）** 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

**○議長（野々下昌文君）** ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「請願第3号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（野々下昌文君）** 起立多数であります。

よって、本件につきましては、審査報告書のとおり決しました。

これより、陳情第7号について、討論に入り

ます。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。

1 番今城 隆君。

○1 番（今城 隆君） 陳情第7号、就学援助の縮小に反対し、現状維持と充実を求める陳情。これを願意が既に達成されており、不採択とする審査結果に対し、反対の立場から討論させていただきます。

本陳情は、2018年10月から3年にわたる段階的な生活保護基準の引き下げを理由に、就学援助を縮小することなく、学校教育法第19条の、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないという視点に基づき、要保護、準要保護制度を認定し、援助をするよう求めるものです。

生活保護基準引き下げが、準要保護制度に影響を与えないよう配慮を求める要請も、文部科学省から出されています。

これを不採択とする根拠はないものと考えております。

宿毛市の準要保護基準は、生活保護基準の1.3倍、障害児童生徒は1.5倍を基準にしています。

さらに、先ほども言われたように、市民税減免、国保税減免、児童扶養手当全額免除等の家庭も対象にしているので、市は独自で、手厚い対応をしており、願意は達成されているということでは、決してないと思います。

これは、高知県就学援助事業実施要綱で、県下各自自治体で行われている支援体制とほぼ同じものなんです。

基準例として、1.3倍の例をいっておきます。母子または父子の30代、ひとり親で小学生の子供がいる基準金額、年収160万円程度です。

もう一つの例として、40代母子、そして子供が中学生、そして小学生、この4人家族の場合、290万程度。これが1.3に当たるものです。

もう一つ言っておきましょうか。

5人家族。父母40代、子供、高校生、小学生、中学生、この5人家族で、340万程度。

これが、宿毛でも、あるいは須崎市などにおいても、ほとんどこの基準です。

これが認定基準となっています。

そこで、市民税、国保税減免、児童扶養手当全額減免等、これは県の要綱でも、もともと就学援助に含まれている方々です。これが、宿毛は、特に手厚いことを行っているという域には、まだ達していないということになります。

しかし、宿毛市の努力は、しっかりと伺います。いろんところで、就学援助基準以外にも、手当をしていただいているということは、一般質問の中でも確認できましたし、努力は感じているところです。

そういうことではありますが、現在、認定されていた児童生徒が、生活保護基準の引き下げにより、突然、援助が捨てられることが心配である。そのため、市に配慮を求めるという本陳情は、当然のことです。

基準が、生活保護をもとにしているものであれば、今までもらっていた児童生徒が、その算定基準によって切られる方が出てくる。こういったことを心配する陳情であります。これは文部科学省においても、そうならないように配慮を願うという要請が出ています。

そういう意味において、市に対しても、一層の意識喚起を図るためにも、陳情採択は、私は必要と考えております。

以上の意見を述べて、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（野々下昌文君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 10番、陳情第7号、就学援助の縮小に反対し、現状維持と充実を求める陳情に対して、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

内容につきましては、生活保護基準の引き下げを理由とする就学援助を縮小せずに、現状維持と就学援助制度の充実を求めるものであります。

本市においては、就学援助を行う場合には、世帯の所得基準に生活保護基準を用いており、特別支援学級に入級している児童生徒がいる世帯は、基準の1.5倍、その他の世帯は基準の1.3倍としている部分と合わせて、市独自の基準として、保護者が市民税、または国民健康保険税の減免を受けているかどうか、国民年金法に基づく保険料の減免を受けているかどうか、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の全額支給を受けているかどうか、の3点についても、基準を用いて判断をしており、他市町村と比べて手厚く実施している状況である。

以上のことから、本陳情の内容は、既に願意を達成していると考えますので、委員長の報告に賛成をいたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（野々下昌文君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第7号」を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（野々下昌文君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

陳情第8号「公立学校教員に1年単位の変形労働制を適用しないよう県への意見書提出を求める陳情」については、総務文教常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号、インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

9番山戸 寛君。

○9番（山戸 寛君） 9番、山戸 寛です。

今回、意見書の提案理由の説明をいたします前に、一言、中平市長並びに出口教育長を筆頭

として、部落差別を初めとするあらゆる人権課題の解消に向けて、一丸となって取り組んでいる宿毛市職員の皆様方、さらには野々下議長を初めとする宿毛市議会同僚議員の皆様の日ごろの深い取り組みと、その高い人権意識とに対して、敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

今回の意見書の提案は、インターネットによる人権侵害を解消するための法整備を求めるものでありますが、現実のこととして、当市の同和地区並びにその住民を対象とした悪質かつ低劣な誹謗中傷、人権侵害を繰り返しているサイトに対して、有効かつ迅速な対応を行い得ない法的根拠の薄弱さという反省点に立脚して、いまだ未成熟、未整備としか思えないインターネット空間を汚染し、跳梁ばっこするあまたの人権侵害事象の解消を目的とするものであります。

以下、意見書の文章を読み上げて、提案理由の説明といたします。

インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書。

インターネット上では過激なヘイトスピーチや、いわゆる同和地区の所在地や居住者の姓等を示す情報、また個人の名誉やプライバシーを侵害する情報が掲載されるなど、さまざまな人権侵害事象が発生している。

インターネットは、その特性として、匿名性が高いことから、内容が過激なものとなる傾向がある上に、一度掲載されると世界中に情報が瞬時に拡散し、完全に削除させるといった権利回復は極めて困難となっている。

一方で、インターネット上の人権侵害情報による人権侵害事件については、現在、強制力のある書き込み削除についての明文化された根拠がないため、国は要領等に基づいて、プロバイダ等に、人権侵害情報を削除するよう要請することとどまり、削除するか否かについてはプロバ

イダ等の任意にゆだねられている。

なお、プロバイダ等がインターネット上の人権侵害情報を削除するについては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」によって、他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があるときには、プロバイダ等が情報の送信を防止する措置（人権侵害情報の削除等）を講じても、情報発信者に対する損害賠償責任が免除される旨、規定されている。

しかしながら、他人の権利が侵害されているかどうかをプロバイダ等が判断することは困難であり、結果として削除されず、悪質な人権侵害情報がインターネット上に残されているのが現状である。

また、例えば、人権侵害情報を海外のサーバー等を利用して直接日本国内に向けて発信している者については、対応することが極めて困難である。

インターネットは、誰もが自分の意見を自由に表明でき、多くの人々とのコミュニケーションを図ることができる場である。しかしながら、その書き込みによって他人の人権が侵害されることを放置することは許されず、人権侵害情報が迅速に削除される法的な仕組みづくりが必要である。

よって、国においては、インターネット上で発生している人権侵害を解消するため、実効性のある法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上が、私の提案理由でございますが、この意見書が採択されれば、全国で大阪府議会に続いて2番目、全国の市町村レベルでは宿毛市が第1号となります。

このことを申し添えて、私の提案理由の説明

を終わらせていただきます。

○議長（野々下昌文君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（野々下昌文君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスがいまだ猛威を振るう中、宿毛市主催のイベントの中止や、施設利用の制限によりまして、市民の皆様には、多大なる御迷惑をおかけしておりますことを、まずもっておわびを申し上げます。

また、医療関係者の皆様を初め、感染症対策に携わる多くの方々の御苦勞に、深く感謝申し上げますとともに、新型コロナウイルスの一日も早い終息を切に願うものでございます。

去る3月3日に開会いたしました今期定例会は、本日までの17日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申し上げました42議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

令和2年度を迎えるに当たり、基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げましたとおり、一つ一つの課題に全力で取り組んでまいりますので、市民並びに議員の皆様におかれましては、今後ともより一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、

閉会の御挨拶とさせていただきます。

新型コロナウイルスによって、通常の生活ができない、そういった宿毛市になっております。一日も早い、通常どおり平穏な宿毛市を取り戻すべく、自分たちもしっかりと準備をしまいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

**○議長（野々下昌文君）** 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和2年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 野々下 昌文

議員 寺田 公一

議員 濱田 陸紀

令和2年 3月17日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

予算決算常任委員長 山 戸 寛

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第 2号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 3号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 4号	令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 5号	令和元年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6号	令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8号	令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 9号	令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第10号	令和元年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第11号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第12号	令和2年度宿毛市一般会計予算について	原案可決	適 当
議案第13号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決	適 当

議案第14号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第15号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第16号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	原案可決	適当
議案第17号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第18号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第19号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第20号	令和2年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	原案可決	適当
議案第21号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第22号	令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	原案可決	適当
議案第23号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	適当
議案第24号	令和2年度宿毛市水道事業会計予算について	原案可決	適当

令和2年3月12日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 高 倉 真 弓

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第25号	技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第26号	宿毛市人材のまち基金条例の制定について	原案可決	適当
議案第28号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第29号	宿毛市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第38号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について	原案可決	適当
議案第39号	宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について	原案可決	適当
議案第40号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の変更について	原案可決	適当
議案第41号	高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適当
議案第42号	高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適当

令和2年3月13日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第27号	横瀬川ダムクライミング施設の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	適当
議案第30号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第31号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第32号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第33号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第34号	宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第35号	市道路線の認定について	原案可決	適当
議案第36号	市道路線の変更について	原案可決	適当
議案第37号	市道路線の廃止について	原案可決	適当

令和2年3月17日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 高 倉 真 弓

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 7 号	就学援助の縮小に反対し、現状維持と充実を求める陳情	不 採 択	願意が既に達成されているため

令和2年3月13日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

請願審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	理 由
第 3 号	県にビキニ被災者救済措置を講ずるよう意見書提出を求める請願	不採択	不 適 当

令和2年3月12日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 高 倉 真 弓

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
第 8 号	公立学校教員に1年単位の変形労働制を適用しないよう県への意見書提出を求める陳情

2 理 由 今後なお審査を要するため

令和2年3月12日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

総務文教常任委員長 高 倉 真 弓

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 総合計画の策定状況について
  - (2) 行政機構の状況について
  - (3) 財政の運営状況について
  - (4) 公有財産の管理状況について
  - (5) 市税等の徴収体制について
  - (6) 地域防災計画について
  - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和2年3月13日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

産業厚生常任委員長 山 上 庄 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和2年3月17日

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

議会運営委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 議会の運営に関する事項
  - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - (3) 議長の諮問に関する事項
  - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

## 意見書案第1号

インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年3月17日提出

提出者	宿毛市議会議員	山 戸	寛
賛成者	宿毛市議会議員	今 城	隆
〃	〃	山 上	庄 一
〃	〃	岡 崎	利 久
〃	〃	松 浦	英 夫
〃	〃	寺 田	公 一

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

説明 口頭

### インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書

インターネット上では過激なヘイトスピーチや、いわゆる同和地区の所在地や居住者の姓等を示す情報、また個人の名誉やプライバシーを侵害する情報が掲載されるなど、様々な人権侵害事象が発生している。

インターネットは、その特性として、匿名性が高いことから、内容が過激なものとなる傾向がある上に、一度掲載されると世界中に情報が瞬時に拡散し、完全に削除させるといった権利回復は極めて困難となっている。

一方で、インターネット上の人権侵害情報による人権侵害事件については、現在、強制力のある書き込み削除についての明文化された根拠がないため、国は要領等に基づいて、プロバイダ等に、人権侵害情報を削除するよう要請するにとどまり、削除するか否かについてはプロバイダ等の任意に委ねられている。

なお、プロバイダ等がインターネット上の人権侵害情報を削除するについては、『特定電気通信役務提供者の損害賠償の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）』によって、他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があるときには、プロバイダ等が情報の送信を防止する措置（人権侵害情報の削除等）を講じても、情報発信者に対する損害賠償責任が免除される旨、規定されている。

しかしながら、他人の権利が侵害されているかどうかをプロバイダ等が判断することは困難であり、結果として削除されず、悪質な人権侵害情報がインターネット上に残されているのが現状である。

また、例えば、人権侵害情報を海外のサーバー等を利用して直接日本国内に向けて発信している者については、対応することが極めて困難である。

インターネットは、誰もが自分の意見を自由に表明でき、多くの人々とのコミュニケーションを図ることができる場である。しかしながら、その書き込みによって他人の人権が侵害され

ることを放置することは許されず、人権侵害情報が迅速に削除される法的な仕組みづくりが必要である。

よって、国においては、インターネット上で発生している人権侵害を解消するため、実効性のある法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

高知県宿毛市議会議長 野々下 昌 文

衆 議 院 議 長 殿  
参 議 院 議 長 殿  
内 閣 総 理 大 臣 殿  
総 務 大 臣 殿  
法 務 大 臣 殿  
内 閣 官 房 長 官 殿

一 般 質 問 通 告 表

令和2年第1回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	4番 川田栄子君	<p>1 庁舎建設造成地の設計変更について（市長）</p> <p>(1) 「予算の範囲だから」の整合性について</p> <p>(2) 設計書と土運計画の整合性について</p> <p>(3) 技術公社の土運計画の助言について</p> <p>(4) コンサルと土運計画の整合性について</p> <p>(5) 建設業者の契約変更の整合性について</p> <p>(6) 再入札の選択について</p> <p>(7) 再発防止と責任について</p> <p>2 飼い主のいない猫の取り組みについて（市長）</p> <p>(1) 野良猫不妊事業の成果について</p> <p>(2) 事業の意識調査について</p> <p>(3) 先進地の取り組みについて</p> <p>(4) 地域の現状について</p> <p>(5) 集中的不妊事業の促進について</p>
2	1番 今城 隆君	<p>1 学校教育について（教育長）</p> <p>(1) 教職員の変形労働時間制について</p> <p>(2) 宿毛市の「教育の質」の保障について</p> <p>(3) 就学援助・支援について</p> <p>2 市庁舎高台造成工事について（市長）</p> <p>(1) 入札・落札・契約に至る経緯について</p> <p>(2) 契約額の変更に至る経緯について</p> <p>(3) 課題と今後の対応について</p>

3	1 2 番 松浦英夫君	<p>1 藻津漁港へのアクセス道の整備について（市長）</p> <p>（1）取り組み状況について</p> <p>（2）財源の確保状況について</p> <p>（3）地元への説明について</p> <p>2 防災対策について（市長）</p> <p>（1）避難道の整備状況について</p> <p>（2）津波避難道の総点検について</p> <p>3 避難行動要支援者対策について（市長）</p> <p>（1）個別支援計画の作成について</p> <p>（2）共助力の向上について</p> <p>（3）庁内体制と関係機関との連携について</p> <p>（4）研修会について</p> <p>（5）避難訓練について</p>
4	9 番 山戸 寛君	<p>1 会計年度任用職員制度について（市長）</p> <p>（1）令和2年度会計年度任用職員の採用予定について</p> <p>（2）会計年度任用職員制度への制度変更の目的について</p> <p>（3）初号給の設定について</p> <p>（4）昇給・給料の上限の規定について</p> <p>2 委託事業への反映について（市長）</p> <p>（1）現行の委託事業の種類について</p> <p>（2）制度の改正が反映される事業について</p> <p>（3）新制度の適用時期について</p> <p>（4）一般事務・調理員の事業種による相違について</p> <p>（5）募集手続きの遅れについて</p>

令和2年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	3月19日	承 認
第 2 号	令和元年度宿毛市一般会計補正予算について	3月19日	原案可決
第 3 号	令和元年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
第 4 号	令和元年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
第 5 号	令和元年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
第 6 号	令和元年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
第 7 号	令和元年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
第 8 号	令和元年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
第 9 号	令和元年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
第10号	令和元年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
第11号	令和元年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月19日	原案可決
第12号	令和2年度宿毛市一般会計予算について	3月19日	原案可決
第13号	令和2年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月19日	原案可決
第14号	令和2年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月19日	原案可決
第15号	令和2年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月19日	原案可決
第16号	令和2年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月19日	原案可決
第17号	令和2年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月19日	原案可決

第18号	令和2年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月19日	原案可決
第19号	令和2年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月19日	原案可決
第20号	令和2年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月19日	原案可決
第21号	令和2年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月19日	原案可決
第22号	令和2年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について	3月19日	原案可決
第23号	令和2年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について	3月19日	原案可決
第24号	令和2年度宿毛市水道事業会計予算について	3月19日	原案可決
第25号	技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	3月19日	原案可決
第26号	宿毛市人材のまち基金条例の制定について	3月19日	原案可決
第27号	横瀬川ダムクライミング施設の設置及び管理に関する条例の制定について	3月19日	原案可決
第28号	宿毛市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決
第29号	宿毛市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決
第30号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決
第31号	宿毛市営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決
第32号	宿毛市営地域振興住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決
第33号	宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決
第34号	宿毛市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	3月19日	原案可決
第35号	市道路線の認定について	3月19日	原案可決
第36号	市道路線の変更について	3月19日	原案可決
第37号	市道路線の廃止について	3月19日	原案可決

第38号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	3月19日	原案可決
第39号	宿毛市と高知県との間の行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について	3月19日	原案可決
第40号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について	3月19日	原案可決
第41号	高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について	3月19日	原案可決
第42号	高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について	3月19日	原案可決

請 願

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 3 号	県にビキニ被災者救済措置を講ずるよう意見書提出を求める請願	3月19日	不採択

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 7 号	就学援助の縮小に反対し、現状維持と充実を求める陳情	3月19日	不採択